

茨木市建設工事等検査要綱等

令和8年4月1日

目 次

第1章	茨木市建設工事等検査要綱	
1	趣旨	1
2	定義	1
3	検査実施の区分	1
4	検査の種類及び実施時期	1
5	工事関係書類の提出義務	2
6	施工体制の点検等	2
7	資料の提出要求	2
8	検査の事前準備	2
9	検査員の職務	2
10	検査員の権限	2
11	検査実施の手続	2
12	検査の立会い	2
13	検査の中止等	3
14	工事成績の評定	3
15	検査結果の報告等	3
16	委託検査の場合の措置	4
17	検査月報	4
18	検査台帳	4
19	工事施行担当部長の行う検査	4
20	検査員証の携帯	4
21	その他	4
22	検査依頼添付書類 別表	6
	(参考資料)	7
23	様式	8
第2章	茨木市建設工事等検査要綱取扱要領	
1	目的	36
2	工事等検査計画書の作成	36
3	工事施行担当課で検査することが適切であると認められる建設工事	36

4	工場検査	36
5	基本検査	36
6	設計変更	37
7	検査の立会い	37
8	その他	37
9	様式	39
第3章	茨木市請負工事施工体制把握要領	
1	目的	41
2	施工体制の点検等	41
3	検査への反映	41
4	様式	43
第4章	茨木市検査実施基準	
1	趣旨	57
2	検査の内容	57
3	工事実施状況の検査	57
4	工事の出来形及び品質の検査	57
5	出来形部分の数量確認	57
6	その他	57
7	工事実施状況の検査留意事項（施工管理状況）	
	別表第1	59
8	工事実施状況の検査留意事項（施工状況）	
	別表第2	60
9	土木工事検査基準（出来形・品質）別表第3	61
10	建築工事及び建築設備工事検査基準 （出来形・品質）	73
11	設備工事検査基準（出来形・品質）	91
第5章	茨木市測量・建設コンサルタント等業務委託検査実施基準	
1	趣旨	99
2	検査の内容	99

3	業務実施状況の検査	99
4	成果品の検査	99
5	品質の検査	99
6	その他	99
7	業務実施状況検査基準 別表第1	100
8	成果品検査基準 別表第2	102
9	品質検査基準 別表第3	103

第6章 茨木市工事成績評定結果通知・公表実施要綱

1	目的	106
2	対象工事	106
3	通知方法	106
4	説明請求	106
5	回答	106
6	再説明請求	106
7	委員会の設置	106
8	公表	107
9	準用	107
10	様式	108

第7章 茨木市工事成績評定評価委員会設置要綱

1	趣旨	118
2	所掌事務	118
3	組織	118
4	委員長等	118
5	会議	118
6	庶務	118
7	その他	118

第8章 茨木市建設工事等成績採点基準

1	趣旨	120
2	評定の方法	120

3	遅延日数の評価への参入基準	120
4	その他	120
5	土木工事成績採点基準 別表第1	122
6	建築工事及び建築設備工事成績採点基準 別表第2	183
7	設備工事成績採点基準 別表第3	211
8	業務委託（土木（設備）設計委託）成績採点基準 別表第4	235
9	業務委託（測量・地質・調査・計画、その他委託） 成績採点基準 別表第5	246
10	業務委託（建築・建築設備設計委託）成績採点基準 別表第6	260
11	業務委託（現場技術（工事監理）委託）成績採点基準 別表第7	272
12	業務委託（家屋調査）成績採点基準 別表第8	279
13	維持管理工事成績採点基準 別表第9	286

第 1 章 茨木市建設工事等検査要綱

茨木市建設工事等検査要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市における建設工事等についての請負契約又は委託契約（以下「工事等請負契約」という。）の目的たる給付の完了の確認をするため、別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づく検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 第4に規定する検査を行うため、茨木市財務規則（平成3年茨木市規則第15号）第136条に規定する検査職員をいう。
- (2) 監督員 茨木市財務規則第135条に規定する監督職員をいう。
- (3) 契約担当課長 工事等請負契約の締結を主管する課の長をいう。
- (4) 工事施行担当部長、工事施行担当課長、工事施行担当課長代理及び工事施行担当係長 工事等請負契約に係る設計及び施工を主管する部の部長、課の課長、課の課長代理及び係の係長をいう。

(検査実施の区分)

第3 企画財政部長（以下「検査担当部長」という。）が実施する検査は、契約金額が1,000万円以上の建設工事に係る請負契約（契約検査課長が工事施行担当課で検査することが適切と判断したものは除く。）及び契約検査課長（以下「検査課長」という。）が特に必要と認める工事等請負契約に係る検査とする。

2 工事施行担当部長が実施する検査は、前項に規定する検査以外の検査とする。

(検査の種類及び実施時期)

第4 検査の種類及び実施時期は、次の各号に掲げる検査の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 竣工・完了検査 竣工検査にあつては建設工事等に係る請負契約、完了検査にあつては建設工事等に係る委託契約の目的物が完成したとき。
- (2) 出来形検査 部分払いの請求があつたとき又は契約の解除等により工事等を中止し、若しくは打ち切るとき。
- (3) 中間検査 工事等施工過程において、既に完成した目的物の一部を使用するとき又は工場において検査の必要があるとき。
- (4) 基本検査 水中若しくは地下に埋設する工事等その他完成後外部から明視することができない工事等を施工するとき又は主要構造部分の工事等が完成したとき。

(5) 随時検査 工事等施工過程において、検査課長が特に必要があると認めたとき。
(工事関係書類の提出義務)

第5 工事施行担当課長は、第3第1項に規定する契約に係る工事等に着手したときは、仕様書、設計書、図面、工程表並びに現場代理人及び主任技術者（監理技術者）届の写しを必要に応じて検査課長に提出しなければならない。設計変更した場合も同様とする。

(施工体制の点検等)

第6 工事施行担当課長は、請負工事について、適正な現場施工体制を確保するため、別に定める茨木市請負工事施工体制把握要領により施工体制の点検を行わなければならない。

2 工事施行担当課長は、第4各号に掲げる検査を検査課長が行うときは、速やかに別に定める施工体制点検表の写しを当該検査課長に提出しなければならない。

(資料の提出要求)

第7 検査課長は、工事施行担当課長に対し、第5及び第6に規定するもののほか必要と認める資料の提出を求めることができる。

(検査の事前準備)

第8 検査員は、検査の実施に先立ち、当該建設工事等の仕様書、設計書、図面その他関係書類の内容を通覧し、検査に備えなければならない。

(検査員の職務)

第9 検査員は、契約書、仕様書、設計書、図面その他関係書類及び別に定める茨木市検査実施基準又は茨木市測量・建設コンサルタント等業務委託検査実施基準に基づき、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査員の権限)

第10 検査員は、検査を行うに当たり、監督員及び受注者又は現場代理人に対して検査の目的物の一部の破壊その他必要な措置並びに説明及び書類の提出を求めることができる。

(検査実施の手続)

第11 工事施行担当部長は、竣工・完了検査、出来形検査、中間検査、基本検査又は随時検査を必要とするときは、検査依頼書（様式第1号）に別表に規定する書類を添えて、検査予定日の5日前までに検査担当部長に提出しなければならない。

2 検査担当部長は、前項の規定による検査の依頼を受けたときは、速やかに当該検査を担当する検査員を指定し、検査の実施日時を検査執行通知書（様式第2号）により工事施行担当部長に通知しなければならない。

(検査の立会い)

第12 検査員は、別に定める場合を除くほか、監督員及び受注者又は現場代理人の立

会の上、検査を行わなければならない。

(検査の中止等)

第13 検査員は、次に掲げる事由により適正な検査を実施できないと認めた場合は、検査を中止することができる。

- (1) 検査員の職務執行を妨げ、又はそのおそれがある場合
- (2) 検査に立ち会うべき者が立ち会わない場合
- (3) その他やむをえない事情により検査が困難な場合

2 検査員は、前項の規定により検査を中止した場合は、速やかに検査課長に報告しなければならない。

3 検査課長は、前項に規定する報告を受けた場合は、速やかに検査に必要な指示を与えると同時に、適宜の措置を採らなければならない。

(工事成績の評定)

第14 建設工事等成績表の評定者は、監督員、工事施行担当係長等（工事施行担当係長又は工事施行担当課長代理をいう。以下同じ。）及び検査員が行うものとする。

2 監督員、工事施行担当係長等及び検査員は、竣工・完了検査を行ったときは、別に定める茨木市建設工事等成績採点基準により、当該工事等の成績評定を行わなければならない。

3 成績評定は、建設工事等成績表（様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号又は様式第11号）により行うものとする。

4 工事施行担当係長等は、監督員の行った評定について実態と差異があると認めた場合において、監督員の意見を聴き、修正の必要があると認めたときは、採点の修正を行うものとする。

5 検査課長又は工事施行担当課長は、建設工事等成績表について必要があると認めたときは、検査員等の意見を聴くなど総合的に判断を行い総合調整するものとする。

(検査結果の報告等)

第15 検査員は、第4各号に掲げる検査を行ったときは、その結果を記載した検査報告書（様式第12号）を速やかに作成し、検査担当部長に提出しなければならない。ただし、竣工・完了検査の場合においては、建設工事等成績表を添付するものとする。

2 検査担当部長は、前項に規定する検査報告書を受けたときは、その内容を確認の上、給付が契約の内容に適合すると認めた場合は、速やかに検査調書（様式第13号）を作成し、工事施行担当部長に送付しなければならない。

3 給付が契約の内容に適合しないと検査担当部長が認める場合は、検査課長は手直

し工事指示書（様式第14号）に手直し等を要する事項及び完了すべき期限を記入し、工事施行担当課長に送付しなければならない。

4 工事施行担当課長は、前項の規定による手直し等が完了した場合は、速やかに手直し工事完了届（様式第15号）を検査課長に提出しなければならない。

5 第13及び第14並びに第1項及び第2項の規定は、前項に規定する手直し等が完了した場合に準用する。

（委託検査の場合の措置）

第16 検査課長は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により、検査員以外の者（以下「委託検査員」という。）に委託して検査を行わせる場合には、委託検査員から当該検査についての検査報告書その他検査内容を明らかにした書類を提出させるとともに、竣工・完了検査及び出来形検査のときは、検査員を立ち合わせなければならない。

2 第13の規定は、前項の場合に準用する。

（検査月報）

第17 検査課長は、毎月の末日において、検査月報（様式第16号）を作成し、翌月の5日までに検査担当部長に報告しなければならない。

（検査台帳）

第18 検査課長は、第3第1項に規定する検査について、検査台帳（様式17号）を作成するとともに、当該工事等に係る検査過程を明確にしておかななければならない。

（工事施行担当部長の行う検査）

第19 第3第2項に規定する工事施行担当部長が行う検査については、原則として検査担当部長が行う検査の例によるものとする。

2 工事施行担当部長は、前項の検査を行うときは、当該工事の監督員及び工事施行担当係長以外の者を検査員に指定しなければならない。

3 工事施行担当課長は、第1項の検査により作成した建設工事等成績表を契約担当課長に提出しなければならない。

4 工事施行担当課長は、第1項の検査においては、検査調書等に基づき、当該工事の検査過程を明確にするため、必要な事項を検査台帳に記入するものとする。

（検査員証の携帯）

第20 検査員は、検査を行う場合には常に検査員証（様式第18号）を携帯し、関係人から請求のあったときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第21 この要綱に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日（第2項において「実施日」という。）から実施する。
- 2 この要綱は、実施日以後に締結する工事等請負契約から適用し、同日前に締結したものについては、なお従前の例による。
- 3 茨木市建設工事等検査要綱（昭和63年5月1日実施）は、廃止する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の茨木市建設工事等検査要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の茨木市建設工事等検査要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表

検査依頼添付書類

契約図書 に関連する書類	契約書 関係	1 工事請負契約書の写し 2 着工届 3 現場代理人及び主任・監理技術者届 4 同上経歴書 5 工程表 6 履行保証に関する書類 7 下請負者届・直営工事届 8 材料承諾願 9 各種保険成立証明書 10 その他必要と認め指示したもの
	設計図書関係	1 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書 2 設計図質疑書 3 その他必要と認め指示したもの
共通仕様書に 関連する書類		1 コリンズの登録（対象工事のみ） 2 施工体制台帳及び施工体系図（対象工事のみ） 3 工事打合せ簿 4 実施工程表 5 総合施工計画書及び工種別施工計画書 6 施工図（製作図） 7 使用材料品届及び同等品願 8 主要材料搬入報告書 9 主要材料検査願 10 各種材料試験報告書 11 施工確認報告書（一工程の施工の確認及び報告） 12 施工検査願・立会願 13 再生資源利用（計画・実施）書 14 指定副産物搬出調書 15 工事写真 16 工事経過記録書（日報・月報等） 17 安全衛生管理及び環境保全対策方針書 18 出来形成果表（出来形図、出来形数量計算書等） 19 出来形報告（進捗状況、比率） 20 納品書 21 完成図・保守の資料 （機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表） 22 その他必要と認め指示したもの

(参考資料)

現場に必要な図書類

	区分	項目	細目	備考	
一般共通事項	一般事項	契約図書	工事請負契約書	契約書の写し、工程表、現場代理人等	
			設計図書	現場説明書、質疑回答書	
			火災保険	保険の種別	
			建退共	掛金領収書の写し、不購入申請書等	
			提出書類	提出書類の写し	
		官公署等への手続	工事実績情報	登録内容の写し	
			発生材の処理	処理を要するもの 再生資源の利用を図るもの	発生材調書、処理報告書 発生材調書、処理報告書
		工事関係図書	実施工程表	実施工程表	
				補足工程表	
			施工計画書	総合施工計画書	
	工種別施工計画書				
	施工図等		施工図等	施工図、原寸図、工作・製作図等	
	工事の記録		工事打合せ書	指示・協議事項	
			工事実施状況報告	工事実施状況報告書	
			試験	試験報告書	
			施工	工程内検査記録	
			工事写真	実施状況	
	工事現場管理	施工管理	施工管理体制 (施工体制台帳等)	現場代理人・監理技術者・専門技術者 ・品質管理責任者を含む現場組織、 施工管理技術者、電気保安技術者等	
			安全衛生管理体制	安全衛生組織、緊急時の連絡体制、 警備体制	
		施工中の安全確保及び環境保全	安全衛生管理	工事安全計画書	
			環境保全	環境保全対策方針書	
			近隣等との折衝	状況報告書	
			作業環境	作業環境の美化	
			災害時の安全確保	事故・処理報告書	
		養生 後片付け	汚染・損傷の防止 片付け、清掃		
		材料	材料の品質等	使用材料の品質・性能の証明	品質証明書、使用材料品届・同等品願
				材料の搬入	材料搬入報告書
	材料の検査等			監督職員の検査	
	材料検査に伴う試験			試験計画書、試験成績書	
	試験				
	施工	施工	施工内容の確認	工事実施状況報告書	
			一工程の施工確認	工程内検査記録	
		一工程の施工の確認及び報告	施工報告	工種別施工報告書	
			監督職員の検査	監督職員検査記録	
		施工の検査等	試験機関 試験方法	試験計画書、試験成績書	
			監督職員の指示	監督職員立会い記録	
		工法の提案	所要の品質、性能	工法提案資料、品質・性能証明書	
			社内最終検査	社内最終検査記録	
		工事検査	完成時の検査	監督職員の確認	監督職員確認記録
				施行担当課の確認	施行担当課確認記録
	関係官署の検査			建築主事、消防署、保健所	
	完成図			特記仕様書、監督職員の指示による	
	完成図書	完成時の提出物	保全に関する資料	取扱説明書、試験成績書、官公署届出書類ほか	
			完成写真	特記仕様書、監督職員の指示による	
			鍵、備品、工具	各リスト及び引き渡書	
			工種別施工計画書	設計図書、施工条件等と比較・検討	
	各工種別工事	施工計画	施工図等	設計図書と照合	
材料・製品			材料搬入報告書、製品・工場検査報告書		
受入検査		数量の対比	工事材料対比表、納品伝票		
		管理の方法等	施工計画に適合していること		
工程内検査		一工程の施工確認	工程内検査・確認記録		

様式第2号

検査執行通知書

茨 第 号
年 月 日

[工事施行担当部長]

(あて先) 部長

[検査担当部長]

部長

下記工事等の検査を執行しますので通知します。

工事等件名			
検査の種類	竣工・完了 出来形 中間 基本 随時	工事場所	
業者名			
工事番号	第 号	請負金額	円
契約工期	年 月 日 ~		年 月 日
検査執行日時	年 月 日		午前・午後 時 分
監督員			
検査員		検査員	
(備考)			

建設工事等成績表（竣工）

土木工事等用

決 裁	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係															
	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係															
供 覧	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係															
	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係															
茨 第 号 年 月 日 建設工事等成績表を送付します。 （あて先） 企画財政部契約検査課長 部 課長							検 査 年 月 日 年 月 日 工 事 番 号	契 約 検 査 課 茨 契 第 号 年 月 日													
契 約 検 査 課 契 約 第 号 年 月 日							受 付 契 約 第 号 年 月 日	契 約 第 号 年 月 日													
							検 査 員 名 名 職 氏 名 名	契 約 第 号 年 月 日													
							検 査 員 名 名 職 氏 名 名	契 約 第 号 年 月 日													
							担 当 係 長 ・ 課 長 代 理 職 名 名 氏 名 名 監 督 員 名 名 職 名 名 氏 名 名	契 約 第 号 年 月 日													
工 事 等 件 名 契 約 年 月 日	工 事 主 管 課 名 契 約 年 月 日	部 課 年 月 日	契 約 自 年 月 日 工 期 至 年 月 日																		
業 者 名	契 約 額 当 初 円 変 更 1 回 円 2 回 円 3 回 円	手 直 し 有 ・ 無 竣 工 認 定 日 年 月 日	契 約 額 当 初 円 変 更 1 回 円 2 回 円 3 回 円																		
工 事 概 要	工 事 場 所						純 遅 延 日 数 (X) + (Y)														
遅 延 日 数 内 訳							純 遅 延 日 数 (X) + (Y)														
用 地 補 償 日	気 象 雨 雪 日	埋 設 物 件 占 用 日	工 法 協 議 日	業 者 (X) 日	手 直 日 数 (Y) 日	遅 延 日 数 日															
評 価 項 目	評 定 者																				
項 目	細 別	監 督 員					担 当 係 長 ・ 課 長 代 理					検 査 員									
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1	I 施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0	/														
	II 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0	/														
2	I 施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	/	1.0	/	0.0	-7.5	-15.0	5.0	/	2.5	/	0.0	-7.5	-15.0	
	II 工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	/	1.0	/	0.0	-7.5	-15.0	/							
	III 安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	/	1.5	/	0.0	-7.5	-15.0	/							
	IV 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0	/														
3	I 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0	/														
	II 品質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0	/														
	III 出来栄え	/					/														
4	I 施工条件等への対応	/					/					0.0	/								
5	I 創意工夫	/					/					0.0	/								
6	I 地域への貢献等	/					10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	/									
7	加減点計	点					点					点									
8	評定点計	(65+加減点)×0.4					(65+加減点)×0.2					(65+加減点)×0.4									
9	法令順守等	/					点					/									
10	総評点	点 [8 評定点計 (点) + 9 法令順守等 点]																			
指 示 事 項	そ の 他	検 査 担 当 課 長 評 定 経 過 総 合 調 整 摘 要 点																			

保存年限5年

建設工事等成績表（竣工）

決 裁	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係	土木工事等用																	
							検 査 年 月 日	工 事 番 号																
茨 第 年 月 日 号						検 査 年 月 日	決 裁		年 月 日															
建設工事等成績表の送付について						検 査 員 職 名 氏 名																		
茨木市建設工事等検査要綱の規定により						検 査 員 職 名 氏 名																		
企画財政部契約検査課長 あて						担 当 係 長 ・ 課 長 代 理 職 名 氏 名																		
送付してよろしいか。						監 督 員 職 名 氏 名																		
工 事 等 件 名				工 事 主 管 課 名	部 課			契 約 自	年 月 日															
				契 約 年 月 日	年 月 日			工 期 至	年 月 日															
業 者 名				契 約 金 額	当 初			手 直 し			年 月 日													
					変 更 1 回			竣 工 認 定 日																
					2 回																			
					3 回																			
工 事 概 要							工 事 場 所																	
							遅 延 日 数 内 訳												純 遅 延 日 数 (X) + (Y)					
							用 地 補 償	気 象 雨 雪	埋 設 物 件 占 用	工 法 協 議	業 者 (X)	手 直 日 数 (Y)									遅 延 日 数			
												日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
評 価 項 目						評 定 者																		
項 目	細 別	監 督 員					担 当 係 長 ・ 課 長 代 理					検 査 員												
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e				
1 施工体制	I 施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0	/																	
	II 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0																		
2 施工状況	I 施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	5.0	/	2.5	/	0.0	-7.5	-15.0	/										
	II 工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	/	1.0	/	0.0	-7.5	-15.0											
	III 安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	/	1.5	/	0.0	-7.5	-15.0											
	IV 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0																		
3 出来形 及び 出来栄	I 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0	/										
	II 品質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0	15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0											
	III 出来栄						5.0	/	2.5	/	0.0	-5.0												
4 工事特性	I 施工条件等への対応											0.0	/											
5 創意工夫	I 創意工夫				0.0	/																		
6 社会性等	I 地域への貢献等						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	/												
7 加減点計		点					点					点												
8 評定点計		(65+加減点)×0.4					(65+加減点)×0.2					(65+加減点)×0.4												
9 法令順守等		/					点					/												
10 総評点		点 [8 評定点計 (点) + 9 法令順守等 点]																						
指 示 事 項 他							検 査 担 当 課 長 又 は 工 事 課 長		評 定 経 過															
									総 合 調 整					摘 要										
								点																

保存年限5年

建設工事等成績表（竣工）

建築工事・建築設備工所用

決 裁	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係														
	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係														
供 覧	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係														
	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係														
茨 第 年 月 号 建設工事等成績表を送付します。 （あて先） 企画財政部契約検査課長 部 課長				検 査 年 月 日 年 月 日 検 査 員 名 名 職 氏 名 名 検 査 員 名 名 職 氏 名 名 担 当 係 長 ・ 課 長 代 理 職 名 名 氏 名 名 監 督 員 名 名 職 名 名 氏 名 名	工 事 番 号 契 約 第 号 年 月 日	契 約 検 査 課 契 約 第 号 年 月 日														
工 事 等 件 名	工 事 主 管 課 名			部 課	契 約 自	年 月 日														
業 者 名	契 約 年 月 日			年 月 日	工 期 至	年 月 日														
工 事 概 要	契 約 額				当 初	円	手 直 し 有 ・ 無													
	契 約 額				変 更 1 回	円														
	契 約 額				2 回	円														
	契 約 額				3 回	円														
工 事 場 所	工 事 場 所						純 遅 延 日 数 (X) + (Y)													
	遅 延 日 数 内 訳																			
	用 地 補 償	気 象 雨 雪	埋 設 物 件 占 用	工 法 協 議		業 者 (X)		手 直 日 数 (Y)	遅 延 日 数											
評 価 項 目		評 定 者																		
項 目	細 別	監 督 員					担 当 係 長 ・ 課 長 代 理					検 査 員								
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0														
	II 配 置 技 術 者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0														
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0							
	II 工 程 管 理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0		1.0		0.0	-7.5	-15.0							
	III 安 全 対 策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0		1.5		0.0	-7.5	-15.0							
	IV 対 外 関 係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0														
3 出 来 形 及 び 出 来 栄 え	I 出 来 形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0							
	II 品 質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0	15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0							
	III 出 来 栄 え						5.0		2.5		0.0	-5.0								
4 工 事 特 性	I 施 工 条 件 等 へ の 対 応											0.0								
5 創 意 工 夫	I 創 意 工 夫				0.0															
6 社 会 性 等	I 地 域 へ の 貢 献 等						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0									
7 加 減 点 計	点					点					点									
8 評 定 点 計	(65+加減点)×0.4					(65+加減点)×0.2					(65+加減点)×0.4									
9 法 令 順 守 等						点														
10 総 評 点	点 [8 評 定 点 計 (点) + 9 法 令 順 守 等 点]																			
指 示 事 項 他					検 査 担 当 課 長										評 定 経 過					
															総 合 調 整 点					

保存年限5年

建設工事等成績表（竣工）

建築工事・建築設備工事用

決 裁	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係																						
							検 査 年 月 日	工 事 番 号																				
茨 第 年 月 日 号 建設工事等成績表の送付について 茨木市建設工事等検査要綱の規定により 企画財政部契約検査課長 あて 送付してよろしいか。							検 査 員 職 名 氏 名	決 裁 年 月 日																				
							検 査 員 職 名 氏 名																					
							担 当 係 長 ・ 課 長 代 理 職 名 氏 名																					
							監 督 員 職 名 氏 名																					
工 事 等 件 名				工 事 主 管 課 名			部 課	契 約 自	年 月 日																			
				契 約 年 月 日			年 月 日	工 期 至	年 月 日																			
業 者 名				契 約 金 額			当 初 円	手 直 し	有 ・ 無																			
				変 更 1 回 円			円	竣 工	年 月 日																			
				2 回 円			円	認 定 日	年 月 日																			
				3 回 円			円																					
工 事 概 要							工 事 場 所																					
							遅 延 日 数 内 訳																					
			用 地 補 償	気 象 雨 雪	埋 設 物 件 占 用	工 法 協 議			業 者 (X)	手 直 日 数 (Y)	遅 延 日 数	純 遅 延 日 数 (X) + (Y)																
			日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																
評 価 項 目							評 定 者																					
項 目	細 別	監 督 員					担 当 係 長 ・ 課 長 代 理					検 査 員																
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e								
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0	/																					
	II 配 置 技 術 者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0																						
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	5.0	/	2.5	/	0.0	-7.5	-15.0	/														
	II 工 程 管 理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	/	1.0	/	0.0	-7.5	-15.0															
	III 安 全 対 策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	/	1.5	/	0.0	-7.5	-15.0															
	IV 対 外 関 係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0																						
3 出 来 形 及 び 出 来 栄 え	I 出 来 形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0	/																					
	II 品 質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0																10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0
	III 出 来 栄 え																					5.0	/	2.5	/	0.0	-5.0	/
4 工 事 特 性	I 施 工 条 件 等 へ の 対 応											0.0																
5 創 意 工 夫	I 創 意 工 夫				0.0																							
6 社 会 性 等	I 地 域 へ の 貢 献 等						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0																	
7 加 減 点 計	点					点					点																	
8 評 定 点 計	(65+加減点)×0.4					(65+加減点)×0.2					(65+加減点)×0.4																	
9 法 令 順 守 等						点																						
10 総 評 点	点 [8 評 定 点 計 (点) + 9 法 令 順 守 等 点]																											
指 示 事 項	そ の 他											検 査 担 当 課 長 又 は 工 事 課 長	評 定 経 過															
													総 合 調 整															
													摘 要															
													点															

保存年限 5年

建設工事等成績表（竣工）

設備工費用

決 裁	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係														
	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係														
供 覧	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係														
	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係														
茨 第 年 月 号 日				検 査 年 月 日	工事番号															
建設工事等成績表を送付します。 （あて先） 企画財政部契約検査課長 部 課長				検 査 員 氏 名	受 付 契約検査課 茨 契 第 号 年 月 日															
				職 氏 名																
				検 査 員 氏 名																
				職 氏 名																
				担 当 係 長 ・ 課 長 代 理																
				職 氏 名																
				監 督 員 氏 名																
				職 氏 名																
工 事 等 件 名				工 事 主 管 課 名	部 課															
				契 約 年 月 日	契 約 自 年 月 日															
業 者 名				契 約 金 額	当 初	円														
					変 更 1 回	円														
					2 回	円														
					3 回	円														
				竣 工 認 定 日	年 月 日															
工 事 概 要	工 事 場 所																			
	遅 延 日 数 内 訳				純 遅 延 日 数 (X) + (Y)															
	用 地 補 償	気 象 雨 雪	埋 設 物 件 占 用	工 法 協 議	業 者 (X)	手 直 日 数 (Y)	遅 延 日 数	日												
	日	日	日	日	日	日	日	日												
評 価 項 目		評 定 者																		
項 目	細 別	監 督 員					担 当 係 長 ・ 課 長 代 理					検 査 員								
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0	/													
	II 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0	/													
2 施工状況	I 施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	/	1.0	/	0.0	-7.5	-15.0	5.0	/	2.5	/	0.0	-7.5	-15.0
	II 工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	/	1.0	/	0.0	-7.5	-15.0	/						
	III 安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	/	1.5	/	0.0	-7.5	-15.0	/						
	IV 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0	/													
3 出来形 及び 出来栄	I 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0	/													
	II 品質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0	15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0
	III 出来栄	/					5.0	/	2.5	/	0.0	-5.0	/							
4 工事特性	I 施工条件等への対応	/					/					0.0	/							
5 創意工夫	I 創意工夫	0.0			/															
6 社会性等	I 地域への貢献等	/					10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	/								
7 加減点計		点					点					点								
8 評定点計		(65+加減点)×0.4					(65+加減点)×0.2					(65+加減点)×0.4								
9 法令順守等		/					点					/								
10 総評点		点 [8 評定点計 (点) + 9 法令順守等 (点)]																		
指 示 事 項	そ の 他	検 査 又 は 工 事 課 長				評 定 経 過				総 合 調 整				摘 要						
		点				点				点				点						

建設工事等成績表（竣工）

決 裁	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係	設備工事用														
							検 査 年 月 日	工 事 番 号													
茨 第 号 年 月 日 建設工事等成績表の送付について 茨木市建設工事等検査要綱の規定により 企画財政部契約検査課長 あて 送付してよろしいか。							検 査 員 職 名 氏 名	決 裁						年 月 日							
							年 月 日														
							検 査 員 職 名 氏 名														
							担 当 係 長 ・ 課 長 代 理 職 名 氏 名 監 督 員 職 名 氏 名														
工 事 等 件 名				工 事 主 管 課 名	部 課		契 約 自	年 月 日													
				契 約 年 月 日	年 月 日		工 期 至	年 月 日													
業 者 名				契 約 金 額	当 初		円	手 直 し 有 ・ 無 竣 工 認 定 日 年 月 日													
					変 更 1 回		円														
					2 回		円														
					3 回		円														
工 事 概 要							工 事 場 所						純 遅 延 日 数 (X) + (Y) 日								
							遅 延 日 数 内 訳														
							用 地 補 償	気 象 雨 雪	埋 設 物 件 占 用	工 法 協 議	業 者 (X)	手 直 日 数 (Y)			遅 延 日 数						
評 価 項 目							評 定 者														
項 目	細 別	監 督 員					担 当 係 長 ・ 課 長 代 理					検 査 員									
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1 施工体制	I 施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0	/														
	II 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0															
2 施工状況	I 施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	1.0	0.0	-7.5	-15.0	/									
	II 工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	1.0	0.0	-7.5	-15.0										
	III 安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	1.5	0.0	-7.5	-15.0										
	IV 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0															
3 出来形 及び 出来栄	I 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0	/														
	II 品質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0															
	III 出来栄																				
4 工事特性	I 施工条件等 への対応											0.0									
5 創意工夫	I 創意工夫				0.0																
6 社会性等	I 地域への貢献等						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0										
7 加減点計		点					点					点									
8 評定点計		(65+加減点)×0.4					(65+加減点)×0.2					(65+加減点)×0.4									
9 法令順守等							点														
10 総評点		点 [8 評定点計 (点) + 9 法令順守等 (点)]																			
指 示 事 項	そ の 他							評 定 経 過						検 査 担 当 課 長 施 行 担 当 課 長							
								総 合 調 整								摘 要					
								点													

保存年限5年

建設工事等成績表 (完了)

業務委託(土木(設備)設計委託)用

供 覧	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係																	
	茨 契 第 年 月 日 号						検 査 年 月 日	工 事 番 号	契 約 検 査 課														
建設工事等成績表を送付します。							検 査 員 氏 名	受 付	契 約 第 年 月 日 号														
(あて先) 企画財政部契約検査課長							検 査 員 氏 名																
部 課 長							担 当 係 長・課 長 代 理 氏 名																
							監 督 員 氏 名		設 計 区 分														
委 託 等 件 名	委 託 主 管 課 名			契 約 年 月 日			部 課	契 約 自 年 月 日	工 期 至 年 月 日														
	契 約 額			契 約 金 額			契 約 手 直 し 完 了 認 定 日	有・無 年 月 日															
委 託 概 要	委 託 場 所						遅 延 日 数 内 訳						純 遅 延 日 数 (X) + (Y)										
	用 地 補 償	気 象 雨 雪	埋 設 物 件 占 用	工 法 協 議	業 者 (X)	手 直 日 数 (Y)	遅 延 日 数							日									
評 価 項 目							評 定 者																
							監 督 員					担 当 係 長：課 長 代 理					検 査 員						
							a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e		
ブ ロ ッ ク 評 価	専 門 技 術 力	提 案 力・改 善 力	1 業務着手段階における業務特性等の考慮	1.7	1.4	1.0	/																
			2 業務遂行段階における提案	3.3	2.6	2.0																	
			3 業務遂行上必要となる課題の提案	1.7	1.4	1.0																	
			4 業務内容等改善の提案	1.6	1.3	1.0																	
	業 務 執 行 技 術 力	5 目的と内容の理解	0.3	0.2	0.2	0.1	0.0	8.3	6.6	5.0	3.3	1.7	3.3	2.8	2.4	1.9	1.5						
		6 必要情報の把握	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0																
		7 検討項目、検討手法	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0																
		8 打ち合わせ資料の内容	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1																
		9 十分な技術力	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1																
	施 工 時 へ の 配 慮	概 略 設 計・予 備 設 計	10 施工に関する一般的な知識	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5	/														
			11 施工条件等の把握	1.7	1.4	1.0	0.7	0.3															
	詳 細 設 計	10 施工に関する一般的な知識	1.7	1.4	1.0	0.7	0.3	/															
		11 施工条件等の把握	1.3	1.0	0.8	0.5	0.3																
	11-1 施工計画(施工方法、仮設備計画)		1.2	1.0	0.7	0.5	0.2	/															
	12 コスト把握能力		4.2	3.4	2.5	1.7	0.8																
	工 程 管 理 能 力	13 実施手順、工程計画	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5	/															
		14 実施体制	0.8	0.6	0.5	0.3	0.2																
		15 打合せ内容の理解、記録	1.7	1.4	1.0	0.7	0.3																
		16 工程管理	3.3	2.6	2.0	1.3	0.7																
	理 品 質 管 理	概 略 設 計・予 備 設 計	17 ミス防止の実施	8.3	6.6	5.0	/																
17 ミス防止の実施			8.3	6.6	5.0	3.4																1.7	
迅 速 性 弾 力 性 調 整 能 力	18 当初計画の変更	1.6	1.3	1.0	/																		
	19 関連事業者間の調整	1.3	1.0	0.8																			
	20 地元住民との合意形成	1.3	1.0	0.8																			
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン カ ケ ー	21 理解しやすい説明・プレゼンテーション(資料)	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	/																
	22 理解しやすい説明・プレゼンテーション(対応)	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0																	
	23 説明を補う努力	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0																	
	24 円滑な業務遂行への努力	0.1	0.0	0.0																			
姿 取 勢 組	責 任 感 積 極 性 倫 理 観	25 責任感、積極性	0.8	0.6	0.5	0.3	0.2	/															
		26 責任感、積極性、倫理観	7.7	6.2	4.6	3.1	1.5																
結 果 評 価	成 果 品 の 品 質	27 目的の達成度	1.6	1.3	1.0	0.6	0.3	11.5	9.9	8.3	6.8	5.2											
		28 的確なとりまとめ	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2	9.0	7.8	6.5	5.3	4.1											
		29 ミスの有無	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2	9.0	7.8	6.5	5.3	4.1											
評 定 点 計							点																
法 令 順 守 等							点																
総 評 点							点																
指 示 事 項	そ の 他	検 査 又 は 工 事 長					評 定 経 過																
							総 合 調 整 摘 要																
							点																

建設工事等成績表 (完了)

業務委託(土木(設備)設計委託)用

決 裁	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係															
	茨 第 年 月 日 号						検 査 年 月 日	工 事 番 号													
建設工事等成績表の送付について 茨木市建設工事等検査要綱の規定により 企画財政部契約検査課長 あて 送付してよろしいか。						検 査 員 氏 名	決 裁	年 月 日													
						検 査 員 氏 名															
						担当係長・課長代理						職 名 氏 名	設 計 区 分	年 月 日							
												監 督 員 氏 名									
委 託 等 件 名	委 託 主 管 課 名				契 約 年 月 日	部 課	契 約 自	年 月 日													
業 者 名					契 約 額	契 約 年 月 日	工 期 至	年 月 日													
					当 初	円	手 直 し	有 ・ 無													
					変 更 1 回	円															
				2 回	円																
				契 約 額	契 約 年 月 日	契 約 額	完 了 認 定 日	年 月 日													
委 託 概 要	委託場所						遅 延 日 数 内 訳							純 遅 延 日 数 (X) + (Y)							
							用 地 補 償	気 象 雨 雪	埋 設 物 件 占 用	工 法 協 議		業 者 (X)	手 直 日 数 (Y)		遅 延 日 数						
							日	日	日	日	日	日	日	日	日	日					
							日	日	日	日	日	日	日	日	日	日					
評 価 項 目						評 定 者															
						監 督 員					担 当 係 長 : 課 長 代 理					検 査 員					
						a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
ブ ロ ッ ク 評 価	専 門 技 術 力	提 案 力 ・ 改 善 力		1 業 務 手 段 階 に お け る 業 務 特 性 等 の 考 慮	1.7	1.4	1.0	/													
				2 業 務 遂 行 段 階 に お け る 提 案	3.3	2.6	2.0														
				3 業 務 遂 行 上 必 要 と な る 課 題 の 提 案	1.7	1.4	1.0														
				4 業 務 内 容 等 改 善 の 提 案	1.6	1.3	1.0														
	業 務 執 行 技 術 力	施 工 時 へ の 配 慮		5 目 的 と 内 容 の 理 解	0.3	0.2	0.2	0.1	0.0	/											
				6 必 要 情 報 の 把 握	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0												
				7 検 討 項 目 ・ 検 討 手 法	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0												
				8 打 ち 合 わ せ 資 料 の 内 容	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1												
				9 十 分 な 技 術 力	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1												
	コ ス ト 把 握 能 力	詳 細 設 計		10 施 工 に 関 す る 一 般 的 な 知 識	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5	/											
				11 施 工 条 件 等 の 把 握	1.7	1.4	1.0	0.7	0.3												
				10 施 工 に 関 す る 一 般 的 な 知 識	1.7	1.4	1.0	0.7	0.3												
				11 施 工 条 件 等 の 把 握	1.3	1.0	0.8	0.5	0.3												
				11-1 施 工 計 画 (施 工 方 法 ・ 仮 設 備 計 画)	1.2	1.0	0.7	0.5	0.2												
				12 コ ス ト 把 握 能 力	4.2	3.4	2.5	1.7	0.8												
工 程 管 理 能 力	理 品 能 力 管		13 実 施 手 順 ・ 工 程 計 画	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5	/												
			14 実 施 体 制	0.8	0.6	0.5	0.3	0.2													
			15 打 合 せ 内 容 の 理 解 ・ 記 録	1.7	1.4	1.0	0.7	0.3													
			16 工 程 管 理	3.3	2.6	2.0	1.3	0.7													
迅 速 性 弾 力 性 調 整 能 力	詳 細 設 計		17 ミ ス 防 止 の 実 施	8.3	6.6	5.0	/														
			17 ミ ス 防 止 の 実 施	8.3	6.6	5.0														3.4	1.7
			18 当 初 計 画 の 変 更	1.6	1.3	1.0															
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 力	姿 取 勢 組		19 関 連 事 業 者 間 の 調 整	1.3	1.0	0.8	/														
			20 地 元 住 民 と の 合 意 形 成	1.3	1.0	0.8															
			21 理 解 し や す い 説 明 ・ プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン (資 料)	0.1	0.1	0.1														0.0	0.0
			22 理 解 し や す い 説 明 ・ プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン (対 応)	0.1	0.1	0.1														0.0	0.0
説 明 力 協 調 性 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 力	理 品 能 力 管		23 説 明 を 補 う 努 力	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	3.8	3.3	2.7	2.2	1.7	/							
			24 円 滑 な 業 務 遂 行 へ の 努 力	0.1	0.0	0.0															
責 任 感 積 極 性 倫 理 観	理 品 能 力 管		25 責 任 感 ・ 積 極 性	0.8	0.6	0.5	0.3	0.2	/												
			26 責 任 感 ・ 積 極 性 ・ 倫 理 観																7.7	6.2	4.6
結 果 評 価	成 果 品 の 品 質		27 目 的 の 達 成 度	1.6	1.3	1.0	0.6	0.3	/												
			28 的 確 な と り ま と め	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2													
			29 ミ ス の 有 無	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2													
評 定 点 計																					
法 令 順 守 等						点															
総 評 点						点															
指 示 事 項	そ の 他						検 査 又 は 工 事 長	評 定 経 過													
								総 合 調 整						摘 要							
						点															

建設工事等成績表 (完了)

業務委託（測量・地質・調査・計画、その他委託）用

供 覧	部長	次長	課長	課長代理	係長	係																																																			
茨 第 年 月 号 日 建設工事等成績表を送付します。 (あて先) 企画財政部契約検査課長 部 課長							検査 年月日	検査年月日 年月日					工事番号		契約検査課 茨契第 号 年 月 日																																										
検査員 職名 氏名 検査員 職名 氏名 担当係長・課長代理 職名 氏名 監督員 職名 氏名							検査員 職名 氏名	受 付					契 約 自 年 月 日 至 年 月 日 工 期																																												
							検査員 職名 氏名													契 約 手直し 有 ・ 無																																					
							検査員 職名 氏名																		契 約 完了 認定日																																
委託等件名		委託主管課名		契 約 年月日		部 課		契 約 工 期		契 約 自 年 月 日 至 年 月 日																																															
業者名		契 約 金額		当初		円		手直し		有 ・ 無																																															
業者名		契 約 金額		変更 1 回		円		2 回		円		完了		年 月 日																																											
業者名		契 約 金額		3 回		円		完了		認定日		年 月 日																																													
委託概要							委託場所					遅延日数内訳																																													
												純遅延日数 (X) + (Y)																																													
												用地補償					気象雨雪					埋設物件占用					工法協議					業者 (X)					手直し日数 (Y)					遅延日数															
評価項目							評 定 者																																																		
							監 督 員					担 当 係 長					検 査 員																																								
							a b c d e					a b c d e					a b c d e																																								
プロセス評価	専門技術力	提案力・改善力	1 業務着手段階における業務特性等の考慮		1.9 1.5 1.1		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/																										
			2 業務遂行段階における提案		3.8 3.0 2.3																																																				
			3 業務遂行上必要となる課題の提案		1.9 1.5 1.1																																																				
			4 業務内容等改善の提案		1.9 1.6 1.2																																																				
	業務執行技術力	5 目的と内容の理解		0.4 0.3 0.2		0.2 0.1		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/																									
		6 必要情報の把握		0.4 0.3 0.2		0.2 0.1																																																			
		7 作業(業務)項目、作業(業務)手法		0.4 0.3 0.2		0.2 0.1																												9.5		7.6		5.7		3.8		1.9		3.8		3.3		2.7		2.2		1.6					
		8 打ち合わせ資料の内容		0.4 0.3 0.3		0.2 0.1																												/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/	
		9 十分な技術力		0.3 0.3 0.2		0.1 0.0																																																			
	管理技術力	10 実施手順、工程計画		2.9 2.3 1.7		1.2 0.6		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/																											
		11 実施体制		0.9 0.7 0.5		0.3 0.2																																																			
		12 打合せ内容の理解、記録		1.9 1.5 1.2		0.8 0.4																																																			
	品質管理能力	13 工程管理		3.8 3.1 2.3		1.5 0.7		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/																											
		14 ミス防止の実施		9.5 7.6 5.7		/																																																			
		15 当初計画の変更		1.9 1.5 1.1		/																																																			
迅速性 弾力性 調整能力	16 関連事業者間の調整		1.4 1.1 0.8		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/																												
	17 地元住民との合意形成		1.5 1.1 0.9		/																																																				
	18 理解しやすい説明・プレゼンテーション(資料)		0.1 0.1 0.1		0.0 0.0																																																				
コミュニケーション力	19 理解しやすい説明・プレゼンテーション(対応)		0.1 0.1 0.1		0.0 0.0		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/																												
	20 説明を補う努力		0.1 0.1 0.0		0.0 0.0																																																				
	21 円滑な業務遂行への努力		0.1 0.1 0.0		/																																																				
姿勢 組	22 責任感、積極性		1.0 0.8 0.6		0.4 0.2		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/																												
	23 責任感、積極性、倫理観		8.5 6.8 5.1 3.4 1.7		/																																																				
結果評価	24 目的の達成度		1.4 1.2 0.9		0.6 0.3		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/		/																												
	25 的確なとりまとめ		1.0 0.9 0.7		0.4 0.2																																																				
	26 ミスの有無		1.0 0.9 0.7		0.4 0.2																										12.0 10.3 8.6 6.9 5.2		9.0 7.7 6.5 5.2 3.9		9.0 7.7 6.4 5.2 3.9																						
評 定 点 計							点																																																		
法令順守等							点																																																		
総 評 点							点																																																		
指示事項	そ の 他						検査又は工事										評 定 経 過																																								
																	総 合 調 整					摘 要																																			
																点																																									

建設工事等成績表 (完了)

業務委託 (建築・建築設備設計委託) 用

供 覧	部長	次長	課長	課長代理	係長	係														
							検査年月日	工事番号												
茨 第 年 月 号 日 建設工事等成績表を送付します。 (あて先) 企画財政部契約検査課長 部 課長							検査員 職名名	氏名	印	受 付	契約検査課 茨 契 第 号 年 月 日						委託種別		業務分類	
							検査員 職名名	氏名	印											
							担当係長・課長代理				印	業務分類		創意工夫の余地 が大きい業務						
							監督員 職名名	氏名	印											
監督員 職名名			印	監督員 職名名			印													
委託等 件名		委託 主管課名		部 課		契 約		自 年 月 日												
		契 約 年月日		年 月 日		工 期		至 年 月 日												
業者名		契 約 金額		当初		円		手直し		有 ・ 無										
				変更 1 回		円				完 了 認定日		年 月 日								
				2 回		円														
委託概要		委託場所		遅 延 日 数 内 訳						純遅延日数 (X) + (Y)										
				用地 補償	気象 雨雪	埋設 物件 占用	工法 協議					業者 (X)	手直 日数 (Y)	遅延 日数						
				日	日	日	日	日	日			日	日	日						
評 価 項 目				評 定 者																
				監 督 員					担 当 係 長					検 査 員						
				a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e		
体制 評価	業務 の実 施 能 力	業務実施体制		1 実施体制、自主管理		0.0				0.0										
		管理技術者の 能力		2 業務の全体把握		0.0														
				3 工程管理		0.0				0.0										
				4 取組み姿勢、責任感の強さ		0.0														
				5 説明力、プレゼンテーション力、協調性		0.0														
主任担当技術者の 能力		6 他分野との調整		0.0						0.0										
		7 工程管理		0.0																
		8 取組み姿勢、責任感の強さ		0.0																
		9 説明力、プレゼンテーション力、協調性		0.0																
プロセス 評価	業務 の実 施 状 況	業務履行中の説明 資料 (途中成果 物) に関する評価		10 記載の程度		0.0				0.0										
				11 途中成果物の内容		0.0														
		調整及び説明、 対応の迅速性		12 打合せ内容の理解、記録		0.0						0.0								
				13 指示、協議事項への対応		0.0														
				14 設計提案等の説明(プレゼンテーション)		0.0														
		与条件の理解、 業務への反映(設 計提案)		15 設計と条件の理解、円滑な業務執 行、技術的検討		0.0						0.0								
				16 仕様書、基準類の理解		0.0														
				17 施工に関する一般的な知識		0.0														
				18 創意工夫、積極的な提案		0.0														
19 専門的な知識、法令等の理解 特 定行政庁等との調整				0.0																
結果 評価	業務 目 的 の 達 成	業務目的の達成 度		20 記載の程度		0.0				0.0				0.0						
				21 成果物の内容		0.0						0.0				0.0				
		課題への対応		22 資料等の整理 指示、協議事項へ の対応		0.0								0.0						
				23 物理的条件、社会的条件		0.0						0.0				0.0				
24 要望、コスト		0.0										0.0								
加 減 点				①				②		③										
加 減 点 計				④		(①+②+③)		加減点35点換算値⑤												
法令順守等								⑥ 点												
総 評 点				65+⑤+⑥		点		(監督員点		点		検査員点		点)						
指 示 事 項 他							検 査 又 は 工 事 長		評 定 経 過											
									総 合 調 整			摘 要			点					

建設工事等成績表 (完了)

業務委託 (建築・建築設備設計委託) 用

決 裁	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係											
	茨 第 年 月 日 号 日																
建設工事等成績表の送付について 茨木市建設工事等検査要綱の規定により 企画財政部契約検査課長 あて 送付してよろしいか。			検 査	検 査 年 月 日			工 事 番 号										
			検 査 員 職 名 氏 名	年 月 日			決 裁	年 月 日									
			検 査 員 職 名 氏 名	年 月 日													
			担 当 係 長・課 長 代 理 職 名 氏 名	年 月 日			委 託 種 別	業 務 分 類									
			監 督 員 職 名 氏 名	年 月 日			創意工夫の余地 が大きい業務										
監 督 員 職 名 氏 名			監 督 員 職 名 氏 名			監 督 員 職 名 氏 名											
委 託 等 件 名	委 託 主 管 課 名		部 課		契 約 自		年 月 日										
	契 約 年 月 日		年 月 日		工 期 至		年 月 日										
業 者 名	契 約 金 額		当 初		円		手 直 し										
			変 更 1 回		円		有 ・ 無										
			2 回		円		完 了 認 定 日										
3 回		円		完 了 認 定 日		年 月 日											
委 託 概 要	委 託 場 所				内 訳				純 遅 延 日 数 (X) + (Y)								
	遅 延 日 数				業 者 (X)	手 直 日 数 (Y)	遅 延 日 数	日									
	用 地 補 償	気 象 雨 雪	埋 設 物 件 占 用	工 法 協 議													
	日	日	日	日	日	日	日	日									
評 価 項 目			評 定 者														
			監 督 員					担 当 係 長					検 査 員				
			a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
体 制 評 価	業 務 の 実 施 能 力	業務実施体制	1 実施体制、自主管理	0.0		0.0											
		管理技術者の能力	2 業務の全体把握	0.0		0.0											
			3 工程管理	0.0		0.0											
			4 取組み姿勢、責任感の強さ	0.0		0.0											
		主任担当技術者の能力	5 説明力、プレゼンテーション力、協調性	0.0		0.0											
6 他分野との調整	0.0		0.0														
7 工程管理	0.0		0.0														
8 取組み姿勢、責任感の強さ	0.0		0.0														
プ ロ セ ス 評 価	業 務 の 実 施 状 況	業務履行中の説明資料 (途中成果物) に関する評価	10 記載の程度	0.0		0.0											
			11 途中成果物の内容	0.0		0.0											
		調整及び説明、対応の迅速性	12 打合せ内容の理解、記録	0.0		0.0											
			13 指示、協議事項への対応	0.0		0.0											
		与条件の理解、業務への反映 (設計提案)	14 設計提案等の説明 (プレゼンテーション)	0.0		0.0											
			15 設計と条件の理解、円滑な業務執行、技術的検討	0.0		0.0											
			16 仕様書、基準類の理解	0.0		0.0											
			17 施工に関する一般的な知識	0.0		0.0											
			18 創意工夫、積極的な提案	0.0		0.0											
結 果 評 価	業 務 目 的 の 達 成	業務目的の達成度	19 専門的な知識、法令等の理解 特定行政庁等との調整	0.0		0.0											
			20 記載の程度	0.0		0.0											
		課題への対応	21 成果物の内容	0.0		0.0											
			22 資料等の整理 指示、協議事項への対応	0.0		0.0											
			23 物理的条件、社会的条件	0.0		0.0											
			24 要望、コスト	0.0		0.0											
加 減 点			①		②		③										
加 減 点 計			④		⑤ (①+②+③)		加減点35点換算値⑤										
法 令 順 守 等					⑥ 点												
総 評 点			65+⑥		点 (監督員点 点 検査員点 点)												
指 示 事 項	そ の 他					検 査 又 は 工 事 長	評 定 経 過										
							総 合 調 整		摘 要								
				点													

建設工事等成績表 (完了)

業務委託（現場技術（工事監理）委託）用

供 覧	部長	次長	課長	課長代理	係長	係																
							業務委託（現場技術（工事監理）委託）用															
茨 第 年 月 号 日 建設工事等成績表を送付します。 （あて先） 企画財政部契約検査課長 部 課長							検査 員 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名	検査 年 月 日 年 月 日	工事番号 茨 契 第 号 年 月 日	受 付						評価対象 の選択	当初計画の変更					
委託等 件名				委託 主管課名	部 課		契 約		自 年 月 日							至 年 月 日						
業者名				契 約 年 月 日	年 月 日		工 期		手直し		有 ・ 無					完 了 年 月 日						
業者名				契 約 金 額	当 初 変 更 1 回		円		2 回		円		3 回		円		完 了 認 定 日					
委託概要							委託場所									純遅延日数 (X) + (Y)						
							遅 延 日 数 内 訳									純遅延日数 (X) + (Y)						
							用地 補償	気象 雨雪	埋設 物件 占用	工法 協議			業 者 (X)	手 直 日 数 (Y)	遅 延 日 数						日	
評 価 項 目							評 定 者															
							監 督 員					担 当 係 長 : 課 長 代 理					検 査 員					
							a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
プロセス 評価	専門 技術力	業務執行技術力	1 目的と内容の理解				1.0	0.5	0.0	-0.5	-1.0											
			2 必要情報の把握				2.0	1.0	0.0	-1.0	-2.0											
			3 検討項目、検討手法				2.0	1.0	0.0	-1.0	-2.0	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0	
			4 打ち合わせ資料の内容				2.0	1.0	0.0	-1.0	-2.0											
			5 十分な技術力				2.0	1.0	0.0	-1.0	-2.0											
	管理 技術力	工程管理能力	6 実施手順、工程計画				0.4	0.2	0.0	-0.2	-0.4											
			7 実施体制				0.4	0.2	0.0	-0.2	-0.4											
			8 打合せ内容の理解、記録				1.8	0.9	0.0	-0.9	-1.8	7.5	3.75	0.0	-3.75	-7.5	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0	
			9 内部関係者への情報伝達				0.2	0.1	0.0	-0.1	-0.2											
			10 工程管理				5.6	2.8	0.0	-1.8	-3.6											
	品質 管理 能力	弾力性等	11 ミス防止の実施				0.8	0.4	0.0	-0.4	-0.8											
			12 当初計画の変更				2.0	1.0	0.0													
コミュニケーション	説明力・表現力・協調性	13 理解しやすい説明・表現				1.0	0.5	0.0	-0.5	-1.0												
		14 円滑な業務遂行への努力				1.8	0.9	0.0														
責任感・積極性	責任感、積極性	15 責任感、積極性、倫理観				2.0	1.0	0.0	-1.0	-2.0	10.0	5.0	0.0	-5.0	-10.0							
結果 評定	施工計画の確認検討、 施工図等の検討、工事 の確認	16 目的の達成度				4.0	2.0	0.0	-2.0	-4.0												
		17 的確なとりまとめ				4.0	2.0	0.0	-2.0	-4.0	7.5	3.75	0.0	-3.75	-7.5	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0		
		18 ミスの有無				4.0	2.0	0.0	-2.0	-4.0												
加 減 点 計					点					点					点							
評 価 点					点 (65+加減点) × 0.64					点 (65+加減点) × 0.16					点 (65+加減点) × 0.20							
法令順守等					点					点					点							
総 評 点 合 計					点					点					点							
指 示 事 項	そ の 他								検 査 又 は 工 事	評 定 経 過												
									施 行 担 当 課 長	総 合 調 整					摘 要							
														点								

建設工事等成績表 (完了)

業務委託(家屋調査)用

供 覧	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係																	
次 第 年 月 号 年 月 日							検 査 年 月 日	検 査 年 月 日 年 月 日		工 事 番 号													
建設工事等成績表を送付します。 (あて先) 企画財政部契約検査課長 部 課長							検 査 員 職 氏 名 名	受 付					茨 第 号 年 月 日										
部 課長							検 査 員 職 氏 名 名	付					年 月 日										
担 当 係 長 ・ 課 長 代 理 職 氏 名 名							監 督 員 職 氏 名 名	年 月 日					日										
工 事 等 件 名				工 事 主 管 課 名			契 約 年 月 日			契 約 年 月 日			自			工 事 日 数			遅 延 日 数				
業 者 名				契 約 金 額			当 初 変 更 1 回			2 回			手 直 し			有 ・ 無			完 了 認 定 日				
工 事 概 要				遅 延 日 数 内 訳										純 遅 延 日 数 (X) + (Y)									
							用 地 補 償	気 象 (雨 雪)	埋 設 物 件 占 用	工 法 協 議						手 直 し 日 数							
							日	日	日	日						日							
評 価 項 目							評 定 者															評 定 点	
項 目	細 別		監 督 員					担 当 係 長 ・ 課 長 代 理					検 査 員										
			a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e						
1 工 期	工 期 内 遅 延 の 別		工 期 内 完 成				遅 延											/ 20					
	1 程 度		20	18	16	(13)	(7)											/ 10					
2 内 容 評 価	1 理 解 力 と 企 画 力		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10					
	2 地 元 対 策		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10					
	3 調 査 員 の 技 能		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10					
	4 書 類 作 成 能 力		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10					
3 下 請 の 指 導	1 程 度		10	8	6	4	2											/ 10					
	1 程 度		10	8	6	4	2											/ 10					
5 報 告 書	1 資 料 整 備												10	8	6	4	2	/ 10					
	2 出 来 形												10	8	6	4	2	/ 10					
6 評 定 点 合 計			() 点					() 点					() 点					/ 100					
指 示 の 事 項 他								評 定 経 過					判 定		A	90点以上							
								総 合 調 整		摘 要					B	80点以上90点未満							
								点							C	70点以上80点未満							
															D	60点以上70点未満							
															E	60点未満							

保存年限 5年

建設工事等成績表 (完了)

業務委託(家屋調査)用

決 裁	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係												
茨 第 号 年 月 日							検 査 年 月 日	工 事 番 号										
建設工事等成績表の送付について 茨木市建設工事等検査要綱の規定により 企画財政部契約検査課長 あて 送付してよろしいか。							検 査 年 月 日	決 裁							年 月 日			
							年 月 日											
							検 査 員 職 名 氏 名											
							検 査 員 職 名 氏 名											
							担 当 係 長・課 長 代 理											
							職 名 氏 名											
							監 督 員 職 名 氏 名											
工 事 等 件 名							工 事 部 課 契 約 自 年 月 日	工 事 日 数	延 日 数									
業 者 名							契 約 年 月 日	工 期 至 年 月 日	日									
							契 約 当 初 変 更 1 回 円	手 直 し 有 ・ 無										
							契 約 金 額 2 回 円	完 了 年 月 日										
							契 約 金 額 3 回 円	完 了 認 定 日										
工 事 概 要							遅 延 日 数 内 訳					純 遅 延 日 数 (X) + (Y)						
							用 地 補 償	気 象 (雨 雪)	埋 設 物 占 用	工 法 協 議				手 直 し 日 数				
							日	日	日	日				(X) (Y)				
							日	日	日	日				日				
評 価 項 目		評 定 者										評 定 点						
項 目	細 別	監 督 員					担 当 係 長・課 長 代 理							検 査 員				
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e			a	b	c	d	e
1 工 期	工 期 内 遅 延 の 別	工 期 内 完 成				遅 延												
	1 程 度	20	18	16	(13)	(7)												
2 内 容 評 価	1 理 解 力 と 企 画 力	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1							
	2 地 元 対 策	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1							
	3 調 査 員 の 技 能	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1							
	4 書 類 作 成 能 力	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1							
3 下 請 の 指 導	1 程 度	10	8	6	4	2												
	1 程 度	10	8	6	4	2												
5 報 告 書	1 資 料 整 備											10	8	6	4	2		
	2 出 来 形											10	8	6	4	2		
6 評 定 点 合 計		() 点					() 点					() 点					/ 100	
指 示 の 事 項 他							評 定 経 過					判 定	A 90点以上					
							総 合 調 整		摘 要				B 80点以上90点未満					
							点						C 70点以上80点未満					
													D 60点以上70点未満					
点					E 60点未満													
					E 60点未満													

保存年限 5年

建設工事等成績表 (完了)

供 覧	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係	維持管理工 事 用											
							次 第 号 年 月 日		検 査 年 月 日 年 月 日		工 事 番 号		受 付 第 号 年 月 日					
建設工事等成績表を送付します。 (あて先) 企画財政部契約検査課長 部 課長 ⓧ							検 査 員 名 氏 ⓧ		検 査 員 名 氏 ⓧ		担 当 係 長 ・ 課 長 代 理 員 名 氏 ⓧ		監 督 員 名 氏 ⓧ					
工 事 等 件 名				工 事 主 管 課 名			契 約 自 年 月 日			工 事 日 数			遅 延 日 数					
業 者 名				契 約 年 月 日			契 約 工 期 至 年 月 日			手 直 し 有 ・ 無			竣 工 認 定 日 年 月 日					
契 約 金 額				当 初 変 更 1 回	円		手 直 し											
				2 回	円		竣 工 認 定 日											
				3 回	円													
工 事 概 要							遅 延 日 数 内 訳						純 遅 延 日 数 (X) + (Y)					
							用 地 補 償	気 象 (雨 雪)	埋 設 物 占 用	工 法 協 議			手 直 し 日 数 (X)	手 直 し 日 数 (Y)				
							日	日	日	日			日	日				
評 価 項 目		評 定 者													評 定 点			
項 目	細 別	監 督 員					担 当 係 長 ・ 課 長 代 理					検 査 員						
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c			d	e
1 工 期	工 期 内 遅 延 の 別	工 期 内 完 成				遅 延											/ 20	
	1 程 度	20	18	16	(13)	(7)												
2 施 工 状 況	1 施 工 管 理	10	8	6	4	2											/ 10	
	2 安 全 管 理	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10	
	3 取 組 姿 勢	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10	
	4 現 地 対 策	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10	
	5 能 力 評 価	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10	
	6 資 料 整 備	10	8	6	4	2						10	8	6	4	2	/ 20	
3 出 来 形 及 び 出 来 栄 え	1 出 来 形 ・ 出 来 栄 え											10	8	6	4	2	/ 10	
4 評 定 点 計		() 点					() 点					() 点					/ 100	
5 補 正	1 下 請 指 導 と 依 存 度						補 正 係 数 = 1 - 減 点 数 の 和 ()											
6 評 定 点 合 計		() 点 [4 評 定 点 計 () 点 × 補 正 係 数 ()]																
指 示 の 事 項 他							評 定 経 過				判 定		A	90点以上				
							総 合 調 整		摘 要				B	80点以上90点未満				
							点						C	70点以上80点未満				
													D	60点以上70点未満				
													E	60点未満				
検査又は工事担当者係長																		

保存年限 5年

建設工事等成績表 (完了)

維持管理工事 用

決 裁	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係															
茨 第 号 年 月 日			検 査 年 月 日			工 事 番 号															
建設工事等成績表の送付について 茨木市建設工事等検査要綱の規定により 企画財政部契約検査課長 あて 送付してよろしいか。			年 月 日			決 裁		年 月 日													
			検 査 員 職 氏 名															検 査 員 職 氏 名			
			検 査 員 職 氏 名															検 査 員 職 氏 名			
			担 当 係 長 ・ 課 長 代 理 職 氏 名															担 当 係 長 ・ 課 長 代 理 職 氏 名			
			監 督 員 職 氏 名															監 督 員 職 氏 名			
工 事 等 件 名			工 事 主 管 課 名			部 課 契 約 自 年 月 日			工 事 日 数			工 事 日 数			遅 延 日 数						
業 者 名			契 約 年 月 日			契 約 工 期 至 年 月 日															
			契 約 金 額			当 初 変 更 1 回 円			手 直 し 有 ・ 無												
					2 回 円																
					3 回 円																
工 事 概 要			遅 延 日 数 内 訳										純 遅 延 日 数 (X) + (Y)								
			用 地 補 償	気 象 (雨 雪)	埋 設 物 占 用	工 法 協 議					手 直 し 日 数 (X)	手 直 し 日 数 (Y)									
評 価 項 目			評 定 者												評 定 点						
項 目	細 別		監 督 員					担 当 係 長 ・ 課 長 代 理					検 査 員								
			a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e				
1 工 期			工 期 内 遅 延 の 別				工 期 内 完 成				遅 延							/ 20			
2 施 工 状 況			1 施 工 管 理		10	8	6	4	2											/ 10	
			2 安 全 管 理		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10	
			3 取 組 姿 勢		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10	
			4 現 地 対 策		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10	
			5 能 力 評 価		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1						/ 10	
			6 資 料 整 備		10	8	6	4	2						10	8	6	4	2	/ 20	
3 出 来 形 及 び 出 来 栄 え			1 出 来 形 ・ 出 来 栄 え												10	8	6	4	2	/ 10	
4 評 定 点 計			() 点					() 点					() 点					/ 100			
5 補 正			1 下 請 指 導 と 依 存 度							補 正 係 数 = 1 - 減 点 数 の 和 ()											
6 評 定 点 合 計			() 点					[4 評 定 点 計 () 点 × 補 正 係 数 ()]													
指 示 の 事 項 他								評 定 経 過					判 定								
								総 合 調 整													
								点					定								
													A		90点以上						
													B		80点以上90点未満						
													C		70点以上80点未満						
													D		60点以上70点未満						
													E		60点未満						

保存年限 5年

様式第15号

手直し工事完了届

茨 第 号
年 月 日

[検査担当課長]

(あて先) 課長

[工事施行担当課長]

課長

下記のとおり手直し工事等の完了を確認しましたので、検査の執行を依頼します。

工事等件名			
検査の種類	竣工・完了 出来形 中間 基本 随時	工事場所	
業者名			
工事番号	第 号	請負金額	円
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
検査希望日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
監督員		手直し期限	年 月 日
手直し完了日	年 月 日	確認日	年 月 日
(手直し事項) →			

様式第16号

検 査 月 報

(年 月 分)

工事種別 検査の種類	土	木	建	築	電気・機械 設備その他	計
	竣工・完了検査					
竣工・完了手直し検査						
出来形検査						
出来形手直し検査						
中間検査						
中間手直し検査						
基本検査						
基本手直し検査						
随時検査						
随時手直し検査						
合 計						
手直し検査合計						

工 検 番 号	
工 事 番 号	

年度 検 査 台 帳

工事施行担当課

工 事 等 件 名							
工 事 場 所		茨木市		業 者 名			
検 査 員 検 査 員				現 場 代 理 人			
担 当 係 長 等				主 任 技 術 者			
監 督 員							
書 類 名		受 理 年 月 日	書 類 名	受 理 年 月 日	書 類 名	受 理 年 月 日	
当 初 設 計 書 及 び 図 面			工 事 着 工 届		主 任 (監 理) 技 術 者 届		
契 約 完 了 通 知 書 (写)			工 事 工 程 予 定 表		変 更 設 計 書 及 び 図 面		
工 事 施 工 (伺)			現 場 代 理 人 届		協 議		
工 事 概 要							
(当 初)				(変 更)			
	契 約 日	設 計 金 額	請 負 金 額	契 約 工 期			
当 初				～			
第 1 回 変 更				～			
第 2 回 変 更				～			
第 3 回 変 更				～			
予 算 措 置	1. 単年度 4. 繰越明許費		2. 債務負担 5. 事故繰越		3. 継続費		
1. 国庫補助事業 2. 府補助事業 3. 市単独事業							
評 点							
監督員		担当係長等		検査員		評定点	
						総合調整	

様式第17号 (B)

工 検 番 号	
工 事 番 号	

検 査 種 類	検 査 所 見
<p style="text-align: right;">検 査</p> <p>検 査 依 頼 書 年 月 日</p> <p>執 行 通 知 書 年 月 日</p> <p>検 査 執 行 年 月 日</p> <p>午 前 時 分</p> <p>午 後 時 分</p> <p>検 査 報 告 書 年 月 日</p> <p>検 査 調 書 年 月 日</p> <p>検 査 員</p> <p>担 当 係 長 等</p> <p>監 督 員</p> <p>立 会 人</p>	
<p style="text-align: right;">検 査</p> <p>検 査 依 頼 書 年 月 日</p> <p>執 行 通 知 書 年 月 日</p> <p>検 査 執 行 年 月 日</p> <p>午 前 時 分</p> <p>午 後 時 分</p> <p>検 査 報 告 書 年 月 日</p> <p>検 査 調 書 年 月 日</p> <p>検 査 員</p> <p>担 当 係 長 等</p> <p>監 督 員</p> <p>立 会 人</p>	

表

契 印			
第 号			
検 査 員 証			
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日 生
上記の者は、地方自治法第234条の2第1項又は同法施行令 第167条の15第4項の規定による検査に従事する者であることを を証明する。			
年 月 日			
茨木市長			印

裏

1 本証は、検査を実施するときは常に携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示すること。
2 本証の記載事項に変更が生じたとき又は本証を紛失したときは、直ちに届け出ること。

第2章 茨木市建設工事等検査要綱取扱要領

茨木市建設工事等検査要綱取扱要領

(目的)

第1 茨木市建設工事等検査要綱（平成17年7月1日実施。以下「要綱」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、その運用の円滑化を図るものとする。

(工事等検査計画書の作成)

第2 検査を計画的に実施するため、工事施行担当課長は要綱第3第1項に定める建設工事に係る請負契約締結後、速やかに、契約検査課長と工事施工内容等について協議・調整を行うものとする。

2 契約検査課長は、前項による協議・調整を行ったときは、工事等検査計画書（様式第1号）を作成し、工事施行担当課長に送付するものとする。

3 工事施行担当課長は、前項に規定する工事等検査計画書の内容を変更する必要があるときは、契約検査課長にその旨通知するものとする。

(工事施行担当課で検査することが適切であると認められる建設工事)

第3 要綱第3第1項かつこ書の建設工事に係る請負契約は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工事施工時に確認すべき工事で、事後検査では確認できないもの

(2) 広範囲に及ぶため、事後検査では確認できないもの

(3) その他検査担当部長による検査が適切でないもの

(工場検査)

第4 要綱第4第3号に規定する工場検査のうち、検査担当部長が実施する工場検査の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 出来形及び竣工検査時における工場預かりとなる製品については、工場に出向き検査を行うものとする。

(2) J I S 製品など標準品の組立ての場合は、製作会社の検査成績表の提出を求め、検査成績表等の資料により検査を行うものとする。ただし、工事施行担当課長から工場検査の要請がある場合は、協議するものとする。

(基本検査)

第5 要綱第4第4号に規定する基本検査の種類及び実施時期は、次の各号に掲げる検査の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 基礎検査 杭打ち、堀方、栗石工及び配筋、路盤及び路床工の完了したとき。

(2) 埋設構造物検査 埋設される構造物が完成したとき。

(3) 鉄筋（配筋）検査 鉄筋組み立てが完了したとき。

(4) 構造金物検査 構造金物（サッシ等を含む。）の取り付け完了のとき。

(5) 建方検査 木造又は鉄骨造（軽量鉄骨造を含む。）の完成したとき。

- (6) 躯体検査 躯体コンクリート打ち上げ完了のとき。
 - (7) 防水槽検査 防水槽工事の施工中。
 - (8) 下組検査 床組、天井下地等の完了したとき。
 - (9) 配管検査 電気、給排水、ガス等の埋設又は隠蔽される配管の施工中。
 - (10) その他 前各号に定めるもののほか、契約検査課長が必要と認めたとき。
- 2 前項各号に掲げる検査については、工事施行担当課と協議するものとする。
 - 3 前項で協議した項目について変更の必要がある場合は、別途協議するものとする。
(設計変更)

第6 要綱第5の設計変更にあつては、次に掲げる書類を契約検査課長に提出するものとする。

- (1) 設計変更理由書
- (2) 変更図面（色分けしたもの）
- (3) 変更内訳書（変更による増減部分）
- (4) その他契約検査課長が必要と認めるもの
(検査の立会い)

第7 要綱第12の検査については、監督員及び受注者又は現場代理人の立会いを求めなければならないが、緊急等やむをえない理由により、立会いができない場合は、委任状の提出により委任者の立会で検査することができる。また、どうしても立会いができない場合で、かつ、検査員がこれらの者の立会いが特に必要でないと認めた場合は、これらの者の立会いなしに検査することができる。この場合においては、受注者又は現場代理人が欠席のままで検査を実施することとなるので、運用に当たっては、十分に配慮しなければならない。

- 2 検査員は、前項の規定により立会いなしに検査をした場合で、確認することができないものについては後日、受注者又は現場代理人に必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 受注者又は現場代理人は、前項に規定する資料を求められた場合は、速やかに検査員に提出しなければならない。
(その他)

第8 この要領について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年7月1日（第2項において「実施日」という。）から実施する。
- 2 この要領は、実施日以後に締結する工事等請負契約から適用し、同日前に締結したのものについては、なお従前の例による。

3 茨木市建設工事等検査要綱取扱要領（昭和63年5月1日実施）は、廃止する。

附 則

（実施期日）

1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の茨木市建設工事等検査要綱取扱要領の規定は、この要領の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年7月30日から実施する。

様式第1号 (A)

下記のとおり工事等検査計画書を送付してよろしいか。

決 裁	課 長	参 事	参 事	課長代理	係 長	係

年度工事等検査計画書

茨 契 第 号
年 月 日

(あて先) 課長

契約検査課長

工 検 番 号	工 事 番 号	事 業 名	予 定 工 期	検 査 実 施 の 種 別	検 査 の 種 別	検 査 予 定 年 月 日	検 査 対 象 物 件	検 査 内 容	検 査 員	備 考

様式第1号 (B)

年度工事等検査計画書

契 第 号
年 月 日

(あて先) 課長

契約検査課長

工 検 番 号	工 事 番 号	事 業 名	予 定 工 期	検 査 実 施 の 種 別	検 査 の 種 別	検 査 予 定 年 月 日	検 査 対 象 物 件	検 査 内 容	検 査 員	備 考

第3章 茨木市請負工事施工体制把握要領

茨木市請負工事施工体制把握要領

(目的)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号。以下「適正化法」という。）及び同法第17条に規定する「適正化指針」に基づき、茨木市が発注した請負工事の適正な現場施工体制の確保に資することを目的とする。

(施工体制の点検等)

第2 市長は、茨木市が発注した請負工事について、適正化法第11条の規定に該当すると疑うに足りる事実があると認めるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた行政庁等にその事実を通知するものとする。

2 監督員等は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第24条の8第1項に規定する施工体制台帳を作成しなければならないとされている請負工事について、適正化法第16条の規定に基づき、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を「施工体制点検表」（様式第1号）により行うものとする。

3 前項の点検により、不適切な事項があった場合は、監督員等は是正指導等必要な措置を講じるものとする。

(検査への反映)

第3 検査員等は、現場における施工体制の点検等を通じて受注者に不適切な事項があった場合は、その内容及び改善状況を工事成績評定に適切に反映するものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の茨木市請負工事施工体制把握要領の規定は、この要領の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年7月30日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

施 工 体 制 点 検 表

*この点検表は、検査の際、検査員に提出する。

第	回目点検	担 当 部 課 名		点検者名	係長等 ㊟
					監督員 ㊟
点検年月日	年 月 日	受注者立会者氏名			
工 事 名					
契 約 番 号		工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
受 注 者		請 負 金 額		下 請 請 負 金 額	
建設業 許可番号		監理(主任) 技術者名		監理技術者 資格者証番号	

1 工事着手前又は直後の点検

点 検 項 目	内 容	点 検 結 果	備 考
監理技術者資格者証	監理技術者資格者証を現場で携帯しているか	(いる・いない)	注(1)
	資格者証の会社名、工種区分、期限は適切か	(適正・不適正)	
監理(主任)技術者の同一性	監理(主任)技術者届と合致しているか	(いる・いない)	
	施工体制台帳の監理(主任)技術者名と一致しているか	(いる・いない)	
コ リ ン ズ の 登 録	登録内容確認書が提出されているか	(いる・いない)	注(2)
	監理(主任)技術者届と合致しているか	(いる・いない)	
建設業許可標識	公衆の見やすい場所に掲示しているか	(いる・いない)	
建退共制度の適用標識	労働者の見やすい場所に掲示しているか	(いる・いない)	
労災保険関係成立票	労災保険関係項目を掲示しているか	(いる・いない)	

2 工事施工中(概ね1回/3か月)

監理(主任)技術者の専任	当該工事の専任となっているか (工事監理に主体的に係わっているか)	(いる・いない)	
施 工 体 制 台 帳	施工体制台帳が備え置きされているか	(いる・いない)	注(3)
	施工体制台帳の(写)が提出されているか	(いる・いない)	
	下請負契約書等(写)が提出されているか	(いる・いない)	
	一次・二次以下の下請金額が確認できるか	(できる・できない)	
施 工 体 系 図	工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているか	(いる・いない)	
	下請業者の主任技術者名が記載されているか	(いる・いない)	
	下請業者が施工体系図に記載されているか	(いる・いない)	

所 見	注(4)

注(1) 監理技術者は、下請合計金額が5,000万円(建築一式工事8,000万円)以上のとき、主任技術者に替え配置しなければならない。

注(2) コリンズは、請負金額が500万円以上のとき登録するものとする。

注(3) 施工体制台帳、施工体系図は、下請契約を締結したとき作成しなければならない。

注(4) 不適切な場合の状況、是正の指示内容、受注者の説明、前回指示の是正状況等について記載する。

※「施工体制台帳等のチェックリスト」の確認を行なうこと。

施工体制台帳等のチェックリスト

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）。		
項目	結果	備考
・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類		
・建設工事の名称、内容及び工期		
・健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となったことの届出の状況		
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）		
・主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）		
・法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格		
・主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
・建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 （4）中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 （5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 （6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格		
・一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況		
・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
・全ての下請負人の請け負った工事の名称、内容及び工期		

・全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日		
・作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し）		
・下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）		
・下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		
・1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地		
<p>・建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。）</p> <p>（1）氏名、生年月日及び年齢</p> <p>（2）職種</p> <p>（3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況</p> <p>（4）中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別</p> <p>（5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容</p> <p>（6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格</p>		
・下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況		

チェックポイント	結果	備考
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）		
項目	結果	備考
①2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）		
・下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか		
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期		
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容		
⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法		下請代金のうち労務費相当部分は、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。
⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		
⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期		完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
⑫工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法		元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があってから、代金の支払まで50日以内。
⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容		
⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
⑮契約に関する紛争の解決方法		
②全ての再下請通知書		
・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。		(施行規則第14条の4)
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号		
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称		

③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について		請負契約書の写しの添付。
・工事の名称、内容、工期		
・請負契約を締結した年月日		
・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格		
・再下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況		

③主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が主任技術者資格、監理技術者資格又は監理技術者補佐資格を有することの証明書の写し（専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写しに限る。）		
④主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）		（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
⑤主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。		

チェックポイント	結果	備考
(3) 元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。）		契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
(4) 上請け、横請けの可能性の確認		下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか、同規模同業者が下請にいないか確認。
(5) J V工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認		代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
(6) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

2. 現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか（建設業法第24条の8第4項、入札契約適正化法第15条第1項）。		公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など。
(2) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか（建設業法施行規則第14条の3）。		掲示文の例は以下参照。

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション/△△営業所

<p>(3) 発注者から建設工事を直接請け負った建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認</p>	<p>公衆の見やすい場所に（建設業法第 40 条）①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業法施行規則第 25 条）が記載された標識かどうか確認。</p>
<p>(4) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認</p>	<p>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿（中小企業退職金共済法施行規則第 90 条）を提出させる。</p>
<p>(5) 労災保険に関する掲示の確認</p>	<p>労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。（労働者災害補償保険法施行規則第 4 9 条）</p>

3. 現場での施工体制台帳等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか（建設業法第24条の8）。		公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者（監督員）への提出が義務づけられている（入札契約適正化法第15条第2項）。
(2) 発注者（監督員）に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認		不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認。
・ 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2第1項）。		
・ 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）。		追加、変更についても、その内容を確認。
(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認。 ・ 事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認。 ・ 直営施工個所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の直営施工個所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。 ・ はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取って確認。 ・ 実際の直営施工個所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。
(4) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。		契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認。
(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認。 → 疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐に関し、以下の事項について確認（その際、監理技術者に対しては監理技術者資格者証の提示を求める。）		公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるもののうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任（特例監理技術者を除く。）かつ監理技術者資格者証を有していなければならない（建設業法第26条第3項、第4項）。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない（建設業法第26条第5項）。
① 当該主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を除く。）又は監理技術者補佐の現場専任制の確認		日報等で専任制を確認。
② 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が、施工体制台帳等に記載された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
④ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の能力及び実質的な関与の状況の確認		建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実に行っているかどうか口頭試問等により確認。 実質的な関与については、（別紙2）「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照。

5. 現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭試問等により確認。
(2) 下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う(平成13年10月1日以降に契約された公共工事については、2次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。)
(3) 主任技術者の現場専任制の確認		建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず(建設業法第26条)、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものについては専任でなければならない。
① 当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照。

(別紙 1) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
<p>(1) 直接的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書）</p> <p>②健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>③住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>監理技術者補佐：以下のいずれかにより確認</p> <p>①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>主任技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p>		<p>「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要（在籍出向者、派遣社員は認められない）。</p>
<p>(2) 恒常的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）</p> <p>②健康保険被保険者証の交付年月日</p> <p>監理技術者補佐：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p> <p>主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p>		<p>「恒常的な雇用関係」とは、①「一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等（注1）が発注する公共工事における専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>・所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。</p> <p>ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織再編に伴う所属建設業者の変更（注2）があつた場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。また、雇用期間が限</p>

	<p>定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。</p> <p>注1：国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）</p> <p>注2：合併、営業譲渡及び会社分割等の組織変更に伴う所属建設会社の変更については、契約書又は登記簿の謄本等により確認するものとする。</p>
--	--

(別紙2) 技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認		打合せ時の受け答えから判断。
(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認		日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者から聞き取りを行う。
(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認		申請書等の内容をもとに技術者から聞き取りを行う。
(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認		近隣工事との調整状況を技術者から聞き取りを行う。
(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認		出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者から聞き取りを行う。
(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認		下請工事の検査状況について技術者から聞き取りを行う。
(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認		安全パトロールの実施状況等を確認。
(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認		下請業者からの聞き取りを行う。

(参考) 現場施工確認等実施フロー図

契約手続き

施工体制台帳

発注者及び許可行政庁

入札



契約

工事内容、施工体制の内容について
請負業者と打合せ



工事の着手

現場に備え置く (発注者 (監督員) への写しの提出)

・ 内容のチェック (事前確認)

・ 不備・変更について確認

(不備・変更内容について報告を求
める。)

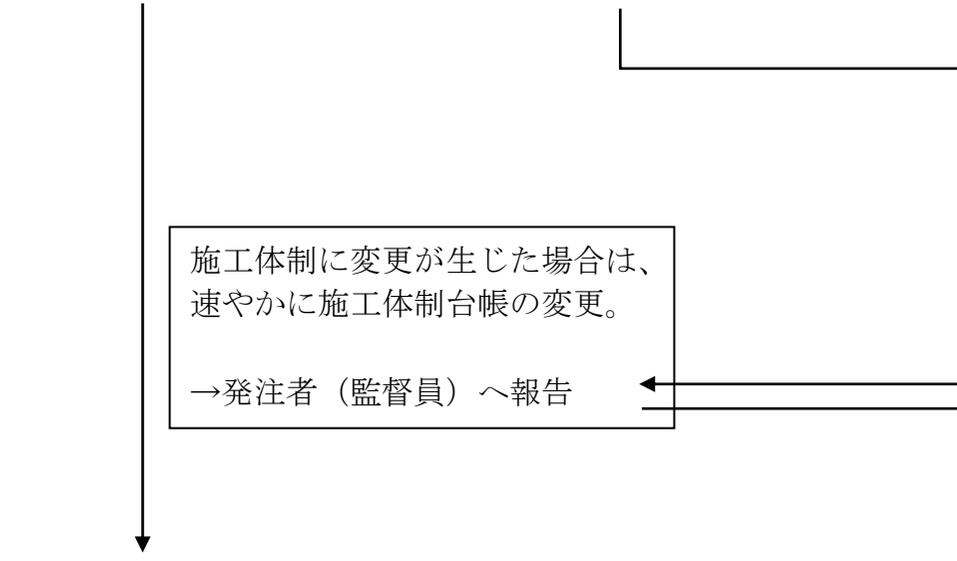
施工体制に変更が生じた場合は、
速やかに施工体制台帳の変更。

→発注者 (監督員) へ報告

・ 現場での施工体制等をチェック



※現場確認



第4章 茨木市検査実施基準

茨木市検査実施基準

(趣旨)

第1 この基準は、茨木市建設工事等検査要綱（平成17年7月1日実施）第9に規定する建設工事等の検査について、厳正かつ公平な検査の実施を図るため、必要な技術的事項を定めるものとする。

(検査の内容)

第2 検査は、契約書、仕様書、設計書、図面その他関係書類に基づき工事の実施状況、出来形及び品質について適否の判定を行うものとする。

(工事实施状況の検査)

第3 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他工事の施工管理に関する各種の記録（写真による記録を含む。）と設計図書等とを対比し、別表第1及び別表第2に掲げる事項に留意して施工管理状況及び施工状況の適否の判定を行うものとする。

(工事の出来形及び品質の検査)

第4 工事の出来形及び品質の検査は、検査の目的物につき直接行うものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえと設計図書等とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊、分解又は試験の方法により検査を行うものとする。

(出来形部分の数量確認)

第5 工事の出来形部分の数量は、出来形図及び内訳明細書をもとに、工事の出来形及び品質の検査によって確認するものとする。

(その他)

第6 この基準に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成17年7月1日（第2項において「実施日」という。）から実施する。
- 2 この基準は、実施日以後に締結する工事等請負契約から適用し、同日前に締結したものについては、なお従前の例による。
- 3 茨木市検査実施基準（昭和63年5月1日実施）は、廃止する。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の茨木市検査実施基準の規定は、この基準の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

別表第 1

工事実施状況の検査留意事項（施工管理状況）

- 1 管理記録の整理状況
- 2 管理資料作成の時期
- 3 測定値の正確度及び規格値との関係
- 4 管理手順の適否
- 5 材料試験等の実施状況及び施工管理要員の状況
- 6 試験、測定、撮影等に監督員の立会い確認の程度
- 7 施工管理結果の現場工事への反映状況
- 8 施工管理に関する全般的認識程度

別表第2

工事実施状況の検査留意事項（施工状況）（各工種共通）

項目	関係書類	検査内容
1 工事請負契約書等の履行状況	工事請負契約書 設計図書 施工体制に関する資料 関係法令に関する書類	指示、承諾、協議事項等の処理内容 施工体制の状況 各種関係法令等に基づく届出書類 関係法令に基づく検査結果
2 工事施工状況	施工計画書 施工図、製作図 監督員検査結果 施工管理記録、試験成績書 工事打合せ記録 その他関係書類	設計図書等と施工計画書の比較 工法、品質管理資料 施工に関する疑義の処理状況 不可視部分の写真撮影状況
3 工程管理	実施工程表、出来高 工事打合せ簿 監理報告書（参考） 工事日報	工程管理状況 工事進捗状況
4 安全管理	安全管理関係書類	各種関係法令等に基づく届出書類 関係法令に基づく検査結果

工場検査の留意事項

項目	検査内容	備考
1 材料検査	ミルシートの照合 機械試験等の報告書	
2 外観・構造検査	構造・寸法検査及び仮組立検査 品質及び溶接検査等	
3 塗装工事	膜厚及び材料確認	
4 その他	必要な検査書類	

※ 照査は実地を行うことを原則とするが、特別の事由により実地に照査できない場合及び当該工事の主体とならない工種については管理図、出来形図、写真等の記録により、照査することができる。

別表第3

1 土木工事検査基準（出来形・品質）

(1) 出来形検査の内容

（出来形検査は、目視による確認及び出来形関係図書等の確認により行う。）

工 種	検 査 内 容	検 査 対 象	摘 要
(1) 土木一般	(ア) 基準高、延長、深さ、幅、法 長に応じて法勾配	照査の場合、1工事について3箇所以上。	原則測点位置
	(イ) 残土（塊）処分	処分地の経路図及び距離、産業廃棄物の場合は運搬、処理業者に対して許可書の写し、廃棄物管理票、受注者と処分業者間での受入れ証明書と処分証明書。	
	(ウ) 盛土の締固め	各層転圧状況の確認。	
	(エ) その他の施工状況 〔床掘、床付けの不陸状況、埋戻しの突き固め状況、埋戻し跡の表面不陸状況、盛土の余盛の程度等〕		
	(オ) 河川掘削（浚渫を含む） 断面形状	照査の場合、1工事について3箇所以上。	
(2) 道路路盤工	基準高、幅、厚さ、横断勾配	照査の場合、200m以下3箇所以上。	
		厚さの照査は、路肩より1mの箇所 で左右千鳥にする。	
(3) 舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、 平坦性〔延長〕	照査の場合、200m以下3箇所以上。	
(4) 溝渠、函 渠、管渠工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	照査の場合、同種構造物ごとに 200m以下3箇所以上。	
(5) 石積工 ブロック積 （張）工	基準高、天端幅、厚さ、法長、 法勾配、延長	照査の場合、200m以下3箇所以上。	
(6) コンクリート 擁壁工、 側溝工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	照査の場合、同種構造物ごとに 200m以下3箇所以上。	測点位置

(7)人孔築造工	基準高、幅（内径）、厚さ、深さ、傾き、蓋の設置状況、目地処理状況	マンホール1基ごと。	
(8)その他 構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。	測点位置

(2) 土木工事検査の方法

ア 検査の種類

検査の項目	検査の方法
延 長	原則として起終点を基準として各測点間の距離計測する。
幅員、法長、法勾配 高さ、深さ	原則として測点並びに測点間については実測し出来形寸法を確認する。
計画高、縦断・横断 勾配	(ア) 計画高は、必要あると認めた時は基準点(仮基準点を含む)による。 (イ) 縦断・横断勾配は原則として測点間並びに測点について実測する。
構 造 物	(ア) 長さ、幅、高さ、厚さ等を実測して出来形寸法を確認すると共に外観等を観察する。 (イ) コンクリート構造物については、テストハンマー(シュミット・ハンマー等)その他の方法で表面強度を判定する。 (ウ) 重要なコンクリート構造物(床固め、堰堤等)については、漏水の有無を削孔、注水等により確認する。 (エ) 必要と認めた時は一部破壊又は抜取検査を行う。 (オ) 品質については、検査を原則とするが、関係資料により確認する事が出来る。
主 要 資 材	規格、品質、数量等を写真並びに関係書類その他実地検査により判定する。
残土残塊処理	処理量及び処理場所を受入書をもとに確認する。
仮 設 工 事	(ア) 指定仮設については原則として設計図書により検査をする。 (イ) 指定仮設以外の仮設については監督員の承認を得たものの資料による。
写真による検査	基礎及び根入れ長等の掘り起し検査ができがたい時又は、掘り起しによってその構造物に将来影響を及ぼすおそれがある時は、監督員から工事施工の実情を聞き写真により判定する。
品 質 管 理	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事及びコンクリート工事等の品質管理を資料により判定する。
出来形管理図表	設計値と実測値を対比して記録した出来形図又は、出来形表等により判定する。
後 片 付 け	現場の整理等を確認する。
そ の 他	(ア) 検査は現地で測定することを原則とするが、特別の事由により現地において測定できない場合は、工事写真、品質管理及び出来形管理図表等の資料で判定することができる。 (イ) この検査方法に記載されていないものは、検査員の判定による。

イ 各工事の検査の方法

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
1 一般施工 (1) コンクリート工	(ア) コンクリート打設数量	設計数量との対比	工事写真、出来形管理図表等及び納品伝票で判定
	(イ) 配合及びスランプ	設計配合及びスランプの適否の確認	品質管理資料（骨材試験及び配合設計試験）で判定
	(ウ) コンクリートの強度	試験値の最低強度の確認、全試験値のバラツキの有無の確認	品質管理資料（破壊試験成果表）、シュミット・ハンマー必要によりコアの強度で判定
	(エ) 施工状況	配合の均等性の確認、打設状況の適否（まめ板の有無、隅部の施工状況搦き固めの状態）、養生方法の適否	現地観察、必要により注水検査で判定
	(オ) 打継目の位置	重要構造物のコンクリート打継目の位置の確認、一区画打設継目の施工状況	現地測定及び工事写真、必要により注水検査で判定
(2) 土工一般	(ア) 基準高、延長、深さ、法勾配、幅	床掘削は計画深度以上の深屈の可否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	(イ) 土質又は岩質	設計との対比 埋戻し土質の適否	現地観察及び土質調査資料で判定
	(ウ) 残土処分	指定土捨場所の確認	現地観察及び工事写真で判定
	(エ) 盛土の締固め	各層転圧状況の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	(オ) その他の施工状況	床掘、床面の不陸状況、埋戻しの搦き固め状況、埋戻し跡の表面不陸の状況、盛土の余盛の程度、盛土の表面排水処理状況及び路肩の状況	現地観察及び工事写真で判定
(3) 石積(張)工 ブロック積 (張)工	(ア) 基準高、面積、法勾配、法長、厚さ、天端幅	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	(イ) 使用材料の品質、形状寸法	形状寸法、外観 重量及び圧縮強度	現地測定、必要により抜取検査、品質管理資料及びコアの強度で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(3)石積(張)工 ブロック積 (張)工	(ウ)基礎	コンクリート基礎（コンクリート工の項参照）、その他の基礎施工状況の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	(エ)その他の施工状況	積方、合端の施工状況の確認、法面の「はらみ」の有無 胴込コンクリート、裏込コンクリート、裏型砕栗石に 填充状況、水抜穴の配置方向及び穴通りの状況	現地測定、必要により抜取削孔注水検査、現地観察及び工事写真で判定
(4)コンクリート擁壁工	(ア)基準高、延長、天端幅、法勾配、高さ	断面形状の確認	現地判定及び出来形管理図表等で判定
	(イ)基礎工	基礎杭基礎栗石等の施工状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	(ウ)コンクリート工	コンクリートの品質及び施工状況（コンクリート工の項参照）	現地測定、品質管理資料及びシュミット・ハンマー、必要により抜取コアの強度で判定
	(エ)その他の施工状況	基礎又はフーチングと躯体の取合施工状況、1区画のコンクリート打設状況（打継目の処理）、目地材の材質厚さの確認縦方向の通りの状態	工事写真、必要により注水検査及び現地観察で判定
(5)鉄筋工	(ア)数量	設計との対比	必要により納品伝票等で判定
	(イ)使用材料の規格、寸法		現地測定、工事写真及び試験成績表、納品伝票で判定
	(ウ)施工状況	鉄筋加工の適否 鉄筋間隔及び組立の正確度、鉄筋カブリの確認、鉄筋継手箇所の可否、鉄筋結束の確実性の確認	現地測定、工事写真で判定 ただし圧接継手は、試験成績表も判定の資料とする。

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(6) 基礎工 栗石・切込基礎	(ア) 基準高、延長、幅、厚さ	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	(イ) 使用材料の品質、形状寸法	最大径の確認、材質の適否	現地観察及び工事写真で判定
	(ウ) 施工状況	目潰しの填充の状況と搗き固め状況	現地観察及び工事写真で判定
杭 基 礎	(ア) 基準高、本数、間隔	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	(イ) 使用材料の品質、規格、寸法	設計との対比	品質管理資料(試験成果)で判定
	(ウ) 支持力	設計荷重との対比 (安全率の確認)	出来形管理資料(打込記録、杭耐力試験成果)で判定
	(エ) 施工状況	打込長さ、中心線のずれ、鉛直度(傾斜度)の確認、上部構造物との関係、杭頭の処置、継杭施工の適否	現地測定及び工事写真で判定
(7) 矢 板 工	(ア) 天端高、延長	工事延長と設計枚数の対比	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
	(イ) 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	工事写真及び品質管理資料で判定
	(ウ) 打込状況	法線の通り、傾斜の有無	現地測定で判定
	(エ) その他の施工状況	打止貫入記録の確認 頭部の処理状況 矢板相互の結合状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定 RC及びPC矢板は、必要により曲げ強度試験で判定
(8) 縁 石 工 L形側溝工	(ア) 基準高、延長、幅又は高さ	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	(イ) 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	品質管理資料で判定
	(ウ) 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	(エ) 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照)	現地測定、工事写真、品質管理資料及び出来形管理図表等で判定、必要により曲げ強度試験で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(9)側溝工 水路工	(ア) 基準高、延長、幅 又は高さ	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来形 管理図表等で判定
	(イ) 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	(ウ) 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照)	
(10)甲蓋工	(ア) 幅、長さ、厚さ	設計との対比	概ね500枚毎に3枚測定して判定
	(イ) 配筋	幅及び長さ、ピッチ、カブ リの確認	工事写真、必要により抜取破壊 で判定
	(ウ) 製作状況	コンクリートの品質	品質管理資料及び工事写真で判 定、概ね500枚毎に1枚破壊検 査、200枚未満は写真で判定して よい
(11)管渠工 函渠工	(ア) 基準高、延長、幅 又は径、高さ	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来形 管理図表等で判定
	(イ) 使用材料の品質、規 格、寸法	種類、品質、形状、寸法の 確認	品質管理資料で判定
	(ウ) 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	(エ) 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照) 中心線のズレ及びひび割れ の状況、継手部漏水の有 無、管(函)渠勾配	現地測定、工事写真、品質管理 資料及び出来形管理図表等で判 定
(12)水 門 樋 門	(ア) 基準高、各部構造 寸法	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来 形、管理図表等で判定
	(イ) 施工状況	止水時の漏水、開閉時の機 能	現地観察で判定
(13) 井筒基礎 工及び潜函基 礎工	(ア) 基準高、各部構造 寸法	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来 形、管理図表等で判定
	(イ) 地耐力	期待地盤の耐力の確認	出来形管理図表(載荷試験沈下 測定)
	(ウ) 中詰工	指定工法の確認及び施工状 況	現地観察及び工事写真で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(13) 井筒基礎工 及び潜函基礎 工	(エ) 掘削土の処理	共通事項の残土処理の項参照	
	(オ) その他の施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照) 傾斜の有無	現地測定、工事写真、品質管理 資料及び出来形管理図表で判定
(14) セメン ト類吹付工	(ア) 面積、法長、厚さ	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来形 管理図表等で判定
	(イ) 使用材料の品質	セメント類配合の確認	品質管理資料で判定
	(ウ) 施工状況	吹付状態(均等の有無) き裂、浮上りの有無	現地観察及び工事写真で判定 面積300㎡以下に3箇所以上削孔 し測定して判定
(15) 芝 工	(ア) 面積、法長、芝付 間隔	設計との対比	現地測定及び出来形管理図表等 で判定
	(イ) 使用材料の品質	(指定)品種の確認	現地観察で判定
	(ウ) 施工状況	法面の不陸、芝の発芽及び 発育状況、目串の差し込み 状況	
(16) トンネ ル工	(ア) 基準高、延長、断 面寸法	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来形 管理図表等で判定
	(イ) 覆工厚	覆工背面注入状況の適否	現地測定、工事写真及び出来形 管理図表、必要により削孔し判定
	(ウ) 掘削土の処理	共通事項の残土処理の 項参照	
	(エ) 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照) インバートの施工基盤、掘 りすぎた場合の処理状況、 湧水処理の確認、縦方向打 継目の状況、支保工施工の 状況	
2 砂 防 (1) 砂防ダム工	(ア) 基準高、基礎工、 幅、長さ、法勾配	床掘完了時の確認、水叩、 間詰工、堤体、天端及び両 側	現地測定、工事写真及び出来形 管理図表で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
2 砂 防 (1) 砂防ダム工	(イ) 断面形状	放水路天端幅、下段水抜穴による堤厚、水叩の幅、長さ、厚、袖部の根入、間詰工、副堤長、幅、根入	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
	(ウ) 土質、岩質、形状、支持力	設計との対比 ダム支持力の安全性	現地観察及び品質管理資料で判定
	(エ) 残土処理	指定場所の確認 流出の有無	現地観察及び工事写真で判定
	(オ) コンクリート工	コンクリート施工の適否 (コンクリート工の項参照)	品質管理資料及び出来形管理図表で判定
	(カ) 施工状況	打継目、水叩コンクリート厚、間詰工、養生	現地測定、工事写真、品質管理資料及び出来形管理図表、必要により注水検査で判定 現地測定で判定
3 植 栽 工 (街路・公園)	(ア) 樹木の形状寸法、本数、及び樹種	設計との対比(樹高目通り周、枝幅等)、徒長は含まず	
	(イ) 樹木の品質	枝葉の発芽状況 樹姿の状態	現地観察で判定
	(ウ) 支柱	材質、形状、防腐処理の確認 支柱取付結束の適否	現地測定で判定
	(エ) 施工状況	配植の適否、整枝手入の状態、土質改良の状態、灌水養生の状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
4 舗 装 工 (1) 路 盤 工 (下層路盤・ 上層路盤)	(ア) 基準高、延長、面積、幅員、厚さ、縦横断の形状	設計との対比	
	(イ) 使用材料の材質	粒度及び配合率の確認	品質管理資料で判定
	(ウ) 密度、支持力		品質管理資料(締固め度)で判定
	(エ) 施工状況	仕上り面の不陸の有無、材料分離の有無	現地観察及び工事写真で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(2)アスファルト 舗装工 (安定処理・基 層・表層)	(ア) 延長、幅員、厚 さ、縦横断の形状	設計との対比	現地測定、工事写真及び出来形管 理図表等で判定
	(イ)アスファルト合材 の品質	合材配合状態	品質管理資料、必要により抜取コ ア試験で判定
	(ウ)施工状況	施工温度、表面仕上り 状況、転圧の適否(密 度及び亀裂の有無)、 合材敷均しの均等性、 施工継目、道路構造物 との接合部及び隅部の 施工の適否	現地観察、工事写真、品質管理資 料及び出来形管理図表、必要によ り平坦性試験で判定
(3)セメントコン クリート舗装工 (安定処理)	(ア) 延長、幅員、厚 さ、縦横断の形状	設計との対比	現地測定及び出来形管理図表で判 定
	(イ)コンクリート合材 の品質	配合、強度	品質管理資料、必要により抜取コ ア強度で判定
	(ウ)施工状況	コンクリート混合水の 防護措置(路盤紙)表 面仕上りの状況、目地 仕上りの状況、養生	現地観察、工事写真及び出来形管 理図表で判定
5 橋 梁 (1)一 般	(ア)基準高、縦横断、 勾配、橋長、幅 員、橋面	施工精度、設計書との 対比、平坦性、取付道 との取合い、排水処理 の状況	現地観察、工事写真及び出来形管 理図表で判定
	(イ)伸縮継手、支承	遊間の適否、桁との取 付、平坦性、アンカー 据付の状況	現地測定及び工事写真で判定
(2)下 部 工	(ア)基準高、形状寸 法、位置の変移	橋座、パラペットの天 端高、中心線、方向	現地測定、工事写真及び出来形管 理図表で判定
(3)R C 橋 P C 橋	(ア)桁(版)の形状寸法	断面寸法、桁間隔、全 長、支間、縦及び横方 向の反り(PC)	現地測定、工事写真及び出来形管 理図表で判定
	(イ)PC鋼線(鋼棒)の配 置、緊張	PC縦線(鋼棒)の定着装 置、位置、方向、緊張 力、ケーブルの伸装置 のキャリブレーション	現地測定、工事写真、品質管理資 料及び出来形管理図表で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(3) R C 橋 P C 橋	(ウ) 鉄筋工及びコンクリート	鉄筋工及びコンクリート工の項参照	
(4) 鋼 橋	(ア) 材料の品質	ロール傷、われ、腐食、うち傷の有無、指定寸法の確認、保管の方法	品質管理資料で判定
	(イ) 各部材の形状寸法	全長、支間、断面、桁間隔、平面对角、断面对角、制作キャンバー、ウェブの曲り変形、各部材長、接合方法及び施工の適否、溶接順序及び溶接方法の適否、ソールプレートの取付	原寸及び仮組検査で判定
	(ウ) 架設	架設法、部材の保管、リベットの形状ハイテンボルトの締付の良否、(ガゼットの取合せ)	架設要領書 現地測定及び出来形管理図表で判定
	(エ) 塗装	塗装工の項参照	
(5) 溶 接 工	(ア) 溶接箇所数、溶接長、脚長、のど厚	設計との対比	現地測定及び出来形管理図表等で判定
	(イ) 溶接棒の種類	母材の種類及び溶接方向	現地観察及び工事写真で判定
	(ウ) 溶接工の資格	資格の有無	資格証明書の写で判定
	(エ) 施工状況	溶着金属表面の均一性割れ、スラグブローホールの有無、アンダーカット、オーバーラップ等母材の接合部の状態確認、母材歪みの有無	現地観察及び工事写真、必要により放射線検査で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(6)塗 装 工	(ア) 塗料の種類、品質、色別、色調、使用数量	設計との対比	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	(イ) 素地調整	ケレン度の適否	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	(ウ) 塗装回数	色層、色調の確認	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判断
	(エ) 膜厚		現地測定(膜厚計による)及び出来形管理図表等で判定
	(オ) 施工状況	塗膜の状態の確認(気泡むらの有無)、隅部、裏面等の塗残しの有無の確認	現地観察及び工事写真で判定

※ 検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。

2 建築工事及び建築設備工事検査基準 (出来形・品質)

(1) 出来形検査の内容

(出来形検査は、目視による確認及び使用数量は使用数量関係書類等の確認により行う。)

区 分	検 査 項 目	検 査 内 容
杭 工 事	<input type="checkbox"/> 試験杭の状況 <input type="checkbox"/> 杭工事状況 <input type="checkbox"/> 整地の状態 <input type="checkbox"/> 仮設関係	<input type="checkbox"/> 施工計画書との比較、結果の確認 <input type="checkbox"/> 施工計画書及び工事写真により杭種・本数確認 <input type="checkbox"/> 整地の状態、建物位置確認 <input type="checkbox"/> 仮囲い、工事進入路等の整備状況 [位置、形状]
建 築 本 体 工 事	<input type="checkbox"/> 躯体形状 <input type="checkbox"/> 施工状況 <input type="checkbox"/> 仕上げ状況	<input type="checkbox"/> 施工承認図、現地確認(必要に応じて寸法確認)、使用材料、取り付け状態の現場確認 <input type="checkbox"/> 使用動作の確認(家具、建具)、工事写真及び監督員の指示書、協議記録による確認、建具及び製作金物ほか工場検査報告書の確認 <input type="checkbox"/> 清掃の状態、見栄え(仕上げの状態)
屋 外 整 備 工 事	<input type="checkbox"/> 仕上げ地盤高さ <input type="checkbox"/> 屋外施設 [堀、植え込み、柵等] <input type="checkbox"/> 排水関係 <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 遊器具	<input type="checkbox"/> 必要に応じて測量確認 <input type="checkbox"/> 形状、仕上げ <input type="checkbox"/> 会所の位置、排水勾配、敷地全体の排水状態 <input type="checkbox"/> 仕上げ厚み(コブ抜き) 舗装材料関係 <input type="checkbox"/> 使用動作の確認
設 備 工 事	<input type="checkbox"/> 工場製作状況 <input type="checkbox"/> 現場施工状況 <input type="checkbox"/> 仕上げ状況	<input type="checkbox"/> 設計審査願、現場確認(必要に応じて寸法確認)、使用材料、工場検査報告書の確認 <input type="checkbox"/> 施工計画書との比較、機器等使用動作の確認、工事写真及び監督員の指示書、協議記録による確認、器具機器等取付け状態の現場確認 <input type="checkbox"/> 清掃の状態、見栄え(仕上げの状態)

(2) 品質検査の内容

(品質検査は、目視による確認及び品質証明書等関係書類等の確認により行う。)

区 分	検 査 項 目	検 査 内 容
杭 工 事	<input type="checkbox"/> 杭 <input type="checkbox"/> 掘削液、根固液の材料 <input type="checkbox"/> 地盤改良その他仮設関係	<input type="checkbox"/> 杭種、本数を材料検査写真、納品書で確認 <input type="checkbox"/> 材料検査資料 <input type="checkbox"/> 材料検査資料
本 体 工 事	<input type="checkbox"/> 仮設関係 <input type="checkbox"/> 躯体関係 <input type="checkbox"/> 建具関係 <input type="checkbox"/> 仕上げ関係	<input type="checkbox"/> 仮囲い、足場関係、ゲート関係は工事写真 <input type="checkbox"/> コンクリート、鉄筋、鉄骨の使用材料の品質証明書、試験結果 <input type="checkbox"/> 製作図承認図、使用材料品質証明書 <input type="checkbox"/> 使用材料パンフレット等による確認
屋 外 整 備 工 事	<input type="checkbox"/> 附帯施設 <input type="checkbox"/> 排水その他	<input type="checkbox"/> 使用材料品質関係書類の確認、メーカーパンフレット
設 備 工 事	<input type="checkbox"/> 仮設関係 <input type="checkbox"/> 工事一般 <input type="checkbox"/> 配管配線 <input type="checkbox"/> 機器据付 <input type="checkbox"/> 昇降機 <input type="checkbox"/> ダクト <input type="checkbox"/> 保温塗装	<input type="checkbox"/> 施工計画書、各種試験(検査)結果の確認、規格証明書、メーカーパンフレット、社内検査結果

(3) 工事別検査の方法

ア 建築工事

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(1) 土工及び 地業工事	材料の品質 施工の状態 (杭打工事)	材種、形状、寸法、支 持力偏心などについて 調べる	(ア) 施工管理記録の検査 (イ) 施工図などと対比し て観察、実測検査する	
(2) 鉄筋工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、形状、寸 法数量及び配筋の状態 位置などについて調べ る	(ア) 施工管理記録（品質 証明試験結果など）の 検査 (イ) 施工図などと対比し て観察する	
(3) コンクリート 工事	材料の品質 施工の状態	材種、規格、調合、強 度水平、垂直、平たん さ表面状態及び強度な どについて調べる	(ア) 施工管理記録の検査 (イ) 施工計画、施工図な どと対比して観察する	
(4) 鉄骨工事	材料の品質 施工の状態 (仮組及び本組)	材種、規格、形状、寸 法及び各部の施工状況 並びに全体の組立て精 度などを調べる	(ア) 施工管理記録の検査 (イ) 施工計画、施工図な どと対比して観察及び 実測検査する	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(5)ブロック及び ALCパネル工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、形状、寸法及び仕上げ（目地、目違い、破損など）について調べる	(ア)施工管理記録の検査 (イ)施工計画、施工図などと対比して観察する	
(6)防水工事	材料の品質 防水層の下地及び防水層の 施工の状態	材種、規格、形状、寸法数量、防水層、下地の出隅入隅立上り部分水平部の勾配、平たんさ防水層の厚さ、材料の使用状況などについて調べる	同 上	
(7)石、タイル 工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、形状、寸法仕上げ（目地、目違い破損など）について調べる	同 上	
(8)木工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、形状、寸法仕上げ（水平・垂直通り目違い、納まりなど）について調べる	同 上	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(9)屋根及び とい工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、形状、寸法数量、仕上げ(取付場所勾配など)について調べる	(ア)施工管理記録の検査 (イ)施工計画、施工図などと対比して観察する	
(10)金属工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、形状、寸法数量、下地及び表面処理、仕上げについて調べる	同 上	
(11)左官工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、数量、調合調色塗り厚、こてむらなど仕上げについて調べる	同 上	
(12)建具工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、形状、寸法数量、取付状態、作動状況など仕上げについて調べる	同 上	
(13)塗装工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、調合、調色下地処理、塗り回数塗膜厚、刷毛むら、吹付むら、施工箇所などについて調べる	同 上	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(14)内装工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、形状、寸法数量、取付け施工位置水平、垂直通り、仕上げについて調べる	(ア)施工管理記録の検査 (イ)施工計画、施工図などと対比して観察する	
(15)雑工事	材料の品質 施工の状態 施工の位置	材種、規格、形状、寸法数量、取付位置、作動状況、仕上げについて調べる	同 上	

※ 検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。

イ 電気設備工事

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(1) 共通事項	使用機材の品質施工の状態及び安全性	関係法令、設計図書、共通仕様書に基づいて施工されているか	(ア) 施工管理記録の検査 (イ) 施工図などと比較して観察、実測検査する	電気設備技術基準日本工業規格、電気用品取締法に準ずる
(2) 電線及び コトケーブル工事	使用機材の品質種類、施工の状態	電線の太さ、種類、接続方法及び絶縁などについて調べる	同 上	
(3) 金属管工事 合成樹脂管 工事	使用機材の品質 施工状態	管の種類、径、位置、経路、屈曲、末端のリーミング、ねじ切り部分のさび止、配管の支持間隔、露出配管の塗装ボックスの取付け、地中埋設配管の深さなどについて調べる	(ア) 施工管理記録の検査 (イ) 施工計画、施工図などと比較して観察及び実測検査する	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(4) 高圧電気 設備工事	使用機材の品質 施工状態	電線相互の間隔、電 線と他の工作物との間 隔母線の絶縁及び相 別の標示、高圧及び 危険の標示などにつ いて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察及び実測 検査する	
(5) 盤関係	使用機材の品質 塗装の状態 施工状態	外箱の防錆処理及び 焼付け塗装、盤の寸 法、ターミナル、電線の結 線作動操作などにつ いて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 承認図などと対 比して観察実測 及び実際に操作 して見て検査す る	
(6) 照明器具 及び その他の機 器	使用機材の品質 使用器具の適性 及び性能、施工 の状態	取付け位置及び納まり 具合、取付け状態、防 湿防蝕性の適否、雑音、 振動発熱、点灯、回転 機器の回転、放送関係 の調整各器具の寸法な どについて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工図、承認図 などと対比して観 察、実測及び実際 に操作して見て検 査する	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(7) 避雷針設備 及び 接地工事	使用機材の品質 施工状態	突針の種類、導線の種類、径支持間隔保護、接地抵抗値接地極の埋設の深さについて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察及び実測 検査 する	建築基準法規に 準ずる
(8) 火災報知 器設備工事	使用機材の品質 機器の動作及び 機能、施工状態	消防法による規格感知器の取付け、空気の配管布設、発信機などの位置、受信機、表示類の取付け及び据付け、機能試験などについて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察実測及び 実際に操作して みて検査する	消防関係法規に 準ずる
(9) 拡声器設備 工事	使用機材の品質 施工状態	機器の種類、機能及び取付け状態、消防法による規格、機器の仕様、スピーカの取付け、配線の耐熱保護などについて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察及び実測 検査する	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(10) 電話配管 工事	使用機材の品質 施工状態	配管の種類、形状、寸法容量、外観、ノズプレートの使用、端子箱のスペースなどについて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察及び実測 検査する	
(11) テレビ共 同聴視設備	使用機材の品質 施工状態	機器の種類、機能及び取付け状態、電界強度の測定などについて調べる	同 上	

※ 検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。

ウ 給排水設備工事

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(1) 共通事項	使用機材の品質施工の状態及び安全性	関係法令、条例、規則設計図書、共通仕様書に基づいて施工されているか	(ア) 施工管理記録の検査 (イ) 施工図などと比較して観察実測検査する	基準法、機械設備工事共通仕様書に準ずる
(2) 給排水設備工事	使用機材の品質施工の状態	配管の種類、径、位置経路、接続方法、地中埋設配管の保護及び深度、器具の取付け及び納まり、露出配管の防凍、防露工事漏水などについて調べる	(ア) 施工管理記録の検査 (イ) 施工計画、施工図などと比較して観察及び試運転の検査をする	
(3) 揚水設備工事	使用機材の品質施工の状態 機器の性能	ポンプ及び電動機の種類、能力、騒音、振動発熱、ポンプの据付け位置基礎の大きさなどについて調べる	同 上	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(4) 衛生配管 設備工事	使用機材の品質 施工の状態 施工の位置	通気管の末端の位置 掃除口の径及び位置 汚水会所の規模、位 置及び仕上げなどにつ いて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図など対比し て観察及び試運 転の検査をする	
(4) 衛生器具 設備工事	使用機材の品質 施工の状態	機器のメーカー指定との 確認、機器の取付け 高さ及び納まりなど について調べる	同 上	
(6) 給湯設備 工事	使用機材の品質 機器の性能 施工の状態	配管の種類、径、位 置経路、接続方法、 配管の保護、器具の 取付け及び納まり、 露出配管の防凍、防 露、ポンプ及び電動機 の種類能力、騒音、 振動、発熱ポンプの据 付け位置基礎の大き さ、漏水などについて 調べる	同 上	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(7) 消火設備 工事	使用機材の品質 施工の状態 施工の位置	消防法による規格、 型式、機器の仕様、 材質、構造検査、機 能試験などについて 調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察及び試運 転の検査をする	消防関係法規に 準ずる
(8) ガス設備 工事	使用機材の品質 施工の状態	配管の種類、径、接合 部勾配、コンクリート内埋 設の防蝕処置、地中埋 設の保護、他の工作 物との間隔及び防 護、露出配管の塗装 などについて調べる	同 上	
(9) 汚水処理 設備工事	使用機材の品質 施工の状態	槽各部の主要寸法、 構造、材質、容量、浄 化槽の機能試験など について調べる	同 上	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(10)その他 機械器具 設備工事	使用機材の品質 施工の状態	機器のメーカー指定との 確認、機器の型式、材 質性能、構造検査、振 動音据付け状態などに ついて調べる	(ア)施工管理記録の 検査 (イ)施工計画、施工 図など対比し て観察、計測、試 運転の検査をす る	

※ 検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。

エ 空気調和設備工事

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(1) 共通事項	使用機材の品質 施工の状態及び 安全性	関係法令、条例、規則設計図書、共通仕様書に基づいて施工されているか	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工図などと対 比して観察実測 検査する	基準法、機械設備 工事共通仕様 書に準ずる
(2) 機械設備 工事	使用機材の品質 施工の状態 機器の性能	機器の型式、材質性能、構造検査、ポンプ及び電動機の容量能力、騒音、振動、発熱ポンプの据付け位置基礎の大きさなどについて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工図などと対比して観察及び試運転の検査をする	
(3) 配管設備 工事	使用機材の品質 施工の状態	配管の種類、径、位置、経路、接続方法、施工の状態、管の保護及び勾配、器具の取付け及び納まり、露出配管の塗装、防露、漏水などについて調べる。 機能試験、性能、試運転の検査をする	同 上	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(4) 外設備 工事	使用機材の品質 施工の状態 施工の位置	配管の種類、径、接合部各部の主要寸法、構造材質、取付け高さ及び他の工作物との間隔及び防護、露出配管の塗装などについて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察及び試運 転の検査をする	
(5) 自動制御 設備工事	使用機材の品質 使用器具の適性 及び性能、施工 の状態	機器の種類、機能及び取付け状態、管の種類径、位置、経路、屈曲末端のリーシグ、ねじ切り部分のさび止め配管の支持間隔、露出配管の塗装、ボックスの取付配線の位置及び経路電線の太さ、種類、接続方法及び絶縁などについて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 承認図などと対 比して観察実測 及び実際に操作 して見て検査す る。 機能試験、試運 転の検査をする	電気設備技術基 準日本工業規 格、電気用品取 締法に準ずる

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(6)その他 機械器具 設備工事	使用機材の品質 施工の状態	機器のメーカー指定との確認、機器の型式、材質性能、構造検査、振動音据付け状態などについて調べる	(ア)施工管理記録の検査 (イ)施工計画、施工図などと対比して観察、計測、試運転検査をする	

※ 検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。

オ 昇降機設備工事

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(1) 共通事項	使用機材の品質 施工の状態 及び安全性	関係法令、条例、規則設計図書、共通仕様書に基づいて施工されているか	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工図などと対 比して観察、実測 検査する	基準法、機械設 備工事共通仕様 書に準ずる
(2) 昇降機設備 工事	使用機材の品質 施工の状態	積載容量、定格速度 通和装置、安全装置 などについて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察、計測、試 運転の検査をす る	

※ 検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。

3 設備工事検査基準 (出来形・品質)

(1) 出来形検査の内容

(出来形検査は、目視による確認及び使用数量は使用数量関係書類等の確認により行う。)

区 分	検 査 項 目	検 査 内 容
設 備 工 事	<input type="checkbox"/> 工場製作状況 <input type="checkbox"/> 現場施工状況 <input type="checkbox"/> 仕上げ状況	<input type="checkbox"/> 設計審査願、現場確認(必要に応じて寸法確認)、使用材料、工場検査報告書の確認 <input type="checkbox"/> 施工計画書との比較、機器等使用動作の確認、工事写真及び監督員の指示書、協議記録による確認、器具機器等取付け状態の現場確認 <input type="checkbox"/> 清掃の状態、見栄え(仕上げの状態)

(2) 品質検査の内容

(品質検査は、目視による確認及び品質証明書等関係書類等の確認により行う。)

区 分	検 査 項 目	検 査 内 容
設 備 工 事	<input type="checkbox"/> 仮設関係 <input type="checkbox"/> 工事一般 <input type="checkbox"/> 配管配線 <input type="checkbox"/> 機器据付 <input type="checkbox"/> 昇降機 <input type="checkbox"/> ダクト <input type="checkbox"/> 保温塗装	<input type="checkbox"/> 施工計画書、各種試験(検査)結果の確認、規格証明書、メーカーパンフレット、社内検査結果

(3) 工事別検査の方法

ア 電気設備工事

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(1) 電線及び コトケーブル工 事	使用機材の品質 種類、施工の状態	電線の太さ、種類、接 続方法及び絶縁など について調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工図などと 対比して観察、 実測検査する	
(2) 金属管工事 合成樹脂管 工事	使用機材の品質 施工状態	管の種類、径、位 置、経路、屈曲、末 端のリーミング、ねじ切 り部分のさび止、配 管の支持間隔、露出 配管の塗装ボックスの取 付け、地中埋設配管 の深さ、寸法容量、外 観、ノズルプレートの使用、端子箱のスペースな どについて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図など対比し て観察及び実測 検査する	
(3) 高圧電気 設備工事	使用機材の品質 施工状態	電線相互の間隔、電 線と他の工作物との間 隔母線の絶縁及び相 別の標示、高圧及び 危険の標示などにっ いて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図など対比し て観察及び実測 検査する	
(4) 盤関係	使用機材の品質 塗装の状態 施工状態	外箱の防錆処理及び 焼付け塗装、盤の寸 法、ターミナル、電線の結 線作動操作などにつ いて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 承認図などと対 比して観察実測 及び実際に操作 して調べて検査す る	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(5)照明器具 及び その他の機 器	使用機材の品質 使用器具の適性 及び性能、施工 の状態	取付け位置及び納まり 具合、取付け状態、防 湿防蝕性の適否、雑音、 振動発熱、点灯、回転 機器の回転、放送関係 の調整各器具の寸法な どについて調べる	(ア)施工管理記録の 検査 (イ)施工図、承認図 など対比して 観察、実測及び 実際に操作して みて検査する	
(6)避雷針設備 及び 接地工事	使用機材の品質 施工状態	突針の種類、導線の種 類、径支持間隔保 護、接地抵抗値接地 極の埋設の深さにつ いて調べる	(ア)施工管理記録の 検査 (イ)施工計画、施工 図など対比し て観察及び実測 検査する	
(7)火災報知 器設備工事	使用機材の品質 機器の動作及び 機能、施工状態	消防法による規格感 知器の取付け、空気 管の配管布設、発信 機などの位置、受信 機、表示類の取付け 及び据付け、機能試 験などについて調べ る	(ア)施工管理記録の 検査 (イ)施工計画、施工 図など対比し て観察実測及び 実際に操作して みて検査する	
(8)拡声器設備 工事	使用機材の品質 施工状態	機器の種類、機能及 び取付け状態、消防 法による規格、機器 の仕様、スピーカの取付 け、配線の耐熱保護 などについて調べる	(ア)施工管理記録の 検査 (イ)施工計画、施工 図など対比し て観察及び実測 検査する	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(9)テレビ共同 聴視設備	使用機材の品質 施工状態	機器の種類、機能及 び取付け状態、電界 強度の測定などにっ いて調べる	(ア)施工管理記録の 検査 (イ)施工計画、施工 図などと対比し て観察及び実測 検査する	
(10) 監視・制 御設備工事	使用機材の品質 機器の動作及び機 能、施工状態	機器の規格・仕様、 品質、機能、動作及 び取付状態などにっ いて調べる	(ア)施工管理記録の 検査 (イ)施工計画、施工 図などと対比し て観察、実測及 び実際に操作し てみて検査する	

※ 検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。また、上記に該当しない項目は、監督員、検査員協議の上検査内容・方法を決定するものとする。

イ 機械設備工事

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(1) 給排水設備 工事	使用機材の品質施 工の状態	配管の種類、径、位 置経路、接続方法、 地中埋設配管の保護 及び深度、器具の取 付け及び納まり、露 出配管の防凍、防露 工事漏水などについ て調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察及び試運 転の検査をする	
(2) 揚水設備 工事	使用機材の品質施 工の状態 機器の性能	ポンプ及び電動機の種 類、能力、騒音、振 動発熱、ポンプの据付け 位置基礎の大きさなど について調べる	同 上	
(3) 衛生配管 設備工事	使用機材の品質 施工の状態 施工の位置	通気管の末端の位置 掃除口の径及び位置 污水会所の規模、位 置及び仕上げなどにつ いて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察及び試運 転の検査をする	
(4) 衛生器具 設備工事	使用機材の品質 施工の状態	機器のメーカー指定との 確認、機器の取付け 高さ及び納まりなど について調べる	同 上	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(5) 給湯設備 工事	使用機材の品質 機器の性能 施工の状態	配管の種類、径、位置経路、接続方法、配管の保護、器具の取付け及び納まり、露出配管の防凍、防露、ポンプ及び電動機の種類能力、騒音、振動、発熱ポンプの据付け位置基礎の大きさ、漏水などについて調べる	(ア) 施工管理記録の検査 (イ) 施工計画、施工図などと対比して観察及び試運転の検査をする	
(6) 消火設備 工事	使用機材の品質 施工の状態 施工の位置	消防法による規格、型式、機器の仕様、材質、構造検査、機能試験などについて調べる	同 上	
(7) ガス設備 工事	使用機材の品質 施工の状態	配管の種類、径、接合部勾配、コンクリート内埋設の防蝕処置、地中埋設の保護、他の工作物との間隔及び防護、露出配管の塗装などについて調べる	同 上	
(8) 汚水処理 設備工事	使用機材の品質 施工の状態	槽各部の主要寸法、構造、材質、容量、浄化槽の機能試験などについて調べる	同 上	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(9) 空気調和機 械設備工事	使用機材の品質 施工の状態 機器の性能	機器の型式、材質性能、構造検査、ポンプ及び電動機の容量能力、騒音、振動、発熱ポンプの据付け位置基礎の大きさなどについて調べる	(ア) 施工管理記録の検査 (イ) 施工計画、施工図などと対比して観察及び試運転の検査をする	
(10) 配管設備 工事	使用機材の品質 施工の状態	配管の種類、径、位置、経路、接続方法、施工の状態、管の保護及び勾配、器具の取付け及び納まり、露出配管の塗装、防露、漏水などについて調べる。 機能試験、性能、試運転の検査をする	同 上	
(11) タクト設備 工事	使用機材の品質 施工の状態 施工の位置	配管の種類、径、接合部各部の主要寸法、構造材質、取付け高さ及び他の工作物との間隔及び防護、露出配管の塗装などについて調べる	同 上	

工 種	検査項目	検査の内容	検査方法	摘 要
(12) 自動制御 設備工事	使用機材の品質 使用器具の適性 及び性能、施工 の状態	機器の種類、機能及 び取付け状態、管の 種類径、位置、経 路、屈曲末端のリーシ ング、ねじ切り部分のさ び止め配管の支持間 隔、露出配管の塗 装、ボックスの取付配線 の位置及び経路電線の 太さ、種類、接続方法 及び絶縁などについ て調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 承認図などと対 比して観察実測 及び実際に操作 して見て検査す る。 機能試験、試運 転の検査をする	
(13) プラント機械 設備工事	使用機材の品質 機器の動作及び機 能、施工状態	機器の規格・仕様、 品質、機能、動作及 び取付状態などに ついて調べる	(ア) 施工管理記録の 検査 (イ) 施工計画、施工 図などと対比し て観察、計測、 試運転の検査を する	
(14) その他 機械器具 設備工事	使用機材の品質 施工の状態	機器のメーカー指定との 確認、機器の型式、材 質性能、構造検査、振 動音据付け状態など について調べる	同 上	

※ 検査は、本基準により行うものとするが、必要に応じ、重要度に応じた項目、方法により行うことができるものとする。また、上記に該当しない項目は、監督員、検査員協議の上検査内容・方法を決定するものとする。

第5章 茨木市測量・建設コンサルタント等業務委託 検査実施基準

茨木市測量・建設コンサルタント等業務委託検査実施基準

(趣旨)

第1 この基準は、茨木市建設工事等検査要綱（平成17年7月1日実施）第9に規定する建設工事等の検査について、厳正かつ公平な検査の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(検査の内容)

第2 検査は、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づき業務の実施状況、成果品、品質について適否の判定を行うものとする。

(業務実施状況の検査)

第3 業務の実施状況の検査は、契約図書の履行状況に関する各種の記録と契約図書とを対比し、別表第1に基づき行うものとする。

(成果品の検査)

第4 成果品の検査は、成果品の内容と設計図書を対比し、別表第2に基づき行うものとする。

(品質の検査)

第5 品質の検査は、品質に関する各種の記録を確認するとともに、成果品の図面、報告書と設計図書を対比し、別表第3に基づき行うものとする。

(その他)

第6 この基準に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この基準は、平成27年4月1日から実施する。

別表第 1

1 業務実施状況検査基準 【土木設計・土木系設備設計】

項 目	関 係 書 類	検 査 内 容
契約書の履行状況	業務工程表 委任（下請負）承諾申請書 管理技術者通知書 照査技術者通知書 契約変更に関する書類 業務完了報告書 その他契約書に基づき提出された書類	各書類の有無を確認 各書類の提出時期、内容を 実際の業務実施状況を 踏まえて確認
設計業務等共通仕様書の履行状況	担当技術者届 TECRIS の登録内容確認書 業務計画書 打ち合わせ記録簿 その他共通仕様書に基づき提出された書類	各書類の有無を確認 各書類の提出時期、内容を 実際の業務実施状況を 踏まえて確認
特記仕様書の履行状況	特記仕様書に基づき提出された書類	各書類の有無を確認 各書類の提出時期、内容を 実際の業務実施状況を 踏まえて確認
その他の契約図書の履行状況	その他の契約図書において必要な書類がある場合にはその書類	各書類の有無を確認 各書類の提出時期、内容を 実際の業務実施状況を 踏まえて確認

2 業務実施状況検査基準 【建築設計・建築系設備設計、測量・地質・調査・計画等、現場技術（工事監理）】

項 目	関 係 書 類	検 査 内 容
契約関係書類等	業務工程表、技術者届、業務計画書	提出書類に不足、内容に不備がないか。
履行状況	実施工程表、実施体制、打合わせ記録、業務報告書、検討資料	<p>速やかに着手され成果物の品質に影響を及ぼす工程でなかったか。</p> <p>業務実施体制は業務計画書により履行されているか。</p> <p>打ち合わせ記録は、履行期間全般の内容で実態を的確に反映しているか。</p> <p>必要な関係機関等との調整がなされているか。</p> <p>契約図書における検討項目や業務目的に必要な検討項目が不足なく設定されているか。</p> <p>検討内容が業務目的を満足する内容か。</p>

別表第2

1 成果品検査基準 【土木設計・土木系設備設計】

項 目	関 係 書 類	検 査 内 容
成果品の有無等	仕様書等に定められた成果品があることを確認 成果品中に仕様書等に定められたとりまとめ結果があることを確認	成果品の有無を確認 仕様書等の記載と比較して、成果品中に定められた検討結果の記載を確認

2 成果品検査基準 【建築設計・建築系設備設計、測量・地質・調査・計画等】

項 目	関 係 書 類	検 査 内 容
成果物	契約図書、成果物	提出成果物の項目、数量の確認
その他※ 専門技術力 コミュニケーション力	その他資料	論理的な説明 指示に対する対応 質問に対する的確な回答 新技術（工法、材料等）への対応 仕様書、技術基準、関係法令等の理解度

※その他は検査時に受託者からプレゼンテーションを受ける場合にその専門技術力、コミュニケーション力を評価すること。

3 成果品検査基準 【現場技術（工事監理）】

項 目	関 係 書 類	検 査 内 容
成果物	契約図書、成果物	提出成果物の項目、数量の確認

別表第3

1 品質検査基準 【土木設計・土木系設備設計】

項目	検査内容	検査方法
設計図書に示された設計条件	設計条件のうち、数値及び機能条件として示された各構造物の緒元	成果品により、構造物の緒元の数値及び機能が設計条件を満たしていることを確認
	設計条件として示された構造物の形式及び機能	成果品により、構造物の形式及び機能が設計条件を満たしていることを確認
	設計条件のうち、構造物の緒元や形式以外のもの	報告書等により、設計条件に基づいて検討が行われたことを確認
業務中に行った指示等	数値及び機能条件として示された各構造物の緒元	成果品により、構造物の緒元の数値及び機能が設計条件を満たしていることを確認
	設計条件として示された構造物の形式及び機能	成果品により、構造物の形式及び機能が設計条件を満たしていることを確認
	設計条件のうち、構造物の緒元や形式以外のもの	設計条件に基づいて検討が行われたことを報告書等により確認
貸与品	貸与品の使用の状況	ヒアリングにより、貸与品に基づいて業務を実施したことを確認
照査	照査報告書	照査報告書に照査技術者の押印があることを確認 管理技術者が照査結果を確認していることを確認

2 品質検査基準 【建築設計、建築系設備設計】

項 目	関 係 書 類	検 査 内 容
成果物、その他	設計図、構造計算書、 各種計算書、積算資 料、打合わせ記録等	仕様書等で定められた設計図等が提出され満 足できる内容か。 設計基準等に準拠し設計されているか。 関係法令等を遵守しているか。 設計対象地域や施設の状況、制約条件や問題 点を把握した内容となっているか。 照査又は確認された成果物か。 設計図等の記載内容にミスがないか。 コストを配慮した内容か。 検討資料等が整理されているか。 発注者や関係機関との協議や指示事項が適切 にまとめられ設計図等に反映しているか。 関係官公署等との打ち合わせ記録が整理され ているか。 数量等は適切か。

3 品質検査基準 【測量・地質・調査・計画等】

項 目	関 係 書 類	検 査 内 容
成果物、その他	調査報告書、測量図、 調査図 試験報告書、現場作業 記録、打合わせ記録等	仕様書等で定められた報告書、図等が提出さ れ満足できる内容か。 照査又は確認された成果物か。 報告書等の記載内容にミスがないか。 報告に必要な写真等が整理されているか。

4 品質検査基準 【現場技術（工事監理）】

項 目	関 係 書 類	検 査 内 容
監理（業務）報告書、その他	監理（業務）報告書、現場出勤記録、打合わせ記録	施工計画書、施工図、使用機材の事前確認が適切に行なわれているか。 工事の段階確認が適切に行なわれているか。 受注者や発注者との協議や指示事項が適切にまとめられているか。 関係法令等を遵守しているか。 関係官公署等への手続きは適切に処理されているか。 契約条件を満足する出勤状況か。

第6章 茨木市工事成績評定結果通知・公表実施要綱

茨木市工事成績評定結果通知・公表実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市における建設工事等について、請負工事の工事成績評定結果を受注者に通知及び公表することにより、工事の透明性を図り、もって適正かつ効果的な施工を確保するとともに技術水準の向上に資することを目的とする。

(対象工事)

第2 工事成績評定結果の通知・公表対象工事は、本市における建設工事等の請負工事で地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による工事とする。

(通知方法)

第3 当該工事の検査担当部長は、工事検査完了の日から起算して14日以内に、検査担当者の評定結果を検査結果通知書(様式第1号)及び項目別評定点内訳表(様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号又は様式第8号)により受注者に通知する。

(説明請求)

第4 第3により通知を受けた受注者で疑義のある者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により説明を求めることができる。

(回答)

第5 当該工事の検査担当部長は、第4の規定により説明を求められた場合は、適切な説明をするとともに、それでも不服のあるものについては、説明を求められた日から起算して14日以内に、書面(様式第9号)により回答する。

(再説明請求)

第6 第5の回答を受けたものは、説明に係る回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、通知を行った当該工事の検査担当部長に対して、再説明を求めることができる。

2 当該工事の検査担当部長は、前項により再説明を求められたときは、茨木市工事成績評定評価委員会に諮ったのち、再説明を求められた日から起算して14日以内に書面(様式第10号)により回答する。

(委員会の設置)

第7 第6第2項の規定により再説明を求められた工事成績評定結果を審査するため、茨木市工事成績評定評価委員会を設置する。

2 茨木市工事成績評定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

(公表)

第8 検査担当部長は、第3により通知した検査結果通知書の写しを通知する日の属する月分を、当該月の翌々月から情報ルームに備え置き、閲覧及び写しの交付に供する。

(準用)

第9 第3から第8までの規定は、業務委託(成績評定を行う委託に限る。)について準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日(第2項において「実施日」という。)から実施する。
- 2 この要綱は、実施日以後に締結する工事等請負契約から適用し、同日前に締結したのものについては、なお従前の例による。
- 3 茨木市工事成績評定結果通知・公表実施要領(平成14年1月1日実施)は、廃止する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市工事成績評定結果通知・公表実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市工事成績評定結果通知・公表実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から実施する。

様式第1号

検 査 結 果 通 知 書

茨

第

号

年

月

日

様

茨木市長

印

下記工事の検査を執行した結果、次のとおりです。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
検 査 日	年 月 日		
立 会 人			
監 督 員		担当係長等	
検 査 員	・		
完成年月日	年 月 日		
検 査 所 見			評 定
			点

様式第2号

項目別評定点内訳表
(土木、建築・設備、設備工事事用)

工事名称			
工事場所			
受注者名			
工期	年 月 日	～	年 月 日
請負金額	円		
完成年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日

評 定 項 目		評 点	
1 施工体制	I 施工体制一般	/	3.3
	II 配置技術者	/	4.1
2 施工状況	I 施工管理	/	13.0
	II 工程管理	/	8.1
	III 安全対策	/	8.8
	IV 対外関係	/	3.7
3 出来形及び出来栄	I 出来形	/	14.9
	II 品質	/	17.4
	III 出来栄	/	8.5
4 工事特性	I 施工条件等への対応	/	7.3
5 創意工夫	I 創意工夫	/	5.7
6 社会性等	I 地域への貢献等	/	5.2
7 評定点計		/	100
8 法令順守等			
評定点合計		/	100

※評定点は65点を基礎点として加点、減点しています。

様式第3号

項目別評定点内訳表

(土木(設備)設計委託)

委託名称			
委託場所			
受注者名			
契約工期	年 月 日	～	年 月 日
契約金額	円		
完了年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日

評価項目			評点
プロセス評価	専門技術力	提案力・改善力	/ 8.3
		業務執行技術力	/ 16.7
		施工時への配慮	/ 4.2
		コスト把握能力	/ 4.2
	管理技術力	工程管理能力	/ 8.3
		品質管理能力	/ 8.3
		迅速性・弾力性・調整能力	/ 4.2
	コミュニケーション力	説明力・協調性・プレゼンテーション力	/ 4.2
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/ 8.5
	評価結果	成果品の品質	
評定点計			/ 100
法令順守等			
評定点合計			/ 100

※ 評定点は65点を基礎点として加点、減点しています。

様式第4号

項目別評定点内訳表

(測量・地質・調査・計画、その他委託)

委託名称			
委託場所			
受注者名			
契約工期	年 月 日	～	年 月 日
契約金額	円		
完了年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日

評価項目		評点	
プロセス評価	専門技術力	提案力・改善力	／ 9.5
		業務執行技術力	／ 19.1
	管理技術力	工程管理能力	／ 9.5
		品質管理能力	／ 9.5
		迅速性・弾力性・調整能力	／ 4.8
	コミュニケーション力	説明力・協調性・プレゼンテーション力	／ 4.7
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	／ 9.5
評価結果	成果品の品質	／ 33.4	
評 定 点 計		／ 100	
法 令 順 守 等			
評 定 点 合 計		／ 100	

※ 評定点は65点を基礎点として加点、減点しています。

様式第5号

項目別評定点内訳表

(建築・建築設備設計委託)

委託名称			
委託場所			
受注者名			
契約工期	年 月 日	～	年 月 日
契約金額	円		
完了年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日

評価項目			評点
体制評価	1. 業務の実施能力	I 業務実施体制	/ 2.13
		II 管理技術者の能力	/ 4.26
		III 主任担当技術者の能力	/ 4.26
プロセス評価	2. 業務の実施状況	I 業務履行中の説明資料 (途中成果物)に関する評価	/ 8.51
		II 調整及び説明、対応の迅速性	/ 6.38
		III 与条件の理解、業務への反映 (設計提案)	/ 14.89
結果評価	3. 業務目的の達成度	I 業務目的の達成度	/ 42.55
		II 課題への対応	/ 17.02
評 定 点			/ 100.00
法 令 順 守 等			
評 定 点 合 計			/ 100

※ 評定点は65点を基礎点として加点、減点しています。

(項目毎に按分計算しているため、項目毎の評点の和と評定点が合わない場合があります。)

様式第6号

項目別評定点内訳表

(現場技術(工事監理)委託)

委託名称			
委託場所			
受注者名			
契約工期	年 月 日	～	年 月 日
契約金額	円		
完了年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日

評価項目			評点
プロセス評価	1. 専門技術力	I. 業務執行技術力	目的と内容の理解 必要情報の把握 検討項目、検討手法 打合せ資料の内容 十分な技術力 / 11.36
	2. 管理技術力	I. 工程管理能力	実施手順、工程計画 実施体制 打合せ内容の理解、記録 内部関係者への情報伝達 工程管理 / 8.58
		II. 品質管理能力	ミス防止の実施 / 0.51
		III. 弾力性等	当初工程計画の変更 /
	3. コミュニケーション力	I. 説明力 表現力 協調力	理解しやすい説明・表現 円滑な業務遂行への努力 / 1.79
4. 取組姿勢 社会性	I. 責任感 積極性	責任感、積極性、倫理観 / 2.88	
評価結果	5. 施工計画の確認検討 施工図等の検討 工事の確認	目的の達成度 業務報告書等の的確な取りまとめ ミスの有無 / 9.88	
評 定 点 計			/ 35.00
基 礎 点			65.00
法 令 順 守 等			
評 定 点 合 計			/ 100

※ 評定点は65点を基礎点として加点、減点しています。

様式第7号

項目別評定点内訳表

(家屋調査委託業務)

業務名称			
履行場所			
受注者名			
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
契約金額	円		
完了年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日

評 定 項 目		評 点	
1 工期	1 程度	/	20
2 内容評価	1 理解力と企画力	/	10
	2 地元対策	/	10
	3 調査員の技能	/	10
	4 書類作成能力	/	10
3 下請の指導	1 程度	/	10
4 熱意	1 程度	/	10
5 報告書	1 資料整備	/	10
	2 出来形	/	10
評 定 点 合 計		/	100

様式第8号

項目別評定点内訳表

(維持管理工事)

工事名称			
工事場所			
受注者名			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
契約金額	円		
完了年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日

評 定 項 目		評 点	
1 工期	1 程度	/	20
2 施工状況	1 施工管理	/	10
	2 安全管理	/	10
	3 取組姿勢	/	10
	4 現地対策	/	10
	5 能力評価	/	10
	6 資料整理	/	20
3 出来形及び出来栄	1 出来形・出来栄え	/	10
4 評定点計		/	100
5 補正係数	1 下請指導と依存度		(1-減点係数の和)
評 定 点 合 計		/	100

第7章 茨木市工事成績評定評価委員会設置要綱

茨木市工事成績評定評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市工事成績評定結果通知・公表実施要綱（平成17年7月1日実施）第7第2項の規定に基づき、茨木市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 茨木市工事成績評定結果通知・公表実施要綱第6第2項の規定により再説明を求められた工事成績評定結果の審査に関すること。
- (2) その他工事成績評定に関すること。

(組織)

第3 委員会は、企画財政部契約検査課長、くらし産業環境部環境事業課長、都市活力部農林振興課長、建設部建設管理課長、建設部交通政策課長、建設部道路課長、建設部建築課長、建設部公園緑地課長及び建設部下水道施設課長の職にある者をもって組織する。

(委員長等)

第4 委員会に委員長を置き、委員長は、企画財政部契約検査課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、当該工事施行担当課の監督員、担当係長等関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、企画財政部契約検査課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

第 8 章 茨木市建設工事等成績採点基準

茨木市建設工事等成績採点基準

(趣旨)

第1 この基準は、茨木市建設工事等検査要綱（平成17年7月1日実施）第14に規定する建設工事等の成績評定を適正かつ適確に行うため必要な採点基準を定めるものとする。

(評定の方法)

第2 評定は、建設工事等ごとに行うものとする。

2 要綱第14に定める建設工事等成績表による評定は、次に掲げる工事の種類に応じ当該各号に定める採点基準により行う。

(1) 土木工事等（建築工事、建築設備工事及び設備工事を除くすべての工事）（要綱様式第3号）別表第1 土木工事等（建築工事、建築設備工事及び設備工事を除くすべての工事）成績採点基準による。

(2) 建築工事及び建築設備工事（要綱様式第4号）別表第2 建築工事及び建築設備工事成績採点基準による。

(3) 設備工事（要綱様式第5号）別表第3 設備工事成績採点基準による。

(4) 業務委託（土木（設備）設計委託）（要綱様式第6号）別表第4 業務委託（土木（設備）設計委託）成績採点基準による。

(5) 業務委託（測量・地質・調査・計画、その他委託）（要綱様式第7号）別表第5 業務委託（測量・地質・調査・計画、その他委託）成績採点基準による。

(6) 業務委託（建築・建築設備設計委託）（要綱様式第8号）別表第6 業務委託（建築・建築設備設計委託）成績採点基準による。

(7) 業務委託（現場技術（工事監理）委託）（要綱様式第9号）別表第7 業務委託（現場技術（工事監理）委託）成績採点基準による。

(8) 業務委託（家屋調査）（要綱様式第10号）別表第8 業務委託（家屋調査）成績採点基準による。

(9) 維持管理工事（要綱様式第11号）別表第9 維持管理工事成績採点基準による。
(遅延日数の評価への参入基準)

第3 建設工事等成績表中、工期に係る遅延日数は、受注者の責めに帰すことのできない遅延日数を除外し、手直し日数を含め受注者の責めに帰す遅延日数（純遅延日数）により算定するものとする。

(その他)

第4 この基準に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成17年7月1日（第2項において「実施日」という。）から実施する。
- 2 この基準は、実施日以後に締結する工事等請負契約から適用し、同日前に締結したものについては、なお従前の例による。
- 3 茨木市建設工事等成績採点基準（昭和63年5月1日実施）は、廃止する。

附 則

（実施期日）

- 1 この基準は、平成26年4月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 この基準による改正後の茨木市検査実施基準の規定は、この基準の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

- 1 この基準は、平成27年4月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 この基準による改正後の茨木市検査実施基準の規定は、この基準の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この基準は、令和5年1月1日から実施する。

附 則

- 1 この基準は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1

請負金額500万円未満工事の評価項目対象(参考)

土木工事等成績採点基準

(監督職員の評価1)

凡例	施工プロセスとリンク
	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない

【1 施工体制】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
1	I 施 工 体 制 一 般	① コリンズの登録は事前に監督員の確認を受け契約締結後等、10日以内に登録している。(ただし請負金額500万円以上対象)		
		② 品質証明(材料等)の資料が整理され、確認時期・方法が、工事全般にわたり、よく把握され、品質管理体制が、書面に適切に記載されている。		
		③ 建退共制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入又は、在庫保有証紙の管理等が適切に行われ「共済証紙受払簿」等により適切に管理されている。また、証紙購入が不要な場合、掛金収納書に係る申出書・建退共制度辞退届等が提出されている。		
		4 施工体制台帳、施工体系図が整備され、作業分担の範囲が明確に記載されている。		
		5 現場に施工体系図が掲げられ、現場の体制と一致している。		
		6 災害防止協議会等設置され、安全管理体制が、書面に適切に記載されている。		
		7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。		
		8 工場製作期間における技術者を適切に配置している。		
		9 工場製作に係る機材・設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。		
		⑩ 元請が下請の作業成果の確認等をしている。		
		11 出来形、品質における社内検査体制(規格値の設定や確認方法、責任者等)を整えている。		
		12 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。		
		13 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。		
		14 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		15 その他()		
		16 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		17 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 …………… a 適切である。		項目合計		
評価値が80%以上 90%未満… b ほぼ適切である。		評価値		
評価値が60%以上 80%未満… c 他の評価に該当しない		評 定		
評価値が60%未満または「16」の項目に該当… d やや不適切である		評 点		
「17」の項目に該当…………… e 不適切である				
●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする				

【1 施工体制】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
1	II 配置技術者（現場代理人等）	① 現場代理人は、現場に常駐し、かつ工事全体を把握している。		
		② 現場代理人は、監督職員への報告協議等を適時及び的確に書面で行っている。		
		3 現場代理人は、設計図書の照査（契約書第18条第1項）を行い設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。		
		4 監理（主任）技術者は書類を共通（標準）仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。		
		5 監理（主任）技術者は契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。		
		⑥ 監理（主任）技術者は施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。		
		7 監理（主任）技術者は下請等（受注者直営）の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。		
		8 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行い、良好な施工に努めている。		
		⑨ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。		
		⑩ 工事に必要な作業主任者を選任し、配置している。		
		11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。		
		12 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		13 その他（ ）		
		14 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価（やや不適切である）		
		15 指定した専門技術者が配置されていない。⇒d評価（やや不適切である）		
		16 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒ e評価（不適切である）		
評価値が90%以上 …………… a 適切である。 評価値が80%以上 90%未満… b ほぼ適切である。 評価値が60%以上 80%未満… c 他の評価に該当しない 評価値が60%未満または「14,15」の項目に該当………… d やや不適切である 「16」の項目に該当…………… e 不適切である ●[14,15]の項目で二つ該当あればe評価とする ●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【2 施工状況】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	I 施 工 管 理	1 現場条件の変化に対して、適切に対応している。		
		② 施工計画書の特記仕様書等に定めた期日、または工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)までに提出し、所定の項目を記載している。		
		③ 施工計画書(変更を含む)の施工方法等の記載内容が、設計図書、現場条件を反映した内容となっている。		
		4 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。		
		5 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。		
		⑥ 使用する材料、設備機材の調達の計画及び搬入後の管理(工事材料を品質に影響が無いよう保管している等)が適切であることが、写真等で確認できる。		
		⑦ 品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っており、書面で確認できる。		
		⑧ 出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っており、書面で確認できる。		
		9 現場内の整理整頓を日常的に行っている。		
		10 指定材料、機器の品質証明書及び写真等を整理している。		
		⑪ 段階確認(一工程の施工の検査・確認)及びその報告が適時、的確に行われており、書面で確認できる。		
		12 工事打合せ簿等の工事記録の整備が適時行われ、不足無く整理している。		
		13 建設廃棄物の処分及び建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。		
		⑭ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用し、写真等で確認できる。		
		15 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされている。		
		16 社内検査が計画的に行われている。		
		17 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。		
		18 緊急時の連絡体制が明確に示されており、関係者に確実に連絡がとれるようになっている。		
		19 施工手順、不可視部分等の写真管理について、ポイントをとらえた写真撮影を行うよう明確に示されている。		
		20 交通規制に対する体制、活動方針が明確に示されている。		
		21 騒音、振動及び塵芥等の対応について明確に示されている。		
		22 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		23 その他()		
		24 施工計画書が工事着手前に提出されていない。⇒d評価(やや不適切である)		
		25 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
		26 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 a 適切である。 評価値が80%以上 90%未満... b ほぼ適切である。 評価値が60%以上 80%未満... c 他の評価に該当しない 評価値が60%未満または「24, 25」の項目に該当..... d やや不適切である 「26」の項目に該当..... e 不適切である ●「24,25」の項目で二つ該当があればe評価とする ●評価対象項目数が2項目以下の場合はe評価とする		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
2	II	1	工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。		
		2	実施工程表が工事着手前に提出されている。また、関連工事がある場合は調整が適切に行われている。		
		③	工程表のフォローアップ等を実施し、適切に工程を管理している。		
		4	現場または施工条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。		
		5	時間制限や車両通行規制・片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。		
		⑥	休日(夜間)作業について承諾を得ている。		
		7	請負者の責による夜間や休日の作業がない。		
		8	休日・代休の確保を行っている。		
		9	近隣住民(施設入居者等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。		
		10	適切な工程管理を行い、請負者の責による工程の遅れが無い。		
		11	「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		12	その他()		
		13	工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
		14	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒ e評価(不適切である)		
		評価値が90%以上 …………… a 適切である。	項目合計		
		評価値が80%以上 90%未満… b ほぼ適切である。	評価値		
		評価値が60%以上 80%未満… c 他の評価に該当しない	評 定		
		評価値が60%未満または「13」の項目に該当… d やや不適切である	評 点		
		「14」の項目に該当…………… e 不適切である			
		●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	Ⅲ 安 全 管 理	① 災害防止(工事安全)協議会等を毎月1回以上実施し、活動記録が整理されている。		
		2 店社パトロールを毎月1回以上実施し、活動記録が整備されている。		
		3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。		
		④ 安全教育及び安全訓練等を毎月半日以上実施し、活動記録が整理されている。		
		⑤ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映し、実施した記録がある。		
		⑥ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。		
		⑦ 過積載防止に取り組んでおり、記録が整理されている。		
		⑧ 建設機械等の安全運転のための点検、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置等安全対策がなされている。		
		⑨ 仮設工事(土留め、足場、支保工等)の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。		
		⑩ 交通保安施設・工事現場における保安設備等の設置及び管理が適切(各種基準及び関係者間の協議により設置)であることが確認できる。		
		11 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。		
		12 地下埋設物、架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。		
		13 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。		
		14 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。		
		15 交通安全管理について徹底している。		
		16 施工プロセスチェックのチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		17 その他()		
		18 請負者の安全管理措置が不適切なため、労働災害及び公衆災害が発生した場合の評価は担当係長が行うが、死亡事故の場合は、上記1～16の項目評価の評価にかかわらずC評価とする。		
		19 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示(※)を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		20 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示(※)に従わなかった。 ⇒ e評価(不適切である)		
(※)労働災害及び公衆災害が発生したことによる、事後の文書による改善指示は対象としない。				
		評価値が90%以上 …………… a 適切である。	項目合計	
		評価値が80%以上 90%未満… b ほぼ適切である。	評価値	
		評価値が60%以上 80%未満… c 他の評価に該当しない	評 定	
		「18」の項目に該当…………… c 災害等の文書改善指示は係長の評価である		
		評価値が60%未満または「19」の項目に該当… d やや不適切である	評 点	
		「20」の項目に該当…………… e 不適切である		
●評価対象項目数が3項目以下の場合c評価、評価対象項目数が7項目以下の場合90%以上でもb評価とする。				

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
2	IV 対 外 関 係	1	関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録があり、トラブルの発生が無い。		
		②	地元(施設関係者等を含む)との必要な調整を行っていることが確認でき、トラブルの発生が無い。		
		③	第三者(施設入居者等を含む)等からの苦情に対して適切な対応を行っていることが確認できる。		
		④	関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいることが確認できる。		
		5	工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。		
		6	引渡し時に施設管理者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。		
		7	現場環境改善に、取り組んでいる。		
		8	維持管理者等を含む関係機関との十分な調整を行い、円滑に施工した。		
		9	「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		10	その他()		
		11	対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
		12	対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒ e評価(不適切である)		
		評価値が90%以上 a 適切である。 評価値が80%以上 90%未満... b ほぼ適切である。 評価値が60%以上 80%未満... c 他の評価に該当しない 評価値が60%未満または「11」の項目に該当... d やや不適切である 「12」の項目に該当..... e 不適切である ●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。	項目合計		
			評価値		
			評 定		
			評 点		

【3 出来形及び出来栄】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	出来形	出来形管理の測定値が10点以上ある場合、測定値の規格値に対するばらつきを基に判定する。			
		1	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。⇒ a評価とする		
		2	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。⇒ b評価とする		
		3	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。⇒ c評価とする		
		4	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。⇒ d評価(やや不適切である)		
		5	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価(不適切である)		
		出来形の測定箇所数等が少量(10点未満)で、その測定値のばらつきだけでの確認では不十分な工事については、下記の6から11の項目で評価する。			
		6	出来高管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。		
		7	不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。		
		8	社内の管理基準に基づき管理している。		
		9	施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。		
10	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。				
11	その他()				
	評価値が90%以上 a 適切である。 評価値が80%以上 90%未満... b ほぼ適切である。 評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない 「4」の項目に該当..... d やや不適切である 「5」の項目に該当..... e 不適切である ●6以降の評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価、評価対象項目数が5項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。	項目合計			
		評価値			
		評 定			
		評 点			
3	出来栄	品質管理の測定値が10点以上ある場合、測定値の規格値に対するばらつきを基に判定する。			
		1	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。⇒ a評価とする		
		2	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。⇒ b評価とする		
		3	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。⇒ c評価とする		
		4	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。⇒ d評価(やや不適切である)		
		5	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価(不適切である)		
		品質の測定箇所数等が少量(10点未満)で、その測定値のばらつきだけでの確認では不十分な工事については、下記の6から11の項目で評価する。			
		6	品質管理方法が施工計画書に明確に定められている。		
		7	施工計画書に定められた品質計画により管理されている。		
		8	材料の品質証明が適切である。		
		9	請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。		
10	施工の品質・形状が適切で良好な施工である。				
11	不可視部分の写真記録が適切である。				
12	その他()				
	評価値が90%以上 a 適切である。 評価値が80%以上 90%未満... b ほぼ適切である。 評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない 「4」の項目に該当..... d やや不適切である 「5」の項目に該当..... e 不適切である ●6以降の評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価、評価対象項目数が5項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。	項目合計			
		評価値			
		評 定			
		評 点			

(監督 職 員 の 評 価 2)

【 5 創意工夫 】

評価項目		技術力キーワード一覧表	評価項目
項目	細目		
5 創 意 工 夫	キーワード評価	■準備・後片づけ関係 1 測量・位置出しにおける工夫 2 現地調査方法の工夫 3 その他(理由:)	
	理由:		
	キーワード評価	■施工関係 4 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 5 コンクリート二次製品、工場加工製品などの代替材の利用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み 6 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設、地業工事、鉄骨立て方等の施工に関する工夫 7 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 8 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 9 給排水工事や衛生設備工事等における配管、ダクト又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 10 照明などの視界の確保に関する工夫 11 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 12 運搬車両、施工機械等に関する工夫 13 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 14 特殊な工法や材料を用いた工事 15 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 16 施工管理及び品質向上等の工夫 17 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 18 仮設施工等の工夫 19 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 20 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 21 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 22 その他(理由:)	
	理由:		
	理由:	■品質関係 23 土工、設備、電気の高品質向上に関する工夫 24 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 25 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 26 配筋・溶接作業等に関する工夫 27 集計ソフト等の活用と工夫 28 躯体工事の品質管理の工夫 29 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 30 施工の検査・試験に関する工夫 31 品質記録方法の工夫 32 その他(理由:)	
	理由:	■安全衛生関係 33 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 34 安全衛生教育、技術向上講習会、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 35 現場事務所、休憩所、労働者宿舎等の環境向上(空間及び設備等)に関する工夫 36 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 37 一般車両突入時の被害軽減対策又は周辺道路等の事故防止並びに一般交通の安全確保に関する工夫 38 作業時における厳しい作業環境の改善に関する工夫 39 環境保全に関する工夫 40 改修・改良工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 41 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 42 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする 43 その他(理由:)	

評価項目		技術力キーワード一覧表	評価項目
項目	細目		
5 創 意 工 夫	理由:	■施工管理関係	
		44 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫	
		45 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫	
		46 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫	
		47 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫	
		48 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 ※本項目は2点の加点とする	
		49 CAD、施工管理ソフト等の活用	
		50 CALSを活用した施工管理の工夫	
	51 その他(理由:)		
	理由:	■働き方改革	
		52 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取り組みが図られている。	
		53 その他(理由:)	
		■その他	
54 その他(理由:)			
55 その他(理由:)			
56 その他(理由:)			
記述評価		・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。	
【〇マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。	
		・1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	
		・加点は+7点~0点の範囲とする。	
小計(項目×1点or2点)7点以内			該当項目合計
			評 定

土木工事等成績採点基準

(担当係長の評価)

凡例		
		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない

【 2 施工状況 】

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
2 施 工 状 況	Ⅱ 工程管理 理由:	1 現場又は施工条件の変更や、緊急・災害復旧工事など工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。		
		2 隣接又は同一現場の他工事等との工程調整に取り組み、トラブルを回避し遅れを発生させることなく工事を完成させた。		
		3 地元(施設入居者等を含む)及び関係機関との調整に取り組み、トラブルも少なく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。		
		4 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。		
		5 月単位の4週8休が達成された。		
		6 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。		
		7 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。		
		8 その他()		
		9 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。		
		10 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。		
	該当項目が5項目以上 …………… a 優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 …… b やや優れている 該当項目が2項目以下の場合 …… c 他の評価に該当しない 「8」の項目に該当する場合 …… d やや劣っている 「9」の項目に該当する場合 …… e 劣っている		項目合計	
			評 定	
			評 点	
	Ⅲ 安全対策 理由:	1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。		
		2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。		
		3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。		
		4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。		
		5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。		
		6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。		
		7 その他()		
8 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 ※労働災害や公衆災害において、負傷者の発生又は建物等の損害に関して、請負者の安全管理の措置に不適切があったもので、口頭注意処分以上を対象とする。 ⇒d評価(やや不適切である)				
9 安全対策の不備により重大な災害を受けた。 ※労働災害や公衆災害において、死亡事故に関して、請負者の安全管理の措置に不適切があったものを対象とする。 ⇒e評価(不適切である)				
該当項目が5項目以上 …………… a 優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 …… b やや優れている 該当項目が2項目以下の場合 …… c 他の評価に該当しない 「8」の項目に該当する場合 …… d やや劣っている 「9」の項目に該当する場合 …… e 劣っている		項目合計		
		評 定		
		評 点		

【4 工事特性】

評価項目		技術力キーワード一覧表	評価項目		
項目	細目				
4 工 事 特 性	キーワード評価 該当項目の概要を下 段理由欄に記載のこ と	■構造物の特殊性への対応 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 理由: 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 理由: 3 仮設備等を設け、システムを停止することなく設備を更新等することが必要な工事 理由: 4 その他(理由: ※上記項目の一つ以上該当は4点の加点			
		■厳しい自然・地盤条件への対応 5 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 理由: 6 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 理由: 7 急峻な地形及び土石流危険渓流内・急傾斜地崩壊危険箇所での工事 理由: 8 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 理由: 9 その他(理由: ※上記項目の一つ以上該当は4点の加点			
		■都市部等の作業環境、社会条件等への対応 10 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 理由: 11 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 理由: 12 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 理由: 13 現道上での交通規制に大きく影響する工事 理由: 14 緊急時に対応が特に必要な工事 理由: 15 施工箇所が広範囲にわたる工事 理由: 16 工事に支障をきたす既設設備、酸欠、有毒・可燃性ガス、臭気等の対策が必要な工事 理由: 17 その他(理由: ※上記項目の一つ以上該当は6点の加点			
		■長期工事における安全確保への対応 18 12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く 19 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 20 その他(理由: ※上記項目の一つ以上該当は6点の加点			
		記述評価 【〇マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	・工事特性は、最大20点の加点評価とする ・監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない		
				小計20点以内	評 定

【6 社会性等】

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
6 社 会 性 等	I 地域への貢献等 理由:	1 周辺地域の環境保全、生物保護等について、積極的に取り組んだ。		
		2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。		
		3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。		
		4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。		
		5 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。		
		6 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。		
		7 その他()		
	該当項目が6項目以上	a 優れている	項目合計	
	該当項目が5項目に該当の場合	a' bより優れている		
	該当項目が3項目以上4項目以下の場合	b やや優れている	評 定	
該当項目が1項目以上2項目以下の場合	b' cより優れている			
	c 他の評価に該当しない	評 点		

【9 法令順守等】

考査項目		法令順守等の該当項目一覧表	点数	評価項目
項目	細目			
9 法 令 順 守 等	①法令順守	措置内容		
		1 本件工事に関して指名停止3ヶ月以上又は指名除外	-10点	
		2 本件工事に関して指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8点	
		3 本件工事に関して指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6点	
		4 本件工事に関して指名停止要綱上の警告	-4点	
		5 本件工事に関して指名停止要綱上の注意喚起	-2点	
		6 文書注意	-4点	
		7 口頭注意	-2点	
	8 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-1点		
		評 点		

考査項目		技術提案の履行	点数	評価項目
項目	細目			
②-1 総 合 評 価 方 式 に お け る 技 術 提 案 の 履 行	技術提案 (技術評価点ベース)	1 達成率90%~100%未満	-3点	
		2 達成率70%~90%未満	-5点	
		3 達成率70%未満	-10点	
②-2 総 合 評 価 方 式	(1)技術提案 (提案項目の加算点ベース)	1 達成率75%~100%未満	-3点	
		2 達成率50%~75%未満	-5点	
		3 達成率50%未満	-10点	
	(2)施工計画	4 施工計画の内、主要工種の現場着工日において、準備工及び総合評価の作成要領に定める主要工種の現場着工日が、請負者の責により同要領に定める期間以上に遅延した場合	-3点	
		(3)市内企業への下請	5 市内企業への下請けについて、評価を受けた場合で、完成時に一次下請け契約額の総額に占める市内企業の契約額の合計が、総合評価の作成要領に定める率を下回った場合	-5点
	(4)地域貢献度	6 機械保有の評価を受けた場合で、請負者が本工事の契約期間中に機械を他の者に売却・譲渡、若しくは処分したことが発覚した場合	-5点	
②-1又は②-2 に該当する総合評価方式により評価すること。			評 点	
工事毎に項目が異なるため別に定める運用基準等で評価すること。			法令順守等評点 合計	

土木工事等成績採点基準

(検査員の評価 1)

凡例	監督職員1(評価項目)と同評価項目
	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

項目	評価項目		対象項目	評価項目
	項目	細目		
2 施 工 状 況	I	施工管理	1 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書等を提出していることが確認できる。	
			2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。	
			3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。	
			4 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。	
			5 使用する材料、機材の搬入後の管理(工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管している等)が適切であることが確認できる。	
			6 使用材料、機器の品質証明書等または工事記録写真等が適切に整理されている。	
			7 立会の手続きを事前に行っており、段階確認(一工程の施工確認)の報告が適時、的確に行われていることが確認できる。	
			8 建設廃棄物の処分及び建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。	
			9 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされていることが確認できる。	
			10 社内検査が計画的に行っていることが確認できる。	
			11 社内独自のチェックリストや管理基準に基づき、日常的に管理していることが確認できる。	
			12 緊急時の連絡体制が明確に示されており、関係者に確実に連絡がとれるようになっている。	
			13 施工手順、不可視部分等の写真管理について、ポイントをとらえた写真撮影を行うよう明確に示されている。	
			14 交通規制に対する体制、活動方針が明確に示されている。	
			15 騒音、振動及び塵芥等の対応について明確に示されている。	
			16 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。	*
			17 工事の関係書類を不足なく適切に作成及び整理されていることが確認できる。	*
			18 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査をおこなっていることが確認できる。	*
			19 下請けに対する引取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。	*
			20 品質証明体制が確立され関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。	*
			21 その他()	
			22 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価	
			23 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価	
該当項目が90%以上 …… a 施工管理が優れている	項目合計			
該当項目が80%以上 90%未満・ b 施工管理がやや優れている	評価値			
評価値が60%以上 80%未満… c 他の事項に該当しない	評 定			
評価値が60%未満または「22」の項目に該当 「23」の項目に該当…… d 施工管理がやや不備である	評 点			
e 施工管理が不備である				
●評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする				

【 3 出来形及び出来栄 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3 出来形 及び 出来栄	I 出来形 測定値が少数(10点未満)の場合は、下記評価項目(6~11)での評価とし、この項目による判断はしない。 出来形管理の測定値が10点以上ある場合は、測定値の規格値に対するばらつきを基に、下記該当項目数を加味し、1から5の項目で最終評価する。	1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定該当項目」の4項目以上が該当する a' 評価とする		
		2 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定該当項目」の3項目以上が該当する a' 評価とする		
		3 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定該当項目」の3項目以上が該当する b 評価とする		
		4 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定該当項目」の2項目以上が該当する b' 評価とする		
		5 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない c 評価とする		
	6から11の項目で該当する項目を評価する。	6 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる		
		7 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。		
		8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる		
		9 写真管理基準の管理項目を満足している		
		10 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる		
		11 その他()		
		12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒d 評価とする		
		13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒e 評価とする		
出来形管理項目が設定されていない工事は「c」評価とする 6から11の評価項目で判定する場合、評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		
評価値が90%以上..... a' 評価値が80%以上90%未満..... b 評価値が70%以上80%未満..... b' 評価値が70%未満..... c 評価項目だけの評価は90%以上該当でも a'評価とする				

3 出来形及び出来栄 右記の工事から主となる工事の一つ選定しリストから■を選ぶ	II 品質		
	■ コンクリート構造物	■ トンネル工事	■ 取壊し工
	■ 土工事(切土、盛土、築堤等工事)	■ 植栽工事	■ 補強土壁工
	■ 護岸・根固・水制工事	■ 造園工事・施設緑化工事	■ 維持修繕工事
	■ 鋼橋工事	■ 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	■ 共同溝シールド工事
	■ 砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)	■ ほ場整備工・農地造成工	■ 下水道工事
	■ 舗装工事	■ 農道・林道等の新設、改良	■ 管水路工事
	■ 法面工事	■ 盛土築堤等工事・ため池工事等(ジオテキスタイル工含む)	■ 電線共同溝工事(管路布設工事)
	■ 基礎工工事(地盤改良等を含む)	■ 溪間工事・治山ダム工・護岸工・流路工	■ 仮設工工事
	■ コンクリート橋工事(PC及びRCを対象)	■ 山腹基礎工・山腹緑化工	■ 街路灯等設備工事
■ 塗装工事	■ 道路の新設、改良	■ 上記以外の工事又は合併工事	

3 出来形及び出来栄	II 品質	「評価対象項目」		対象項目	評価項目
	コンクリート構造物工事	1	コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる		
		2	コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる		
		3	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる		
		4	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる(寒中及び暑中コンクリート等を含む)		
		5	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる		
		6	コンクリート打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる		
		7	鉄筋の品質が、証明書類で確認できる		
		8	コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる		
		9	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
		10	圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる		
		11	コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
		12	スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
		13	有害なクラックが無い		
		14	その他()		
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		15	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である		
		16	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である		
		17	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている		
		18	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である		
	■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)				
	19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
	20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
	試験結果の測定値等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「18. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から14」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合、評価値が90%以上であっても、a'・bまたはb'とする		項目合計		
			評価値		
			評 定		
			評 点		

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	75%以上90%未満	a	a'	b	b
	60%以上75%未満	a'	b	b'	b'
	60%未満	b	b'	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目		
項目	細目					
3	出来形及び出来栄え	II 品質				
		土工事(切土、盛土、築堤等工事)				
		1	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる			
		2	段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる			
		3	置き換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる			
		4	締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる			
		5	一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる			
		6	芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる			
		7	構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる			
		8	土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる			
		9	CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる			
		10	法面に有害な亀裂が無い			
		11	伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる			
		12	切取法面において、落石等の危険がないように緩んだ転石、岩塊等が除去されている。			
		13	残土の処理が適切に実施されている。			
		14	その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)				
		15	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		16	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		17	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		18	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)				
		19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする					
試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「18. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する		項目合計				
評価対象項目「1から14」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする		評価値				
		評 定				
		評 点				

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目		
項目	細目					
3	出来形及び出来栄	II 品質				
		護岸・根固・水制工事				
		1	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる			
		2	裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる			
		3	緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが内容に行っていることが確認できる			
		4	護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる			
		5	遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		6	植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		7	根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		8	指定材料の品質が、証明書類で確認できる			
		9	基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる			
		10	コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる			
		11	施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる			
		12	埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		13	有害なクラックが無い			
		14	その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)				
		15	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		16	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		17	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		18	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)				
		19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
		20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
		試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「18. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する		項目合計		
				評価値		
				評 定		
		評 点				
評価対象項目「1から14」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする						

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質 鋼橋工事	■工場製作関係		
		1 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる		
		2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる		
		3 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
		4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる		
		5 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる		
		6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる		
		7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる		
		8 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる		
		9 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。		
		10 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績書により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる		
		11 その他()		
		■架設関係		
		12 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる		
		13 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる		
		14 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる		
		15 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる		
		16 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配が付いていることが確認できる。		
		17 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる		
		18 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる		
		19 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる		
		20 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる		
		21 その他()		
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)		
		22 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である		
		23 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である		
		24 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている		
25 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である				
■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)				
26 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする				
27 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする				
試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「25. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から21」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質	【共通】		
	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)	1	コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる	
		2	コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる	
		3	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる	
		4	運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	
		5	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている	
		6	地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる	
		7	鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。	
		8	有害なクラックが無い	
		9	その他()	
			【砂防構造物工事に適用】	
		10	コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる	
		11	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる	
		12	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる	
		13	アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる	
		14	グラウトの注入にあたり、グラウトが孔内から排出されるまで連続して注入作業が行われている。	
		15	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる	
		16	ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。	
		17	その他()	
			【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】	
		18	アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		19	ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。	
		20	ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。	
		21	集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。	
	22	有害なクラックが無い		
	23	その他()		
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)		
	24	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である		
	25	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である		
	26	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている		
	27	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である		
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)		
	28	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする		
29	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「27. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から23」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a'・bまたはb'とする		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質	【路床・路盤工関係】		
	舗装工事	1 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる		
		2 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる		
		3 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
		4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる		
		5 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる		
		6 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる		
		7 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる		
		8 その他()		
		【アスファルト舗装工関係】		
		9 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練の結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる		
		10 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる		
		11 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる		
		12 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる		
		13 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
		14 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる		
		15 アスカーブの施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。		
		16 路肩処理、縁端処理の施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。		
		17 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる		
		18 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
	19 その他()			
	【コンクリート舗装関係】			
	20 コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる			
	21 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる			
	22 コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる			
	23 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる			
	24 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる			
	25 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる			
	26 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しなうよう保管していることが確認できる。			
	27 その他()			
	■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
	28 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
	29 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
30 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている				
31 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である				
■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)				
32 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする				
33 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする				
試験結果の測定値等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「31. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から27」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目		
項目	細目					
3	出来形及び出来栄	II 品質				
		法面工事	【共通】			
			1	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)		
			2	施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる		
			3	盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる		
			4	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる		
			5	その他()		
			【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】			
			6	土壤試験の結果を施工に反映していることが確認できる		
			7	ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる		
			8	ネットなどが破損を生じていないことが確認できる		
			9	吹付け厚さが均等であることが確認できる		
			10	吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。		
			11	使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
			12	施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる		
			13	その他()		
			【コンクリート又はモルタル吹付工関係】			
			14	金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる		
			15	吹付け厚さが均等であることが確認できる		
			16	金網が破損を生じていないことが確認できる		
			17	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
			18	吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる		
			19	吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる		
			20	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる		
			21	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる		
			22	水抜きパイプが適切に配置されている。		
			23	法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる		
			24	その他()		
			【現場打法枠工関係】			
			25	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
			26	アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる		
			27	アンカーが確実に固定されている。		
			28	現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる		
29	強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる					
30	枠内に空隙が無いことが確認できる。					
31	層間にはく離が無いことが確認できる、					
32	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる					
33	その他()					
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)				
34	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である					
35	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である					
36	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている					
37	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である					
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)				
38	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする					
39	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする					
		試験結果の測定値等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「37. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する	項目合計			
			評価値			
			評 定			
			評 点			
		評価対象項目「1から33」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする				

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3 出来形及び出来栄	II 品質	【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打・深礎等)】			
	基礎工工事(地盤改良等を含む)	1 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる			
		2 既成杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる			
		3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる			
		4 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる			
		5 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		6 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる			
		7 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる			
		8 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる			
		9 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		10 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる			
		11 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる			
		12 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる			
		13 その他()			
			【地盤改良関係】		
		14 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		15 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる			
		16 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる			
		17 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる			
	18 その他()				
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
	19 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である				
	20 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である				
	21 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている				
22 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である					
	■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)				
23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする					
24 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする					
試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「22. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する		項目合計			
評価対象項目「1から18」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a,bまたはb'とする		評価値			
		評 定			
		評 点			

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3 出来形及び出来栄	II 品質				
	コンクリート橋工事 (PC及びRCを対象)	1 コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる			
		2 コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる			
		3 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる			
		4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる(寒中及び暑中コンクリート等を含む)			
		5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる			
		6 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる			
		7 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる			
		9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる			
		11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		12 スペースの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる			
		13 プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		14 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる			
		15 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		16 プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		17 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる			
		18 有害なクラックが無い			
		19 その他()			
			■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)		
			20 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である		
			21 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である		
			22 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている		
			23 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である		
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
		24 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
		25 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
		試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「23. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する	項目合計		
			評価値		
			評 定		
			評 点		
		評価対象項目「1から19」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合、評価値が90%以上であっても、a'・bまたはb'とする			

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質			
	塗装工事	1 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる		
		2 ケレンを入念に実施していることが確認できる		
		3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる		
		4 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる		
		5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる		
		6 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。		
		7 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる		
		8 溶接部、ボルトの接合部、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる		
		9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績書により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる		
		10 その他()		
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)		
		11 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である		
		12 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である		
		13 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている		
		14 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である		
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)		
		15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする		
		16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする		
		試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「14. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する	項目合計	
		評価値		
		評 定		
		評 点		
	評価対象項目「1から10」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする			

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	a	a'	b	b	
	a'	b	b'	b'	
	b	b'	c	c	
	b'	c	c	c	

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質				
	トンネル工事				
		1	コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる		
		2	コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる		
		3	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる		
		4	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる		
		5	計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる		
		6	金網の継目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる		
		7	吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる		
		8	吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる		
		9	ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
		10	覆工コンクリートは打設後に型枠に変圧を与えていないことが確認できる。		
		11	逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる		
		12	吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
		13	設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる		
		14	坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる		
		15	防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる		
		16	その他()		
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		17	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である		
		18	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である		
		19	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている		
	20	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
	■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)				
	21	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
	22	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
	試験結果の測定値等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「20. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する		項目合計		
			評価値		
			評 定		
			評 点		
	評価対象項目「1から16」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする				

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質				
	植栽工事	1 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。			
		2 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる			
		3 活着が促されるよう管理していることが確認できる			
		4 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる			
		5 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる			
		6 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる			
		7 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる			
		8 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる			
		9 銘々板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる			
		10 その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		11 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		12 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		13 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		14 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
		15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
		16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
		試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「14. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する		項目合計	
	評価対象項目「1から10」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする		評価値		
			評 定		
			評 点		

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	a	a'	b	b	
	a'	b	b'	b'	
	b	b'	c	c	
	b'	c	c	c	

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3 出来形及び出来栄え	II 品質	【石工事・修景施設工】		
	造園工事・施設緑 化工事	1 使用材料の品質管理を適切に行っていることが証明書等で確認できる。		
		2 石材の規格・寸法は適切である。		
		3 使用材料の品質管理に修景的配慮がされている。		
		4 その他()		
		【遊戯施設工】		
		5 遊具の品質管理が仕様書通りであることが確認できる。		
		6 遊具等の施設の構造、形状寸法、材質、安全性が適切である。		
	7 その他()			
	■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
	8 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
	9 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
	10 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
	11 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
	■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
	12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
	13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
	試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「11. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から7」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする		項目合計	
			評価値	
			評 定	
評 点				

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3 出来形及び出来栄	II 品質				
	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	1 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる			
		2 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%程度以下であることが確認できる			
		3 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる			
		4 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる			
		5 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる			
		6 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる			
		7 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		8 ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる			
		9 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる			
		10 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		11 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		12 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる			
		13 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる			
		14 プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる			
		15 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		16 その他()			
	■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)				
	17 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である				
	18 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である				
	19 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている				
	20 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である				
	■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)				
	21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする				
	22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする				
	試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「20. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から16」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a'・bまたはb'とする		項目合計		
			評価値		
評 定					
評 点					

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質			
	ほ場整備工・農地造成工	1 仕様書に定められている品質管理が実施されている。		
		2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。		
		3 表土剥ぎ取り、基盤切盛、基盤整地、表土整地は仕様書及び設計図書に従い、施工されている。		
		4 基盤造成、法面植生、雑物及び石礫除去、耕起は仕様書及び設計図書に従い施工されている。		
		5 導水部の縦断勾配等について、ほ場面標高等を考慮して施工されている。		
		6 暗渠排水工は仕様書及び設計図書に従い施工されている。		
		7 構造物周辺の締め固めが仕様書等で示す条件で施工されている。		
		8 土壤改良材の散布は仕様書及び設計書に従い施工されている。		
		9 取付け部及び目地部からの漏水はない。		
		10 ほ場基盤面及び畦畔法面等からの漏水がない。		
		11 その他()		
	■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
	12 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
	13 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
	14 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
	15 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
	■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
	16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
	17 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「15. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する		項目合計		
評価対象項目「1から11」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする		評価値		
		評 定		
		評 点		

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	a	a'	b	b	
	a'	b	b'	b'	
	b	b'	c	c	
	b'	c	c	c	

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3 出来形及び出来栄え	II 品質				
	農道・林道等の新設、改良	1 仕様書に定められている品質管理が実施されている。			
		2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。			
		3 立木等の処理物は関係法令により適切に処理されている。			
		4 切土、盛土工が設計図書等に従い適切に施工されている。			
		5 位置、縦断勾配等が設計図書等に従い適切に施工されている。			
		6 中心杭及び用地杭等の管理が適切に行われていることが確認できる。			
		7 構造物周辺の締め固めが仕様書等で示す条件で施工されている。			
		8 その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		9 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		10 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		11 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		12 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
	13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする				
	14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする				
	試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「12. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から8」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする		項目合計		
			評価値		
			評 定		
評 点					

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目		
項目	細目					
3	出来形及び出来栄	II 品質				
		盛土築堤等工事・ため池工事等(ジオテキスタイル工含む)				
		1	材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。			
		2	施工に先立ち土質毎の試験を行い、仕様書等に示す条件を満足している。			
		3	盛土の施工が仕様書等に基づき適切な条件で施工されている。			
		4	位置、縦断勾配等が設計図書等に従い適切に施工されている。(月報、試験等報告書により管理状況が整理されている。)			
		5	規格形状が設計図書等と整合し、クラックの発生がない。			
		6	構造物周辺の締め固めが仕様書等で示す条件で施工されている。			
		7	地盤改良工(固化材等)の施工が仕様書等に従い実施されている。			
		8	その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)				
		9	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		10	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		11	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		12	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)				
		13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
		14	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
		試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「12. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する			項目合計	
		評価対象項目「1から8」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする			評価値	
			評 定			
			評 点			

評価値	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b	
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	
60%以上75%未満	b	b'	c	c	
60%未満	b'	c	c	c	

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3 出来形及び出来栄え	II 品質				
	溪間工事・治山ダム工・護岸工・流路工	1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。			
		2 構造物の法勾配等が図面にに基づき施工されている。			
		3 シュミットハンマー打撃試験を実施し、基準の圧縮強度が確認できる。			
		4 コンクリートダム等の打継面処理が適切に実施されている。			
		5 鋼製枠ダム等の詰石の規格、中詰方法が適切に実施されている。			
		6 木製ダム・木製護岸等木材の規格寸法が図面等に適合し、構造上支障となる割れ、腐れ等の欠点がない。			
		7 その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		8 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		9 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		10 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		11 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
		12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
		13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
		試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「11. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から7」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする	項目合計		
			評価値		
			評 定		
			評 点		

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質				
	山腹基礎工・山腹緑化工	1	材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。		
		2	法切・斜面整地等の勾配が設計図書に基づき適切に施工され斜面が安定し、崩壊の拡大を防止している。		
		3	木製構造物の木材について規格寸法が図面等に適合し、構造上支障となる割れ、腐れ等の欠点がない。		
		4	土留工・水路工等山腹基礎工の設置位置・高さが図面・仕様書等に基づき適切に施工され、斜面安定機能を発揮している。		
		5	筋工・柵工・伏工等山腹緑化が図面・仕様書等に基づき適切に施工され、植生回復機能を発揮している。		
		6	法切、構造物設置残土等が適切に処理され安定している。		
		7	その他()		
			■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)		
			8 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である		
			9 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である		
			10 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている		
			11 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である		
			■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)		
			12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする		
			13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする		
			試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「11. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する	項目合計	
			評価値		
			評 定		
			評 点		
		評価対象項目「1から7」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする			

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質 道路の新設、改良	■共通			
		1 土工、コンクリート工等、仕様書に定められている品質管理が実施されている。			
		2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。			
		3 位置、縦断勾配等が設計図書等に従い適切に施工されている。			
		■土工			
		4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。			
		5 敷き均し転圧を適切な条件で施工していることが確認できる。			
		6 構造物周辺の締め固めが仕様書等で示す条件で施工されている。			
		7 筋芝工または種子吹付け等が適切に施工されていることが確認できる。			
		8 地盤改良工(固化材等)の施工が仕様書等に従い実施されている。			
		9 その他()			
		■コンクリート工			
		10 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる(寒中及び暑中コンクリート等を含む)。			
		11 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。			
		12 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		13 スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		14 有害なクラックが無い。			
		■その他			
		15 補強土壁工において、盛土の締め固めが適切な条件で施工されていることが確認できる。			
		16 基礎杭の打ち止め管理方法又は場所打杭の施工管理方法が整備されかつ記録が確認できる。			
		17 その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		18 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
19 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である					
20 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている					
21 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である					
■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)					
22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする					
23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする					
試験結果の測定値等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「21. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から17」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする		項目合計			
		評価値			
		評 定			
		評 点			

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質				
	取壊し工	1	分割、再資源化を適切に実施している。		
		2	施工計画書に定められた計画により管理されている。		
		3	廃棄物の処理が適切である。		
		4	請負者の管理記録が整備されている。		
		5	不可視部分の写真記録が適正である。		
		6	その他()		
		7	その他()		
		8	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする		
		9	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする		
			項目合計		
			評価値		
			評 定		
			評 点		
	<p>●「8」の項目に該当すればd、「9」の項目に該当すればeとする</p> <p>該当項目が6項目以上 …… a 優れている 該当項目が5項目以上 …… a' bより優れている 該当項目が4項目以上 …… b やや優れている 該当項目が3項目以上 …… b' cより優れている 該当項目が2項目以下 …… c 他の評価に該当しない</p>				
3	II 品質				
	補強土壁工	1	盛土材料の土質が適正である。		
		2	盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されている。		
		3	プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料よりの確に確認できる。		
		4	現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。		
		5	盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。		
		6	その他()		
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		7	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である		
		8	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である		
		9	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている		
		10	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である		
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
	11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
	12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「10. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から6」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。5項目以下の場合、評価値が90%以上であっても、a'・bまたはb'とする		項目合計			
		評価値			
		評 定			
		評 点			

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	a	a'	b	b	
	a'	b	b'	b'	
	b	b'	c	c	
	b'	c	c	c	

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目		
項目	細目					
3	II 品質	■[維持工事(清掃工・除草工・付属物工・除雪・応急処理等)]				
	維持修繕工事	1	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・適確に行っていることが確認できる			
		2	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる			
		3	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる			
		4	緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる			
				■[修繕工事(橋脚補強・耐震補強・落橋防止等)]		
		5	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・適確に行っていることが確認できる			
		6	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる			
		7	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる			
		8	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる			
		9	その他()			
	10	その他()				
		11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
		12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
			項目合計			
			評価値			
			評 定			
			評 点			
		該当項目が6項目以上 …… a 優れている 該当項目が5項目以上 …… a' bより優れている 該当項目が4項目以上 …… b やや優れている 該当項目が3項目以上 …… b' cより優れている 該当項目が2項目以下 …… c 他の評価に該当しない				
		●「11」の項目に該当すればd、「12」の項目に該当すればeとする				

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質 共同溝シールド工事 出来形及び出来栄	1 作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。			
		2 裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。			
		3 シールド設備工(坑内外)については、的確に実施されている。			
		4 セグメントの品質が、工場管理資料によりの確に確認できる。			
		5 不可視部分の写真記録が適正である。			
		6 その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		7 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		8 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		9 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		10 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
		11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
		12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
		試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「10. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から6」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする		項目合計	
				評価値	
				評 定	
評 点					

評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質 下水道工事	【共通】			
		1 マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。			
		2 管渠の規格・品質がミルシート等で確認できる。			
		3 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。			
		4 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。			
		5 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。			
		6 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレータの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)			
		【開削工】			
		7 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。			
		8 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。			
		9 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。			
		【推進工】			
		10 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。			
		11 常に切羽及び地表面の状態を測定して施工されていることが確認できる。			
		12 推進作業等がデータで確認できる。			
		13 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。			
		14 裏込め・滑材注入状況がデータで確認できる。			
		15 各種注入材料の入荷状況、空袋・空缶管理が写真等で確認できる。			
		16 発生土及び泥水等の処理が適正に処理されていることが確認できる。			
		【シールド工】			
		17 セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。			
		18 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。			
		19 二次コンクリート打設時に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。			
		20 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。			
		21 シールド推進作業等がデータで確認できる。			
		22 裏込め注入状況がデータで確認できる。			
		23 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。			
		24 その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		25 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
26 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である					
27 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている					
28 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である					
■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)					
29 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする					
30 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする					
試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「25. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から21」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb'とする		項目合計			
		評価値			
		評 定			
		評 点			

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	a	a'	b	b	
	a'	b	b'	b'	
	b	b'	c	c	
	b'	c	c	c	

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質 管水路工事	【共通】			
		1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。			
		2 材料の品質規定証明書が整備されている。			
		3 中心線の通りがよい。			
		4 仕様書で示す条件により締固めが実施されている。			
		5 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。			
		6 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。			
		7 管の吊り込み、据付けの際に十分な注意を払っていることが確認できる。			
		8 コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。			
		9 その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		10 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		11 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		12 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		13 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
		14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
		15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
		試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「13. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から9」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする		項目合計	
				評価値	
評 定					
評 点					

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質 電線共同溝工事 (管路布設段階)	【共通】			
		1 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる			
		2 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる			
		3 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる			
		4 施工基面の支持力が、均等となるようにつ陸が無いように仕上げていることが確認できる			
		5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる			
		6 埋め戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		7 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる			
		8 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		9 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる			
		10 その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		11 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		12 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		13 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		14 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
		15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
		16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
		試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「14. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する		項目合計	
		評価値			
		評 定			
		評 点			

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質 仮設工工事 出来形及び出来栄	【共通】			
		1 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。			
		2 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。			
		3 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。			
		4 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で実施されていることが確認できる。			
		5 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。			
		6 その他()			
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
		7 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		8 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		9 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		10 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
		11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする			
		12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする			
		試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「10. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から6」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする		項目合計	
				評価値	
				評 定	
				評 点	

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目		
項目	細目					
3 出来形及び出来栄え	II 品質	【共通】				
	街路灯等設備工事	1	品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が実施していることが確認できる。			
		2	材料の品質照合が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		3	材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と整合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。			
		4	機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。			
		5	照明柱や各盤類の据付状況に問題がない。(傾斜、水切り、根入れ深さ、ボルトの締め付け状況)			
		6	各機器類が正常に動作し、性能を満足していることが確認できる。			
		7	塗装、溶接管理の内容が確認でき、欠陥がなく満足している。(既製品は対象としない)			
		8	操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。			
		9	設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。			
		10	配電盤類の動作試験は正常に動作した。			
		11	盤やボール等内の電線類の接続部、配線が適切に処理されている。			
		12	基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。			
		13	その他()			
				■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)		
		14	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である			
		15	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である			
		16	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている			
		17	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である			
				■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)		
	18	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする				
	19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする				
			試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「17. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する	項目合計		
				評価値		
				評 定		
				評 点		

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質			
	上記以外の工事又は合併工事	1 理由:(
		2 理由:(
		3 理由:(
		4 理由:(
		5 理由:(
		6 理由:(
		7 理由:(
		8 理由:(
	■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)			
	9	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である		
	10	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である		
	11	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている		
	12	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である		
	■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)			
	13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒ d 評価とする		
	14	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒ e 評価とする		
	試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価することとし、「10. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する 評価対象項目「1から8」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。5項目以下の場合、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする		項目合計	
			評価値	
			評 定	
評 点				

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

(検査員の評価2)

凡例	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない

【 3 出来形及び出来栄 】

3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄	■ コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事	■ 公園・施設緑化等施設 造成工・植栽基礎工	■ 道路の新設、改良
		■ 土工事(盛土・築堤工 事)・ため池工事等(ジオ テキスタイル工含む)	■ 公園工事(法面工・擁壁 工)	■ 取壊し工
		■ 切土工事	■ 公園工事(石工事・修景 施設工)	■ 補強土壁工
		■ 護岸・根固・水制工事	■ 公園工事(園路広場工)	■ 維持修繕工事
		■ 鋼橋工事	■ 公園工事(遊戯施設工)	■ 共同溝シールド工事
		■ 地すべり防止工事	■ 防護柵(網)・看板・サイ ン工事	■ 下水道工事
		■ 舗装工事	■ ほ場整備工・農地造成 工	■ 管水路工事
		■ 法面工事	■ 農道、林道等の新設、改 良	■ 電線共同溝工事(本体工 事段階・管布設段階)
		■ 基礎工工事(地盤改良等 を含む)	■ 溪間工事・治山ダム工・ 護岸工・流路工	■ 仮設工工事
		■ コンクリート橋工事	■ 山腹基礎工・山腹緑化 工	■ 街路灯等設備工事
		■ 塗装工事(工場塗装を除 く)	■ 標識工事	■ 上記以外の工事又は合 併工事
		■ 植栽工事	■ 区画線工事	—
評価項目		評価対象項目		評価項目
項目	細目			
3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。		
		2 コンクリート構造物の通りが良い。		
		3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		
		4 クラックがない。		
		5 漏水がない。		
		6 全体的な美観が良い。		
		7 該当項目がない。		
		該当項目が5項目以上 ……	a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	該当項目合計
		該当項目が4項目 ……	b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	評 定
		該当項目が3項目 ……	c 他の事項に該当しない	評 点
		該当項目が2項目以下 ……	d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		●「7」の項目に該当すればdとする。		
	Ⅲ 出来栄	1 盛土勾配が確保され、仕上げが良い。		
		2 構造物の通りが良い。		
		3 天端及び端部処理が良い。		
		4 構造物へのすりつけ等が良い。		
		5 漏水がない。		
		6 全体的な美観が良い。		
		7 該当項目がない。		
	該当項目が5項目以上 ……	a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	該当項目合計	
	該当項目が4項目 ……	b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	評 定	
	該当項目が3項目 ……	c 他の事項に該当しない	評 点	
	該当項目が2項目以下 ……	d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		
	●「7」の項目に該当すればdとする。			

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄え 切土工事	1 規定された勾配が確保されている。		
		2 切土法面の施工にあたって、法面の浮石が除去されているなど、適切に施工されている		
		3 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている		
		4 施工面の木根等が確実に施工されている。		
		5 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている		
		6 関係構造物との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている		
		7 全体的な美観が良い。		
		8 該当項目がない。		
	該当項目が6項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評定	
			評点	
	●「8」の項目に該当すればdとする。			
	Ⅲ 出来栄え 護岸・根固・水制工事	1 通りがよい。		
		2 材料のかみ合わせが良く、クラックが無い。		
		3 既設構造物とのすりつけが良い。		
		4 天端及び端部の仕上げがよい。		
		5 全体的な美観が良い。		
		6 該当項目がない。		
	該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評定	
			評点	
	●「6」の項目に該当すればdとする。			
	Ⅲ 出来栄え 鋼橋工事	1 表面に補修箇所がない。		
		2 部材表面に傷、錆がない。		
3 溶接に均一性がある。				
4 塗装に均一性がある。				
5 全体的な美観が良い。				
6 該当項目がない。				
該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評定		
		評点		
●「6」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄え 地すべり防止工事	1 地山との取り合いが良い。			
	2 天端、端部の仕上げが良い。			
	3 施工管理記録等から不可視部分の出来栄の良さがうかがえる。			
	4 全体的な美観が良い。			
	5 該当項目がない。			
該当項目が3項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が1項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目なし …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評定		
		評点		
●「5」の項目に該当すればdとする。				

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄 舗装工事	1 舗装の平坦性が良い。		
		2 構造物の通りが良い。		
		3 端部処理が良い。		
		4 構造物へのすりつけが良い。		
		5 雨水処理が良い。		
		6 全体的な美観が良い。		
		7 該当項目がない。		
	該当項目が5項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評定	
			評点	
	●「7」の項目に該当すればdとする。			
	Ⅲ 出来栄 法面工事	1 通りがよい。		
2 植生、吹付等の状態が均一である。				
3 端部処理が良い。				
4 全体的な美観が良い。				
5 該当項目がない。				
該当項目が3項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が1項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目なし …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評定		
		評点		
●「5」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄 基礎工工事(地盤改良等を含む)	1 土工関係の仕上げが良い。			
	2 通りがよい。			
	3 端部、天端の仕上げが良い。			
	4 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。			
	5 該当項目がない。			
	該当項目が3項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が1項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目なし …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評定	
		評点		
●「5」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄 コンクリート橋工事	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。			
	2 コンクリート構造物の通りが良い。			
	3 天端及び端部の仕上げが良い。			
	4 支承部の仕上げが良い。			
	5 クラックがない。			
	6 全体的な美観が美しい。			
	7 該当項目がない。			
該当項目が5項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評定		
		評点		
●「7」の項目に該当すればdとする。				

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
3 出来形及び出来栄え	Ⅲ 出来栄え 塗装工事(工場塗装を除く)	1 塗装の均一性が良い。		
		2 細部まできめ細やかな施工がされている。		
		3 補修箇所がない。		
		4 ケレンの施工状況が良好である。		
		5 全体的な美観が良い。		
		6 該当項目がない。		
	該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評 定	
			評 点	
	●「6」の項目に該当すればdとする。			
	Ⅲ 出来栄え 植 栽 工 事	1 樹木の活着状況が良い。		
		2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。		
3 支柱の取付けが堅固である。				
4 全体的な美観が良い。				
5 該当項目がない。				
該当項目が3項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が1項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目なし …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評 定		
		評 点		
●「5」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄え 公園・施設緑化等 施設造成工・植栽 基礎工	1 表土保全の仕上がり状態が適正である。			
	2 敷地のラウンディングの仕上がり状態が適正である。			
	3 土壌改良の表面仕上がり状態が適正である。			
	4 表土盛土の表面仕上がり状態が適正である。			
	5 築山の納まり等仕上がり状態が適正である。			
	6 該当項目がない。			
該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評 定		
		評 点		
●「6」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄え 公園工事(法面工・ 擁壁工)	1 法面の通り、端部処理等の仕上がり状態が適正である。			
	2 芝付・吹付け等の仕上がり状態が適正である。			
	3 擁壁の通り、レンガ・タイル等の表面の仕上がり状態が適正である。			
	4 石張り工の仕上がり状態が適正である。			
	5 石積み工の仕上がり状態が適正である。			
	6 該当項目がない。			
該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評 定		
		評 点		
●「6」の項目に該当すればdとする。				

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄 公園工事(石工事・ 修景施工)	1 使用材料の品質管理を適切に行っていることが証明書等で確認できる。		
		2 石材の規格・寸法は適切である。		
		3 使用材料の品質管理に修景の配慮がされている。		
		4 石組・景石工の仕上がり状態が適正である。		
		5 修景施設の仕上がり状態が適正である。		
		6 該当項目がない。		
	該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評 定	
			評 点	
	●「6」の項目に該当すればdとする。			
	Ⅲ 出来栄 公園工事(園路広 場工)	1 舗装の仕上がり状態が適正である。		
		2 表面排水勾配及び仕上げ高さが適切である。		
3 目地の施工が適切である。				
4 該当項目がない。				
該当項目が3項目 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が1項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目なし …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評 定		
		評 点		
●「4」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄 公園工事(遊戯施 設工)	1 遊具設置の仕上がり適正である。			
	2 遊具の品質規格が仕様書通りであることが確認できる。			
	3 遊具等の施設の構造、形状寸法、材質、安全性は適切である。			
	4 コンクリート基礎やその他の部材の面取りに十分配慮がなされている。			
	5 ボルトなどの危険な突起物がない。			
	6 木材については、ササクレやワレに対する配慮がなされている。			
	7 該当項目がない。			
該当項目が5項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評 定		
		評 点		
●「7」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄 防護柵(網)・看板・ サイン工事	1 通りがよい。位置、高さが適切である。			
	2 端部処理が良い。			
	3 部材表面に傷及び錆がない。			
	4 既設構造物等とのすりつけが良い。			
	5 きめ細やかな施工がなされている。			
	6 全体的な美観が美しい。(仕上がり状態が良い。)			
	7 看板・サイン等の記載内容が適切である。			
	8 該当項目がない。			
該当項目が6項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評 定		
		評 点		
●「8」の項目に該当すればdとする。				

評価項目		評価対象項目	評価項目		
項目	細目				
3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄え ほ場整備工 農地造成工	1 土工の仕上げが良い。			
		2 土工の天端及び端部の仕上げが良い。			
		3 切土、盛土法面の通りが良い。			
		4 土工の構造物とのすりつけが良い。			
		5 用排水施設が適切に施工されている。			
		6 ほ場均平度が良い。			
		7 雨水等排水処理が良い。			
		8 構造物にクラック、破損がない。			
		9 全体的な美観が良い。			
		10 該当項目がない。			
該当項目が8項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が7項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が5項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が4項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計 評 定 評 点			
●「10」の項目に該当すればdとする。					
3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄え 農道、林道等の新設、改良	1 土工の天端及び端部の仕上げが良い。			
		2 切土、盛土法面の通りが良い。			
		3 土工の構造物とのすりつけが良い。			
		4 中心線及び縦・横断等の勾配が適切である。			
		5 構造物にクラック、破損がない。			
		6 雨水等排水処理が良い。			
		7 全体的な美観が良い。			
		8 該当項目がない。			
		該当項目が6項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計 評 定 評 点	
		●「8」の項目に該当すればdとする。			
3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄え 溪間工事・治山ダム工・護岸工・流路工	1 掘削残土等が適切に処理され、降雨等による流出の恐れがない。			
		2 間石、構造物の埋戻し表面の仕上げが良い。			
		3 間詰工等端部と地山とのなじみが良く施工されている。			
		4 埋戻し土砂が流水による洗掘の恐れがないように施工されている。			
		5 ダム工と間詰・護岸工の取付けが良い。			
		6 伐採木等が適切に処理されている。			
		7 該当項目がない。			
		該当項目が5項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計 評 定 評 点	
		●「7」の項目に該当すればdとする。			

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄え 山腹基礎工 山腹緑化工	1 山腹斜面全体の仕上げ状況が良い。		
		2 構造物端部の地山取付処理が良い。		
		3 水路工等が適切に設置され雨水処理機能が確保されている。		
		4 筋工・柵工等が適切に施工され雨水の分散が図られている。		
		5 土留工、筋工等構造物基礎部の施工が適切で安定している。		
		6 のり切、斜面整地工の施工が良好で伏工が斜面に密着している。		
		7 伐採木等が適切に処理されている。		
		8 該当項目がない。		
	該当項目が6項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評 定	
			評 点	
	●「8」の項目に該当すればdとする。			
Ⅲ 出来栄え 標 識 工 事	1 設置位置に配慮がある。			
	2 標識の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。			
	3 標識板の支柱に変色がない。			
	4 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。			
	5 全体的な美観が良い。			
	6 該当項目がない。			
	該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評 定	
		評 点		
●「6」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄え 区画線工事	1 塗料の塗布が均一である。			
	2 視認性が良い。			
	3 接着状態が良い。			
	4 施工前の清掃が入念に実施されている。			
	5 全体的な美観が良い。			
	6 該当項目がない。			
	該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評 定	
		評 点		
●「6」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄え 道路の新設・改良	1 土工の天端及び端部の仕上げが良い。			
	2 切土、盛土法面の通りが良い。			
	3 中心線及び縦・横断等の勾配が適切である。			
	4 コンクリート構造物の表面状態が良い。			
	5 構造物にクラック、破損がない。			
	6 雨水等排水処理が良い。			
	7 全体的な美観が良い。			
	8 該当項目がない。			
該当項目が6項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評 定		
		評 点		
●「8」の項目に該当すればdとする。				

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄え 取壊し工	1 きめ細やかな施工がなされている。		
		2 既存部分や関連設備との調整がなされている。		
		3 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。		
		4 取壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく処理が適切である。		
		5 該当項目がない。		
	該当項目が3項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が1項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目なし …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評定	
			評点	
	●「5」の項目に該当すればdとする。			
	Ⅲ 出来栄え 補強土壁工	1 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケ・傷がない。		
		2 基礎上面の平坦性が良い。		
		3 天端及び端部の仕上げ等が良い。		
4 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。				
5 全体的な美観が良い。				
6 該当項目がない。				
該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評定		
		評点		
●「6」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄え 維持修繕工事	1 小構造物等にも注意が払われている。			
	2 きめ細やかな施工がなされている。			
	3 既設構造物とのすりつけが良い。			
	4 全体的な美観が良い。			
	5 該当項目がない。			
該当項目が3項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が1項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目なし …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評定		
		評点		
●「5」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄え 共同溝シールド工事	1 RCセグメントの割れ・カケがない。			
	2 継ぎ手面の防水が確実になされている。			
	3 セグメント間の目違い、段差が少ない。			
	4 ボルトの締め付け状況が良い。			
	5 全体的な美観が良い。			
	6 該当項目がない。			
該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評定		
		評点		
●「6」の項目に該当すればdとする。				

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
3 来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄え 下水道工事	1 通りがよい。		
		2 漏水がない。		
		3 クラックがない。		
		4 マンホール天端と路面とのすりつけが良い。		
		5 マンホールのインパートの仕上げが良い。		
		6 残土等は適切に処理されている。		
		7 該当項目がない。		
	該当項目が5項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評 定	
			評 点	
	●「7」の項目に該当すればdとする。			
	Ⅲ 出来栄え 管水路工事	1 管の通りがよい。		
		2 管内面塗装に補修痕等がない。		
		3 小構造物にも細心の注意が払われている。		
		4 管からの漏水がない。		
		5 クラックがない。		
		6 全体的な美観が良い。		
		7 該当項目がない。		
	該当項目が5項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が4項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が2項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評 定	
			評 点	
●「7」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄え 電線共同溝工事 (本体工事段階)	1 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている			
		2 プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない		
		3 施工管理記録などから、不可視部分の出来栄えの良さが伺える		
		4 全体的な美観が良い。		
	電線共同溝工事 (管布設段階)	1 管路の割れ・カケがない。		
		2 継ぎ手面にパッキンの設置が確実になされている。		
		3 管路間の目違い、段差が少ない。		
		4 管路継ぎ手ボルトの締め付け状況が良い。		
		5 全体的な美観が良い。		
		6 該当項目がない。		
該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評 定		
		評 点		
●「6」の項目に該当すればdとする。				

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
3 出来形及び出来栄	Ⅲ 出来栄 仮設工工事	1 鋼矢板・親杭の通りが良い。		
		2 覆工板にがたつきがない。		
		3 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。		
		4 床付け面の仕上げがよい。		
		5 全体的な美観が良い。		
		6 該当項目がない。		
	該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評 定	
			評 点	
	●「6」の項目に該当すればdとする。			
	Ⅲ 出来栄 街路灯等設備工事	1 施工箇所全体にきめ細やかな施工がなされている。		
		2 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。		
		3 路面、構造物、床とのすりつけが良い。		
		4 製作上の補修痕跡がない。		
		5 全体的な美観が良い。		
		6 該当項目がない。		
	該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計	
			評 定	
		評 点		
●「6」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ 出来栄 上記以外の工事又は合併工事	1 理由:(
	2 理由:(
	3 理由:(
	4 理由:(
	5 理由:(
	6 該当項目がない。			
該当項目が4項目以上 …… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が3項目 …… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い 該当項目が2項目 …… c 他の事項に該当しない 該当項目が1項目以下 …… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。		該当項目合計		
		評 定		
		評 点		
●「6」の項目に該当すればdとする。				

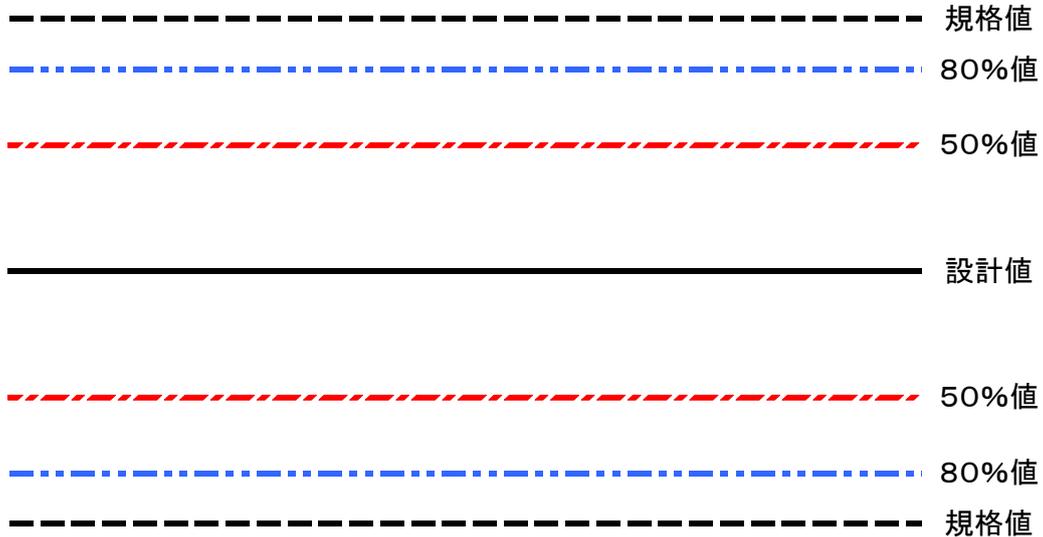
「土木工事施工管理基準」に基づき管理する、「出来形及び品質にかかるばらつき」の考え方と判断基準は次の「管理図の場合」、「度数又はヒストグラムの場合」の例示を参考に判断する

出来形及び品質のばらつきの考え方と判断基準

[管理図の場合]

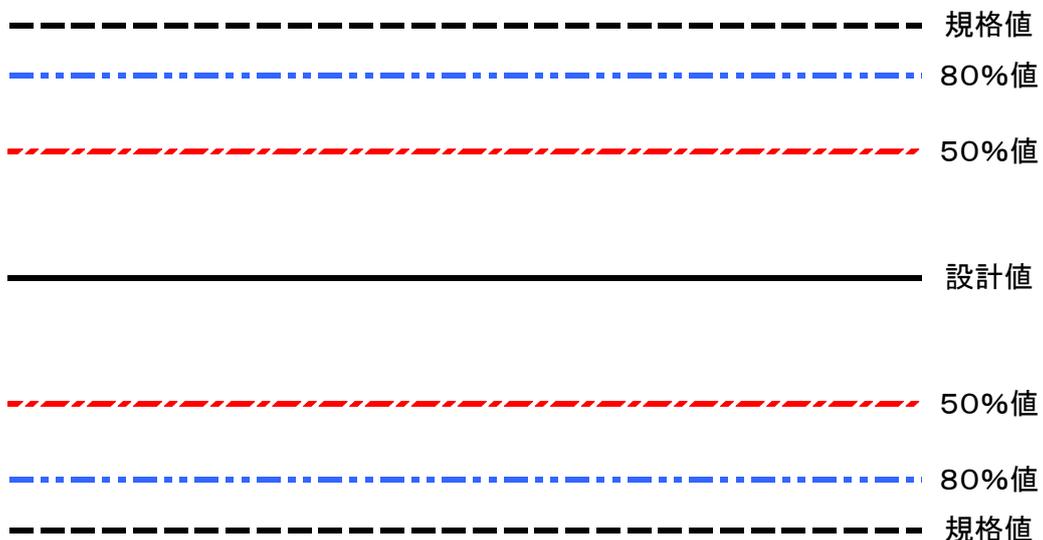
(上・下限値がある場合)

①ばらつきが50%以下と判断できる例



測定値が概ね80%以上の確立で規格値の50%以内に治まっている場合

②ばらつきが80%以下と判断できる例

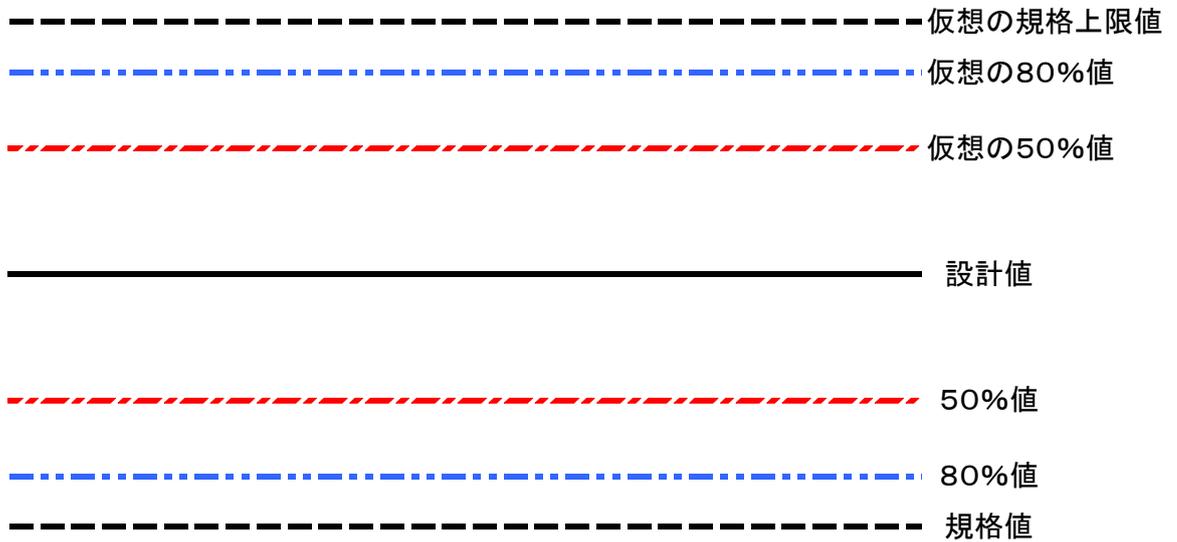


測定値が概ね80%以上の確立で規格値の80%以内に治まっている場合

[管理図の場合]

(下限値のみの場合)

③ばらつきが80%以下と判断できる例

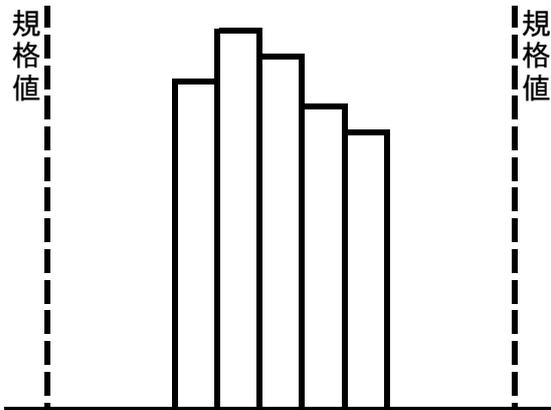


上記のように、測定値が概ね80%以上の確立で規格値の80%以内に治まっている場合

評価は主たる工種によって行う。多工種にわたる場合は最大3工種に絞って評定する。1工種において数箇所(種類)の測定項目があれば、それぞれの項目で判定する。対象工種が精査により設計変更された場合(測定値が設計値になる)は、ばらつきの判断は出来ないを選択する

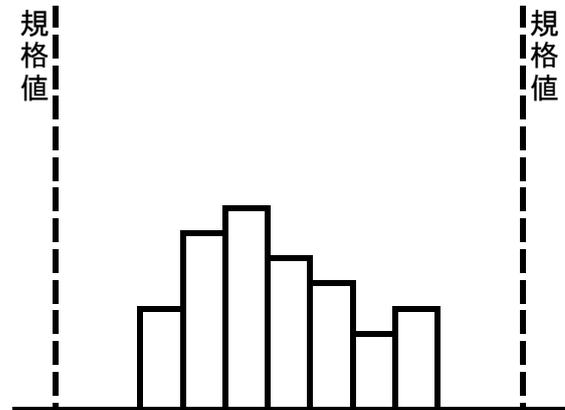
[度数表またはヒストグラムの場合]

①ばらつきが小さい
(50%以下と判断できる)



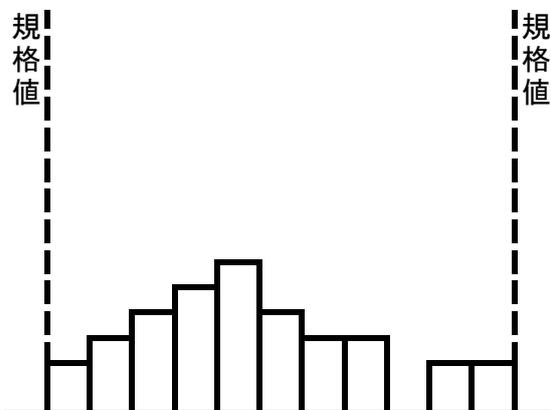
概ね測定値の度数が中心部に集まっている

②ばらついている
(80%以下と判断できる)



測定値の度数が中心部に集まっているがやや広範にわたっている

③ばらつきが大きい



測定値は規格値内に治まっているがその度数が全般にわたっている

「施工プロセス」のチェックリスト



受注者名:

評価項目	細別	確認項目	チェック項目	チェックの目安	チェック日						判定	評価リンク	備考 (指示、是正状況等)
					指示								
I 施工体制一般		○契約工程表	契約締結後14日以内、または工事着手前までに提出されている。記載内容に誤りがない。	契約後、変更後									
		○コリンズ	事前に監督職員の確認を受け、契約締結後及び変更契約後、10日以内に登録している。登録内容確認書を受領した。記載内容に誤りがない。(請負金額500万円以上が対象)	契約後、変更後								①	
		○品質証明	工事途中及び材料確認検査時までに品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出している。	施工時適宜									
			品質証明(材料等)の資料が整理され、確認時期・方法が、よく把握されている。	施工時適宜								②	
		○建設業退職金共済制度等	「掛金収納書」の写し、保有証紙の出所を明らかにする資料、または申出書、辞退届等を契約締結後1ヶ月以内に提出している。	契約後								③	
			「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。	施工時適宜									
			共済証紙の購入等が適切に行われ、「共済証紙受払簿」等により適切に管理している。	施工時適宜								③	
		○施工体制台帳 (下請契約を締結したとき)	「労災保険関係成立票」を現場の見やすい場所に掲示している。	施工時適宜									
			施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出している。	施工時当初、変更時									
		※ 施工体系図 (公衆等の見やすい場所に掲げること)	施工体制台帳に下請負契約書等(写)及び再下請負通知書を添付している。	施工時当初、変更時									
			施工体制台帳添付の下請契約書等及び再下請通知書に、請負代金の額が記載されている。	施工時当初、変更時									
			安全工事施工推進体制表兼施工体系図を現場の工事関係者の見やすい場所に掲げている。(顔写真は不要)	施工時適宜									
	作業員名簿を作成・提出している。		施工時適宜										
	安全工事施工推進体制表兼施工体系図に記載のない業者が作業をしていない。		施工時適宜										
	※「施工体制台帳等 チェックリスト」により確認のこと	安全工事施工推進体制表兼施工体系図に記載されている監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任のみ)が本人である。	施工時当初、変更時										
		元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している	施工時適宜										

評価項目	細別	確認項目	チェック項目	チェックの目安	チェック日・指示						判定	評価リンク	備考 (指示、是正状況等)		
I 施工体制			元請は下請の成果を検査している	各下請工事完了時								⑩			
		(直営施工のみの場合における現場の施工体制)	下請負業者がいない。必要な技術者・資格者が配置されている。	施工時適宜											
			届け出のあった主任技術者が現場に配置されている者と同じである。	施工時当初、変更時											
			請負金額が4,500万円以上の場合(建築一式工事の場合は9,000万円以上)、主任技術者が現場に専任している。	施工時適宜											
		○下請の指導 ※下請業者がなければ不要	下請者が茨木市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中ではない。	施工時適宜											
			元請がその下請工事の施工に実質的に関与している。	施工時適宜											
	下請負金額、対象となる工事内容、下請負者及びその技術者が書面で確認できる。		施工時適宜												
	○建設業許可標識	建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任技術者(監理技術者)を正しく記載している。	施工計画時、施工時適宜												
	II 配置技術者等	○現場代理人	現場代理人は、現場に常駐し、かつ工事全体を把握している。	施工時適宜									①		
現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面(工事打合せ簿等)で適時かつ的確に行っている。			施工時適宜										②		
○専門技術者の配置		当該工事に必要な専門技術者を専任し、配置している。(専門技術者の配置が求められる工事が対象)	施工計画時、施工時適宜										⑨		
		当該工事に必要な作業主任者を選任し、配置している。(作業主任者の配置が求められる工事が対象)	施工計画時、施工時適宜										⑩		
○監理技術者(主任技術者)		技術者としての要件が資格者証等により確認できた。	着手前												
		現場代理人等通知書・施工計画書・施工体制台帳に記載された監理技術者(主任技術者)が同一であり、かつ現場に配置された者が同一である。監理技術者補佐を配置する場合は、同様の確認をする。	着手前												
		現場に専任している。(専任は請負金額4,500万円(建築一式工事9,000万円)以上の工事で必要)。監理技術者補佐を配置する場合は、その専任を確認する。	施工時適宜												
		施工計画、工程や技術的事項を把握し、主体的に係わっている。	施工時、打合せ時等適宜												
		施工に先立ち、現場及び施工上の課題となる条件を把握し、工事を進めている。	施工時適宜											⑥	

評価項目	細別	確認項目	チェック項目	チェックの目安	チェック日					判定	評価リンク	備考 (指示、是正状況等)	
					指	示							
2 施 工 状 況	○建設副産物及び建設廃棄物	産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理され資料の整理を確認し、監督職員に提示している。	施工時適宜										
		再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出している。	施工時適宜										
		○指定建設機械類の確認	指定建設機械(低騒音型、低振動型、排出ガス対策型等)がある場合、指定どおりの機械を使用している。	施工時適宜							⑭		
	○工程管理	フォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。	施工時適宜								③		
		現場条件の変更について、地元や施設管理者を含む関係機関等との調整を積極的に行い、その結果を工程に反映し書類で提出している。	施工時適宜										
		休日(夜間)作業承諾書が提出されている。	施工時適宜								⑥		
	III 安全対策	○安全活動	災害防止協議会等を毎月1回以上実施し、活動記録が整理されている。(下請業者がない場合は不要)	施工時適宜								①	
			安全教育及び安全訓練等を毎月半日以上実施し、活動記録が整理されている。	施工時適宜								④	
			店社パトロールを実施し、記録がある。	施工時適宜									
			新規入場者教育の内容に当該工事の現場特性を反映し、実施した記録がある。	施工時適宜								⑤	
安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。			施工時適宜								⑥		
過積載防止に取り組んでおり、記録が整理されている。			施工時適宜								⑦		
使用機械、車両等の点検整備等を実施し、その記録がある。			施工時適宜								⑧		
重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。			施工時適宜								⑧		
仮設構造物(山留め、仮締切等)の設置後の点検を実施し、管理の記録がある。			施工時適宜								⑨		
足場や支保工の組み立て完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、管理の記録がある			施工時適宜										
保安施設等の設置・管理が適切であり、チェックリスト等により点検を実施し記録がある。	施工時適宜								⑩				

評価項目	細別	確認項目	チェック項目	チェックの目安	チェック日・指示						判定	評価とリンク	備考 (指示、是正状況等)
IV 対外 関係		○安全パトロールの指摘事項の処理	各種安全パトロールで指摘や是正事項がない、または指摘事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。	施工時適宜									
		○関係機関等	関係官公庁、施設管理者等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。	施工時適宜									
			地元(施設関係者等を含む)と必要な調整を行い、工事の施工に関しての苦情等に対して適切に対応した記録がある。	施工時適宜							②		
			第三者(施設入居者等を含む)からの苦情に対して適切な対応を行い、記録がある。	施工時適宜								③	
	○関連工事等	関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組み、記録がある。	施工時適宜									④	

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、標準・共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
- ② チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であればリストから○を選択する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。
- ③ 判定欄：指摘事項の改善が速やかに実施された場合は○評価とし、度重なり指摘を受けた場合や改善がなされなかった場合は×評価とする。
- ④ このチェックリストは、検査の際、検査員に提出する。

別表第2

建築工事及び建築設備工事成績採点基準

(監督職員 の 評価 1)

凡例		施工プロセスとリンク
		評価必須項目
		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない

【 1 施工体制 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
1	I 施 工 体 制 一 般	① コリンズの登録は事前に監督員の確認を受け契約締結後等、10日以内に登録している。(ただし請負金額500万円以上対象)		
		② 品質証明(材料等)の資料が整理され、確認時期・方法が、工事全般にわたり、よく把握され、品質管理体制が、書面に適切に記載されている。		
		③ 建退共制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入又は、在庫保有証紙の管理等が適切に行われ「共済証紙受払簿」等により適切に管理されている。また、証紙購入が不要な場合、掛金収納書に係る申出書・建退共制度辞退届等が提出されている。		
		4 施工体制台帳、施工体系図が整備され、作業分担の範囲が明確に記載されている。		
		5 現場に施工体系図が掲げられ、現場の体制と一致している。		
		6 災害防止協議会等設置され、安全管理体制が、書面に適切に記載されている。		
		7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。		
		8 工場製作期間における技術者を適切に配置している。		
		9 工場製作に係る機材・設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。		
		⑩ 元請が下請の作業成果の確認等をしている。		
		11 出来形、品質における社内検査体制(規格値の設定や確認方法、責任者等)を整えている。		
		12 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。		
		13 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。		
		14 システム及び主要な機器の社内設計体制が、十分整備されている。		
		15 製造外注先への元請としての管理・検査体制が充実しており、外注機器の品質を担保している。		
		16 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		17 その他()		
		18 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		19 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒ e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 a 施工体制が優れている。 評価値が80%以上 90%未満... b 施工体制が良好である。 評価値が60%以上 80%未満... c 施工体制が適切である。 評価値が60%未満または「18」の項目に該当... d 施工体制がやや不適切である。 「19」の項目に該当 e 施工体制が不適切である。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【1 施工体制】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
II 配置技術者 (現場代理人等)	①	現場代理人は、現場に常駐し、かつ工事全体を把握している。		
	②	現場代理人は、監督職員への報告協議等を適時及び的確に書面で行っている。		
	3	現場代理人は、設計図書の照査(契約書第18条第1項)を行い設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。		
	4	監理(主任)技術者は書類を共通(標準)仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。		
	5	監理(主任)技術者は契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。		
	⑥	監理(主任)技術者は施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。		
	7	監理(主任)技術者は下請等(受注者直営)の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。		
	8	監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行い、良好な施工に努めている。		
	⑨	工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。		
	⑩	工事に必要な作業主任者を選任し、配置している。		
	11	施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。		
	12	システム設計技術者として十分な知識と経験を有している者を配置している。		
	13	システム設計技術者が常に協議に出席し、種々の事柄に適切に対応している。		
	14	システム設計技術者が工期中変更されていない。		
	15	システム設計技術者が施設の全体計画を理解の上、設計・製作・据付・試運転等に関する総合的な企画、調整及び指導を積極的に行っている。		
	16	システム設計技術者は、システム設計に関する承諾打合せ等において、今回システムの考え方や特徴、既設備との整合性等についての説明を十分に行い、監督員からの質疑や指示事項に対して適切に対応していた。		
	17	システム設計技術者は、システムに関する容量計算等の承諾打合せ等において、根拠や出展を明らかにして十分な説明を行い、監督員からの質疑や指示事項に対して適切に対応していた。		
	18	「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
	19	その他()		
	20	配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
	21	指定した専門技術者が配置されていない。⇒d評価(やや不適切である)		
	22	配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 ……………		a 配置技術者として優れている。	項目合計	
評価値が80%以上 90%未満…		b 配置技術者として良好である。	評価値	
評価値が60%以上 80%未満…		c 配置技術者として適切である。	評 定	
評価値が60%未満または「20、21」の項目に該当…		d 配置技術者としてやや不適切である。	評 点	
「22」の項目に該当……………		e 配置技術者として不適切である。		
●[20,21]の項目で二つ該当あればe評価とする				
●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				

【2 施工状況】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	I 施 工 管 理	1 現場条件の変化に対して、適切に対応している。		
		② 施工計画書の特記仕様書等に定めた期日、または工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)までに提出し、所定の項目を記載している。		
		③ 施工計画書(変更を含む)の施工方法等の記載内容が、設計図書、現場条件を反映した内容となっている。		
		4 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。		
		5 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。		
		⑥ 使用する材料、設備機材の調達の計画及び搬入後の管理(工事材料を品質に影響が無いよう保管している等)が適切であることが、写真等で確認できる。		
		⑦ 品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っており、書面で確認できる。		
		⑧ 出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っており、書面で確認できる。		
		9 現場内の整理整頓を日常的に行っている。		
		10 指定材料、機器の品質証明書及び写真等を整理している。		
		⑪ 段階確認(一工程の施工の検査・確認)及びその報告が適時、的確に行われており、書面で確認できる。		
		12 工事打合せ簿等の工事記録の整備が適時行われ、不足無く整理している。		
		13 建設廃棄物の処分及び建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。		
		⑭ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用し、写真等で確認できる。		
		15 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされている。		
		16 社内検査が計画的に行われている。		
		17 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。		
		18 緊急時の連絡体制が明確に示されており、関係者に確実に連絡がとれるようになっている。		
		19 施工手順、不可視部分等の写真管理について、ポイントをとらえた写真撮影を行うよう明確に示されている。		
		20 交通規制に対する体制、活動方針が明確に示されている。		
		21 騒音、振動及び塵芥等の対応について明確に示されている。		
		22 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。		
		23 主要機器の内、製造外注機器についての以下の事項が明確に示されている。(請負者の設計、検査の実施体制及び方法、機器の品質保証体制、製造外注先の製造能力(実績、製造体制、工場保有工作機械等)		
		24 機器に係る検査方法・項目、提出データ等が、施工計画書で明確に示されている。		
		25 据付工事の仮設計画が明確に示されている。(重機選定、使用計画、足場、支保工等仮設計画等)		
		26 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		27 その他()		
		28 施工計画書が工事着手前に提出されていない。⇒d評価(やや不適切である)		
		29 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
		30 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 a 施工管理が優れている。 評価値が80%以上 90%未満... b 施工管理が良好である。 評価値が60%以上 80%未満... c 施工管理が適切である。 評価値が60%未満または「28,29」の項目に該当... d 施工管理がやや不適切である 「30」の項目に該当..... e 施工管理が不適切である。 ●「28,29」の項目で二つ該当があればe評価とする ●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	II 工 程 管 理	1 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。		
		2 実施工程表が工事着手前に提出されている。また、関連工事がある場合は調整が適切に行われている。		
		③ 工程表のフォローアップ等を実施し、適切に工程を管理している。		
		4 現場または施工条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。		
		5 時間制限や車両通行規制・片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。		
		⑥ 休日(夜間)作業について承諾を得ている。		
		7 請負者の責による夜間や休日の作業がない。		
		8 休日・代休の確保を行っている。		
		9 近隣住民(施設入居者等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。		
		10 適切な工程管理を行い、請負者の責による工程の遅れが無い。		
		11 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		12 その他()		
		13 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
		14 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒ e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 a 工程管理が優れている。 評価値が80%以上 90%未満... b 工程管理が良好である。 評価値が60%以上 80%未満... c 工程管理が適切である。 評価値が60%未満または「13」の項目に該当... d 工程管理がやや不適切である。 「14」の項目に該当..... e 工程管理が不適切である。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	Ⅲ 安 全 対 策	① 災害防止(工事安全)協議会等を毎月1回以上実施し、活動記録が整理されている。		
		2 店社パトロールを毎月1回以上実施し、活動記録が整備されている。		
		3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。		
		④ 安全教育及び安全訓練等を毎月半日以上実施し、活動記録が整理されている。		
		⑤ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映し、実施した記録がある。		
		⑥ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。		
		⑦ 過積載防止に取り組んでおり、記録が整理されている。		
		⑧ 建設機械等の安全運転のための点検、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置等安全対策がなされている。		
		⑨ 仮設工事(土留め、足場、支保工等)の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。		
		⑩ 交通保安施設・工事現場における保安設備等の設置及び管理が適切(各種基準及び関係者間の協議により設置)であることが確認できる。		
		11 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。		
		12 地下埋設物、架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。		
		13 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。		
		14 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。		
		15 交通安全管理について徹底している。		
		16 危険・有害作業に対して有資格者を適正に配置して施工し、記録が整備されている。		
		17 移動足場(ローリングタワー)の組立完了時及び使用中の点検管理が実施されている。		
		18 搬入ルート、作業エリアを明確にし、作業場所周辺の整理整頓を行い、安全に施工している。		
		19 落下物事故防止対策を十分実施していた。		
		20 開口部や高所作業の安全対策を十分行い、施工している。		
		21 作業場所の有効照度を確保している。		
		22 作業場所の換気対策を行い、施工している。		
		23 感電防止対策を十分実施している。		
		24 現場用の機械器具、工具等の安全保護対策が適切である。		
		25 燃料、薬品等の保管管理が適切であり、安全日誌等で記録が整備されている。		
		26 施工プロセスチェックのチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		27 その他()		
		28 請負者の安全管理措置が不適切なため、労働災害及び公衆災害が発生した場合の評価は担当係長が行うが、死亡事故の場合は、上記1～27の項目評価にかかわらずC評価とする。		
		29 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		30 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒e評価(不適切である)		
(※)労働災害及び公衆災害が発生したことによる、事後の文書による改善指示は対象としない。				
評価値が90%以上 ……………		a 安全対策が優れている。	項目合計	
評価値が80%以上 90%未満…		b 安全対策が良好である。	評価値	
評価値が60%以上 80%未満 または「28」の項目に該当……		c 安全対策が適切である。 (災害等の文書改善指示は係長の評価である。)	評 定	
評価値が60%未満または「29」の項目に該当… 「30」の項目に該当……………		d 安全対策がやや不適切である。 e 安全対策が不適切である。	評 点	
●評価対象項目数が3項目以下の場合にはc評価、評価対象項目数が7項目以下の場合90%以上でもb評価とする。				

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	IV 対 外 関 係	1 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録があり、トラブルの発生が無い。		
		② 地元(施設関係者等を含む)との必要な調整を行っていることが確認でき、トラブルの発生が無い。		
		③ 第三者(施設入居者等を含む)等からの苦情に対して適切な対応を行っていることが確認できる。		
		④ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいることが確認できる。		
		5 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。		
		6 引渡し時に施設管理者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。		
		7 現場環境改善に、取り組んでいる。		
		8 維持管理者等を含む関係機関との十分な調整を行い、円滑に施工した。		
		9 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		10 その他()		
		11 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
		12 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒ e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 …………… a 対外関係が優れている。 評価値が80%以上 90%未満… b 対外関係が良好である。 評価値が60%以上 80%未満… c 対外関係が適切である。 評価値が60%未満または「11」の項目に該当… d 対外関係がやや不適切である。 「12」の項目に該当…………… e 対外関係が不適切である。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価,評価対象項目数が3項目以下の場合は 該当項目90%以上でもb評価とする。		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【3 出来形及び出来栄え】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	I 出来形	1 材料・機材の出来形が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足している。		
		2 施工図等が、設計図書を満足している。		
		3 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。		
		4 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。		
		5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。		
		6 出来形の管理方法を工夫している。		
		7 解体又は撤去工事が含まれる場合、撤去対象物の範囲・数量等が確認でき、処分が適切である。		
		8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。		
		9 その他()		
		10 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		11 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価(不適切である)		
		評価値が90%以上 …………… a 出来形が優れている。 評価値が80%以上 90%未満… b 出来形が良好である。 評価値が60%以上 80%未満… c 出来形が適切である。 評価値が60%未満または「10」の項目に該当… d 出来形がやや不適切である。 「11」の項目に該当…………… e 出来形が不適切である。	項目合計	
			評価値	
			評 定	
			評 点	
●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価,評価対象項目数が7項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。				

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質	1 材料・製品の品質が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足している。		
	建築工事	2 品質確認記録の内容が、適切である。		
	くい	3 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。		
	舗装	4 躯体工事における施工の品質が、良好である。		
		5 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。		
	工事比率	6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。		
	%	7 その他()		
		8 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		9 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価(不適切である)		
		評価値が90%以上 …………… a 品質が優れている。 評価値が80%以上 90%未満… b 品質が良好である。 評価値が60%以上 80%未満… c 品質が適切である。 評価値が60%未満または「8」の項目に該当… d 品質がやや不適切である。 「9」の項目に該当…………… e 品質が不適切である。	項目合計	
			評価値	
			評 定	
			評 点	
●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価,評価対象項目数が3項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。				

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質	1 機材の品質が、設計審査願等により確認でき、設計図書を満足している。			
	電気設備工事	2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。			
	受変電設備工事	3 品質確認記録の内容が、適切である。			
	昇降機設備工事	4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。			
		5 機材及び施工の品質が、良好である。			
	工事比率	6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。			
	%	7 その他()			
	* 単独評定の場合には100%を記入、他工事と併せて評定する場合は該当工事比率を記入。		8 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
			9 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価(不適切である)		
		評価値が90%以上 ……………	a 品質が優れている。	項目合計	
評価値が80%以上 90%未満…		b 品質が良好である。	評価値		
評価値が60%以上 80%未満…		c 品質が適切である。	評 定		
評価値が60%未満または「8」の項目に該当…	d 品質がやや不適切である。	評 点			
「9」の項目に該当……………	e 品質が不適切である。				
●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。					
3	II 品質	1 機材の品質が、設計審査願等により確認でき、設計図書を満足している。			
		2 品質確認記録の内容が、適切である。			
	暖冷房衛生設備工事	3 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。			
	機械設備工事	4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。			
		5 機材及び施工の品質が、良好である。			
	工事比率	6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。			
	%	7 その他()			
	* 単独評定の場合には100%を記入、他工事と併せて評定する場合は該当工事比率を記入。		8 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
			9 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価(不適切である)		
		評価値が90%以上 ……………	a 品質が優れている。	項目合計	
評価値が80%以上 90%未満…		b 品質が良好である。	評価値		
評価値が60%以上 80%未満…		c 品質が適切である。	評 定		
評価値が60%未満または「8」の項目に該当…	d 品質がやや不適切である。	評 点			
「9」の項目に該当……………	e 品質が不適切である。				
●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。					

品質

	該当項目	項目数a	工事比率b	a*b	単独100%の	品質評定	品質評点
建築工事	評価項目						
	対象項目						
電気設備工事	評価項目						
	対象項目						
暖冷房衛生設備工事	評価項目						
	対象項目						

(監督 職 員 の 評 価 2)

【 5 創意工夫 】

評価項目		技術力キーワード一覧表	評価項目
項目	細目		
5 創 意 工 夫	キーワード評価	■準備・後片づけ関係 1 測量・位置出しにおける工夫 2 現地調査方法の工夫 3 その他【理由	
	理由:		
	キーワード評価	■施工関係 4 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 5 コンクリート二次製品、工場加工製品などの代替材の利用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み 6 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設、地業工事、鉄骨立て方等の施工に関する工夫 7 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 8 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 9 給排水工事や衛生設備工事等における配管、ダクト又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 10 照明などの視界の確保に関する工夫 11 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 12 運搬車両、施工機械等に関する工夫 13 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 14 特殊な工法や材料を用いた工事 15 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 16 施工管理及び品質向上等の工夫 17 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 18 仮設施工等の工夫 19 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 20 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 21 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 22 その他【理由	
	理由:		
	理由:	■品質関係 23 土工、設備、電気の高品質向上に関する工夫 24 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 25 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 26 配筋・溶接作業等に関する工夫 27 集計ソフト等の活用と工夫 28 躯体工事の品質管理の工夫 29 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 30 施工の検査・試験に関する工夫 31 品質記録方法の工夫 32 その他(理由:	
	理由:	■安全衛生関係 33 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 34 安全衛生教育、技術向上講習会、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 35 現場事務所、休憩所、労働者宿舎等の環境向上(空間及び設備等)に関する工夫 36 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 37 一般車両突入時の被害軽減方策又は周辺道路等の事故防止並びに一般交通の安全確保に関する工夫 38 作業時における厳しい作業環境の改善に関する工夫 39 環境保全に関する工夫 40 改修・改良工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 41 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 42 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする 43 その他(理由:	

評価項目		技術力キーワード一覧表	評価項目
項目	細目		
5 創意 工夫	理由:	■施工管理関係	
		44 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫	
		45 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫	
		46 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫	
		47 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫	
		48 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 ※本項目は2点の加点とする	
		49 CAD、施工管理ソフト等の活用	
	理由:	50 CALSを活用した施工管理の工夫	
		51 その他(理由:	
		■働き方改革	
		52 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取り組みが図られている。	
		53 その他(理由:)	
		■その他	
		54 その他(理由:)	
55 その他(理由:)			
記述評価		・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。	
【〇マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。	
		・1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	
		・加点は+7点~0点の範囲とする。	
小計(項目×1点)7点以内			該当項目合計
			評定

建築工事及び建築設備工事成績採点基準

(担当係長の評価)

凡例		
		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない

【 2 施工状況 】

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
2 施 工 状 況	Ⅱ 工程管理 理由:	1 現場又は施工条件の変更や、緊急・災害復旧工事など工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。		
		2 隣接又は同一現場の他工事等との工程調整に取り組み、トラブルを回避し遅れを発生させることなく工事を完成させた。		
		3 地元(施設入居者等を含む)及び関係機関との調整に取り組み、トラブルも少なく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。		
		4 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。		
		5 月単位の4週8休が達成された。		
		6 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。		
		7 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。		
		8 その他()		
		9 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。		
		10 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。(ただし、改善指示による場合を除く)		
	該当項目が5項目以上 a 優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 b やや優れている 該当項目が2項目以下の場合 c 他の評価に該当しない 「8」の項目に該当する場合 d やや劣っている 「9」の項目に該当する場合 e 劣っている		項目合計	
			評 定	
			評 点	
	Ⅲ 安全対策 理由:	1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。		
		2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。		
		3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。		
		4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。		
		5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。		
		6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。		
		7 その他()		
8 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 ※労働災害や公衆災害において、負傷者の発生又は建物等の損害に関して、請負者の安全管理の措置に不適切があったもので、口頭注意処分以上を対象とする。⇒d評価(やや不適切である)				
9 安全対策の不備により重大な災害を受けた。 ※労働災害や公衆災害において、死亡事故に関して、請負者の安全管理の措置に不適切があったものを対象とする。⇒e評価(不適切である)				
該当項目が5項目以上 a 優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 b やや優れている 該当項目が2項目以下の場合 c 他の評価に該当しない 「8」の項目に該当する場合 d やや劣っている 「9」の項目に該当する場合 e 劣っている		項目合計		
		評 定		
		評 点		

評価項目		技術力キーワード一覧表	評価項目
項目	細目		
4	工事特性	■施工現場での対応	
		【長期工事における安全確保への対応】	
		1 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く）	
		【災害等での臨機の措置】	
		2 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事	
		【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】	
		3 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事	
		4 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事	
		5 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事	
		6 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事	
		7 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事	
		8 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事	
		9 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事	
10 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事			
11 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工			
12 その他(理由: 理由:			
		※上記項目に一つ該当は4点の加点とし、最大10点とする。	評点
記述評価		・工事特性は、最大20点の加点評価とする	
		・監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない	
【○マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		・評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。	
		小計20点以内	評定 0.0

【6 社会性等】

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
6 社 会 性 等	I 地域への貢献等 理由:	1 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。		
		2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。		
		3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。		
		4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。		
		5 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。		
		6 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。		
		7 その他()		
		該当項目が6項目以上 …………… a 優れている	項目合計	
		該当項目が5項目に該当の場合 a' bより優れている		
		該当項目が3項目以上4項目以下の場合 b やや優れている	評 定	
	該当項目が1項目以上2項目以下の場合 b' cより優れている	評 点		
	c 他の評価に該当しない			

【9 法令順守等】

考査項目		法令遵守等の該当項目一覧表	点数	評価項目
項目	細目			
9 法 令 順 守 等	①法令順守	措置内容		
		1 本件工事に関して指名停止3ヶ月以上又は指名除外	-10点	
		2 本件工事に関して指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8点	
		3 本件工事に関して指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6点	
		4 本件工事に関して指名停止要綱上の警告	-4点	
		5 本件工事に関して指名停止要綱上の注意喚起	-2点	
		6 文書注意	-4点	
		7 口頭注意	-2点	
		8 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-1点	
				評 点

考査項目		技術提案の履行	点数	評価項目
項目	細目			
②-1総合評価方式における技術提案の履行	技術提案 (技術評価点ベース)	1 達成率90%~100%未満	-3点	
		2 達成率70%~90%未満	-5点	
		3 達成率70%未満	-10点	
②-2総合評価方式	(1)技術提案 (提案項目の加算点ベース)	1 達成率75%~100%未満	-3点	
		2 達成率50%~75%未満	-5点	
		3 達成率50%未満	-10点	
	(2)施工計画	4 施工計画の内、主要工種の現場着工日において、準備工及び総合評価の作成要領に定める主要工種の現場着工日が、請負者の責により同要領に定める期間以上に遅延した場合	-3点	
(3)市内企業への下請	5 市内企業への下請けについて、評価を受けた場合で、完成時に一次下請け契約額の総額に占める市内企業の契約額の合計が、総合評価の作成要領に定める率を下回った場合	-5点		
(4)地域貢献度	6 機械保有の評価を受けた場合で、請負者が本工事の契約期間中に機械を他の者に売却・譲渡、若しくは処分したことが発覚した場合	-5点		
②-1又は②-2 に該当する総合評価方式により評価すること。			評 点	
工事毎に項目が異なるため別に定める運用基準等で評価すること。			法令順守等評点 合計	

建築工事及び建築設備工事成績採点基準

(検査員の評価1)

凡例	監督職員1(評価項目)と同評価項目
	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない

【2 施工状況】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	I 施 工 状 況 管 理	1 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書等を提出していることが確認できる。		
		2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。		
		3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。		
		4 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。		
		5 使用する材料、機材の搬入後の管理(工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管している等)が適切であることが確認できる。		
		6 使用材料、機器の品質証明書等または工事記録写真等が適切に整理されている。		
		7 立会の手続きを事前に行っており、段階確認(一工程の施工確認)の報告が適時、的確に行われていることが確認できる。		
		8 建設廃棄物の処分及び建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。		
		9 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされていることが確認できる。		
		10 社内検査が計画的に行っていることが確認できる。		
		11 社内独自のチェックリストや管理基準に基づき、日常的に管理していることが確認できる。		
		12 緊急時の連絡体制が明確に示されており、関係者に確実に連絡がとれるようになっている。		
		13 施工手順、不可視部分等の写真管理について、ポイントをとらえた写真撮影を行うよう明確に示されている。		
		14 交通規制に対する体制、活動方針が明確に示されている。		
		15 騒音、振動及び塵芥等の対応について明確に示されている。		
		16 主要機器の内、製造外注機器についての以下の事項が明確に示されている。(請負者の設計、検査の実施体制及び方法、機器の品質保証体制、製造外注先の製造能力(実績、製造体制、工場保有工作機械等)		
		17 機器に係る検査方法・項目、提出データ等が、施工計画書で明確に示されている。		
		18 据付工事の仮設計画が明確に示されている。(重機選定、使用計画、足場、支保工等仮設計画等)		
		19 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。		
		20 工事の関係書類を不足なく適切に作成及び整理されていることが確認できる。		
		21 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査をおこなっていることが確認できる。		
		22 下請けに対する引取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。		
		23 品質証明体制が確立され関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。		
		24 機器の設計、製作、検査、据付に係る社内体制(担当部門、担当者、責任分担等)が、明確に示されている。		
		25 機器製作、据付に係る工程が示されている。		
		26 その他()		
		27 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
		28 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 a 施工管理が優れている。 評価値が80%以上 90%未満 b 施工管理が良好である。 評価値が60%以上 80%未満 c 施工管理が適切である。 評価値が60%未満または「27」の項目に該当 d やや不適切である 「28」の項目に該当 e 施工管理が不適切である。 ●評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【3 出来形及び出来栄】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	I 出来形	1 材料・機材の出来形が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。		
		2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。		
		3 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。		
		4 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。		
		5 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。		
		6 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。		
		7 解体又は撤去工事が含まれる場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切であることが確認できる。		
		8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。		
		9 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。		
		10 その他()		
		11 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		12 出来形が不適切であったため、契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。 ⇒e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 a 出来形が特に優れている。 評価値が80%以上 90%未満 a' 出来形が優れている。 評価値が70%以上 80%未満 b 出来形が特に良好である。 評価値が60%以上 70%未満 b' 出来形が良好である。 評価値が50%以上 60%未満 c 出来形が適切である。 評価値が50%未満または「11」の項目に該当 d 出来形がやや不適切である。 「12」の項目に該当 e 出来形が不適切である。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価,評価対象項目数が4項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	II 品質	1 材料・製品の品質が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。			
		2 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。			
	建築工事	3 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。			
	くい	4 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。			
	舗装	5 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。			
		6 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。			
		7 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。			
	工事比率	8 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。			
	%	9 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。			
		10 その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。			
		11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。			
		12 その他()			
		13 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⇒d評価(やや不適切である)			
		14 品質が不適切であったため、契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。 ⇒ e評価(不適切である)			
* 単独評定の場合は100%を記入、他工事と併せて評定する場合は該当工事比率を記入。		評価値が90%以上	a 品質が特に優れている。	項目合計	
		評価値が80%以上 90%未満	a' 品質が優れている。	評価値	
		評価値が70%以上 80%未満	b 品質が特に良好である。	評 定	
		評価値が60%以上 70%未満	b' 品質が良好である。	評 点	
		評価値が50%以上 60%未満	c 品質が適切である。		
		評価値が50%未満または「13」の項目に該当・・・ 「14」の項目に該当	d 品質がやや不適切である。 e 品質が不適切である。		
<p>●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価、評価対象項目数が4項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。</p>					

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質	1 機材の品質が、設計審査願等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。		
	電気設備工事	2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。		
	受変電設備工事	3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。		
	昇降機設備工事	4 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。		
		5 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。		
	工事比率	6 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。		
	%	7 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。		
		8 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。		
		9 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。		
		10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。		
		11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。		
		12 その他()		
		13 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		14 品質が不適切であったため、契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った ⇒ e評価(不適切である)		
<p>* 単独評定の場合は100%を記入、他工事と併せて評定する場合は該当工事比率を記入。</p>		評価値が90%以上 …………… a 品質が特に優れている。	項目合計	
		評価値が80%以上 90%未満 …… a' 品質が優れている。	評価値	
		評価値が70%以上 80%未満 …… b 品質が特に良好である。	評 定	
		評価値が60%以上 70%未満 …… b' 品質が良好である。	評 点	
		評価値が50%以上 60%未満 …… c 品質が適切である。		
		評価値が50%未満または「13」の項目に該当… d 品質がやや不適切である。 「14」の項目に該当 …………… e 品質が不適切である。		
		<p>● 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が4項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。</p>		

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質	1 機材の品質が、設計審査願等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。		
		2 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。		
	暖冷房衛生設備工事	3 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。		
		4 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。		
	機械設備工事	5 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。		
		6 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。		
	工事比率	7 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。		
	%	8 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。		
	出来形及び出来栄	9 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。		
		10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。		
		11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。		
		12 その他()		
		13 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		14 品質が不適切であったため、契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った ⇒e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 …………… a 品質が特に優れている。		項目合計		
評価値が80%以上 90%未満 …… a' 品質が優れている。		評価値		
評価値が70%以上 80%未満 …… b 品質が特に良好である。		評 定		
評価値が60%以上 70%未満 …… b' 品質が良好である。		評 点		
評価値が50%以上 60%未満 …… c 品質が適切である。				
評価値が50%未満または「13」の項目に該当… d 品質がやや不適切である。				
「14」の項目に該当 …………… e 品質が不適切である。				

* 単独評定の場合は100%を記入、他工事と併せて評定する場合は該当工事比率を記入。

● 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が4項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。

		品質				品質評定	品質評点
	該当項目	項目数a	工事比率b	a*b	単独100%の		
建築工事	評価項目						
	対象項目						
電気設備工事	評価項目						
	対象項目						
暖冷房衛生設備工事	評価項目						
	対象項目						

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	Ⅲ出来栄え	1 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。		
		2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。		
	建築工事	3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。		
		4 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。		
	工事比率	5 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。		
	%	6 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来栄えが良好である。		
		7 保全に配慮した施工がなされている。		
		8 その他()		
		9 出来栄えが劣っている。 ⇒ d評価(劣っている)		
		<p>* 単独評定の場合は100%を記入、他工事と併せて評定する場合は該当工事比率を記入。</p> <p>評価値が90%以上 a 全体的な完成度が優れている。 評価値が80%以上 90%未満 b 全体的な完成度が良好である。 評価値が80%未満 c 全体的な完成度が適切である。 「9」の項目に該当 d 全体的な完成度が劣っている。</p> <p>●評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	項目合計	
		評価値		
		評定		
		評点		
3	Ⅲ出来栄え	1 施工記録等から不可視部の出来栄えの良さがうかがえる。		
		2 土工関係等の仕上げ状況が良い		
	くい工事	3 くい心の出しの精度のよさがうかがえる。		
		4 くいの支持地盤の確認が適切にされている。		
	工事比率	5 地盤改良等施工重機の支持地盤に対する措置が適切にされていることが確認できる。		
	%	6 掘削安定液の管理が適切であることが確認できる。		
		7 その他()		
		8 出来栄えが劣っている。 ⇒ d評価(劣っている)		
		<p>* 単独評定の場合は100%を記入、他工事と併せて評定する場合は該当工事比率を記入。</p> <p>評価値が90%以上 a 全体的な完成度が優れている。 評価値が80%以上 90%未満 b 全体的な完成度が良好である。 評価値が80%未満 c 全体的な完成度が適切である。 「8」の項目に該当 d 全体的な完成度が劣っている。</p> <p>●評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	項目合計	
			評価値	
		評定		
		評点		

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	Ⅲ出来栄え	1 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。			
		2 全体的な美観が良好である。			
	舗装等土木工事	3 舗装や造成の平坦性がよく、雨水処理が適正である。			
		4 構造物や舗装表面等の仕上がりの状態が良好である。			
	工事比率	5 施工後の清掃が行き届いている。			
		6 近隣への配慮が伺える。			
	%	7 その他()			
		8 出来ばえが劣っている。 ⇒ d評価(劣っている)			
	* 単独評定の場合は100%を記入、他工事と併せて評定する場合は該当工事比率を記入。	評価値が90%以上 a 全体的な完成度が優れている。 評価値が80%以上 90%未満 b 全体的な完成度が良好である。 評価値が80%未満 c 全体的な完成度が適切である。 「8」の項目に該当 d 全体的な完成度が劣っている。	項目合計 評価値 評定 評点		
		●評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
3	Ⅲ出来栄え	1 きめ細やかな施工がなされている。			
		2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。			
	電気設備工事 受変電設備工事 昇降機設備工事	3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。			
		4 環境負荷低減への対策が優れている。			
	工事比率	5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			
		6 その他()			
	%	7 出来ばえが劣っている。 ⇒ d評価(劣っている)			
		評価値が90%以上 a 全体的な完成度が優れている。 評価値が80%以上 90%未満 b 全体的な完成度が良好である。 評価値が80%未満 c 全体的な完成度が適切である。 「7」の項目に該当 d 全体的な完成度が劣っている。	項目合計 評価値 評定 評点		
	●評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3 出来形及び出来栄	Ⅲ出来栄	1 きめ細やかな施工がなされている。		
		2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。		
	暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。		
		4 環境負荷低減への対策が優れている。		
	工事比率	5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		
	%	6 その他()		
		7 出来栄が劣っている。 ⇒ d評価(劣っている)		
* 単独評定の場合は100%を記入、他工事と併せて評定する場合は該当工事比率を記入。		評価値が90%以上 a 全体的な完成度が優れている。 評価値が80%以上 90%未満 b 全体的な完成度が良好である。 評価値が80%未満 c 全体的な完成度が適切である。 「7」の項目に該当 d 全体的な完成度が劣っている。	項目合計 評価値 評定 評点	
		● 評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

出来栄

	該当項目	項目数a	工事比率b	a*b	単独100%のd	品質評定	品質評点
建築工事	評価項目						
	対象項目						
くい工事	評価項目						
	対象項目						
舗装等土木工事	評価項目						
	対象項目						
電気設備工事	評価項目						
	対象項目						
暖冷房衛生設備工事	評価項目						
	対象項目						

「施工プロセス」のチェックリスト



受注者名:

評価項目	細別	確認項目	チェック項目	チェックの目安	チェック日						判定	評価リンク	備考 (指示、是正状況等)	
					1	2	3	4	5	6				
I 施工体制一般		○契約工程表	契約締結後14日以内、または工事着手前までに提出されている。記載内容に誤りがない。	契約後、変更後										
		○コリンズ	事前に監督職員の確認を受け、契約締結後及び変更契約後、10日以内に登録している。登録内容確認書を受領した。記載内容に誤りがない。(請負金額500万円以上が対象)	契約後、変更後								①		
		○品質証明	工事途中及び材料確認検査時までに品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出している。	施工時適宜										
			品質証明(材料等)の資料が整理され、確認時期・方法が、よく把握されている。	施工時適宜								②		
		○建設業退職金共済制度等	「掛金収納書」の写し、保有証紙の出所を明らかにする資料、または申出書、辞退届等を契約締結後1ヶ月以内に提出している。	契約後								③		
			「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。	施工時適宜										
			共済証紙の購入等が適切に行われ、「共済証紙受払簿」等により適切に管理している。	施工時適宜								③		
		○施工体制台帳 (下請契約を締結したとき) ※ 施工体系図 (公衆等の見やすい場所に掲げること) ※「施工体制台帳等チェックリスト」により確認のこと	「労災保険関係成立票」を現場の見やすい場所に掲示している。	施工時適宜										
			施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出している。	施工時当初、変更時										
			施工体制台帳に下請負契約書等(写)及び再下請負通知書を添付している。	施工時当初、変更時										
			施工体制台帳添付の下請契約書等及び再下請通知書に、請負代金の額が記載されている。	施工時当初、変更時										
			安全工事施工推進体制表兼施工体系図を現場の工事関係者の見やすい場所に掲げている。(顔写真は不要)	施工時適宜										
			作業員名簿を作成・提出している。	施工時適宜										
			安全工事施工推進体制表兼施工体系図に記載のない業者が作業をしていない。	施工時適宜										
	安全工事施工推進体制表兼施工体系図に記載されている監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任のみ)が本人である。	施工時当初、変更時												
	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している	施工時適宜												

評価項目	細別	確認項目	チェック項目	チェックの目安	チェック日						判定	評価とリンク	備考 (指示、是正状況等)	
					月	日	時	分	秒	分				
IV 対外 関係	○安全パトロールの指摘事項の処理	各種安全パトロールで指摘や是正事項がない、または指摘事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。	施工時適宜											
		○関係機関等	関係官公庁、施設管理者等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。	施工時適宜										
			地元(施設関係者等を含む)と必要な調整を行い、工事の施工に関しての苦情等に対して適切に対応した記録がある。	施工時適宜								②		
			第三者(施設入居者等を含む)からの苦情に対して適切な対応を行い、記録がある。	施工時適宜									③	
○関連工事等	関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組み、記録がある。	施工時適宜									④			

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、標準・共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
- ② チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であればリストから○を選択する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。
- ③ 判定欄:指摘事項の改善が速やかに実施された場合は○評価とし、度重なり指摘を受けた場合や改善がなされなかった場合は×評価とする。
- ④ このチェックリストは、検査の際、検査員に提出する。

別表第3

設備工事成績採点基準

(監督職員の評価 1)

凡例		施工プロセスとリンク
		評価必須項目
		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない

【1 施工体制】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
1	I 施 工 体 制 一 般	① コリンズの登録は事前に監督員の確認を受け契約締結後等、10日以内に登録している。(ただし請負金額500万円以上対象)		
		② 品質証明(材料等)の資料が整理され、確認時期・方法が、工事全般にわたり、よく把握され、品質管理体制が、書面に適切に記載されている。		
		③ 建退共制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入又は、在庫保有証紙の管理等が適切に行われ「共済証紙受払簿」等により適切に管理されている。また、証紙購入が不要な場合、掛金収納書に係る申出書・建退共制度辞退届等が提出されている。		
		4 施工体制台帳、施工体系図が整備され、作業分担の範囲が明確に記載されている。		
		5 現場に施工体系図が掲げられ、現場の体制と一致している。		
		6 災害防止協議会等設置され、安全管理体制が、書面に適切に記載されている。		
		7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。		
		8 工場製作期間における技術者を適切に配置している。		
		9 工場製作に係る機材・設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。		
		⑩ 元請が下請の作業成果の確認等をしている。		
		11 出来形、品質における社内検査体制(規格値の設定や確認方法、責任者等)を整えている。		
		12 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。		
		13 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。		
		14 システム及び主要な機器の社内設計体制が、十分整備されている。		
		15 製造外注先への元請としての管理・検査体制が充実しており、外注機器の品質を担保している。		
		16 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		17 その他()		
		18 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		19 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒ e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 a 施工体制が適切である。 評価値が80%以上 90%未満... b 施工体制がほぼ適切である。 評価値が60%以上 80%未満... c 他の評価に該当しない 評価値が60%未満または「18」の項目に該当 d 施工体制がやや不適切である 「19」の項目に該当..... e 施工体制が不適切である ●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【1 施工体制】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
1	II 配置技術者（現場代理人等）	① 現場代理人は、現場に常駐し、かつ工事全体を把握している。		
		② 現場代理人は、監督職員への報告協議等を適時及び的確に書面で行っている。		
		3 現場代理人は、設計図書の照査（契約書第18条第1項）を行い設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。		
		4 監理（主任）技術者は書類を共通（標準）仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。		
		5 監理（主任）技術者は契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。		
		⑥ 監理（主任）技術者は施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。		
		7 監理（主任）技術者は下請等（受注者直営）の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。		
		8 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行い、良好な施工に努めている。		
		⑨ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。		
		⑩ 工事に必要な作業主任者を選任し、配置している。		
		11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。		
		12 システム設計技術者として十分な知識と経験を有している者を配置している。		
		13 システム設計技術者が常に協議に出席し、種々の事柄に適切に対応している。		
		14 システム設計技術者が工期中変更されていない。		
		15 システム設計技術者が施設の全体計画を理解の上、設計・製作・据付・試運転等に関する総合的な企画、調整及び指導を積極的に行っている。		
		16 システム設計技術者は、システム設計に関する承諾打合せ等において、今回システムの考え方や特徴、既設備との整合性等についての説明を十分に行い、監督員からの質疑や指示事項に対して適切に対応していた。		
		17 システム設計技術者は、システムに関する容量計算等の承諾打合せ等において、根拠や出展を明らかにして十分な説明を行い、監督員からの質疑や指示事項に対して適切に対応していた。		
		18 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		19 その他（ ）		
		20 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価（やや不適切である）		
		21 指定した専門技術者が配置されていない。 ⇒d評価（やや不適切である）		
		22 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒ e評価（不適切である）		
評価値が90%以上 …………… a 技術者が適切に配置されている 評価値が80%以上 90%未満… b 技術者がほぼ適切に配置されている 評価値が60%以上 80%未満… c 他の評価に該当しない 評価値が60%未満または「20、21」の項目に該当…… d 技術者の配置がやや不適切である 「22」の項目に該当…………… e 技術者の配置が不適切である ●「20、21」の項目で一つでも該当あればd、二つあればeとする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	I 施 工 管 理	1 現場条件の変化に対して、適切に対応している。		
		② 施工計画書の特記仕様書等に定めた期日、または工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)までに提出し、所定の項目を記載している。		
		③ 施工計画書(変更を含む)の施工方法等の記載内容が、設計図書、現場条件を反映した内容となっている。		
		4 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。		
		5 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。		
		⑥ 使用する材料、設備機材の調達の計画及び搬入後の管理(工事材料を品質に影響が無いよう保管している等)が適切であることが、写真等で確認できる。		
		⑦ 品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っており、書面で確認できる。		
		⑧ 出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っており、書面で確認できる。		
		9 現場内の整理整頓を日常的に行っている。		
		10 指定材料、機器の品質証明書及び写真等を整理している。		
		⑪ 段階確認(一工程の施工の検査・確認)及びその報告が適時、的確に行われており、書面で確認できる。		
		12 工事打合せ簿等の工事記録の整備が適時行われ、不足無く整理している。		
		13 建設廃棄物の処分及び建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。		
		⑭ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用し、写真等で確認できる。		
		15 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされている。		
		16 社内検査が計画的に行われている。		
		17 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。		
		18 緊急時の連絡体制が明確に示されており、関係者に確実に連絡がとれるようになっている。		
		19 施工手順、不可視部分等の写真管理について、ポイントをとらえた写真撮影を行うよう明確に示されている。		
		20 交通規制に対する体制、活動方針が明確に示されている。		
		21 騒音、振動及び塵芥等の対応について明確に示されている。		
		22 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。		
		23 主要機器の内、製造外注機器についての以下の事項が明確に示されている。(請負者の設計、検査の実施体制及び方法、機器の品質保証体制、製造外注先の製造能力(実績、製造体制、工場保有工作機械 等)		
		24 機器に係る検査方法・項目、提出データ等が、施工計画書で明確に示されている。		
		25 据付工事の仮設計画が明確に示されている。(重機選定、使用計画、足場、支保工等仮設計画等)		
		26 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		27 その他()		
		28 施工計画書が工事着手前に提出されていない。⇒d評価(やや不適切である)		
		29 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
		30 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 a 施工管理が適切である 評価値が80%以上 90%未満... b 施工管理がほぼ適切である 評価値が60%以上 80%未満... c 他の評価に該当しない 評価値が60%未満または「28,29」の項目に該当..... d 施工管理がやや不適切である 「30」の項目に該当 e 施工管理が不適切である ●「28,29」の項目で一つでも該当あればd、二つ以上あればeとする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	II 工 程 管 理	1 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。		
		2 実施工程表が工事着手前に提出されている。また、関連工事がある場合は調整が適切に行われている。		
		③ 工程表のフォローアップ等を実施し、適切に工程を管理している。		
		4 現場または施工条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。		
		5 時間制限や車両通行規制・片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。		
		⑥ 休日(夜間)作業について承諾を得ている。		
		7 請負者の責による夜間や休日の作業がない。		
		8 休日・代休の確保を行っている。		
		9 近隣住民(施設入居者等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。		
		10 適切な工程管理を行い、請負者の責による工程の遅れが無い。		
		11 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		12 その他()		
		13 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
		14 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒ e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 a 工程管理が適切である 評価値が80%以上 90%未満... b 工程管理がほぼ適切である 評価値が60%以上 80%未満... c 他の評価に該当しない 評価値が60%未満または「13」の項目に該当 d 工程管理がやや不適切である 「14」の項目に該当..... e 工程管理が不適切である ●評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	Ⅲ 安 全 対 策	① 災害防止(工事安全)協議会等を毎月1回以上実施し、活動記録が整理されている。		
		2 店社パトロールを毎月1回以上実施し、活動記録が整備されている。		
		3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。		
		④ 安全教育及び安全訓練等を毎月半日以上実施し、活動記録が整理されている。		
		⑤ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映し、実施した記録がある。		
		⑥ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。		
		⑦ 過積載防止に取り組んでおり、記録が整理されている。		
		⑧ 建設機械等の安全運転のための点検、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置等安全対策がなされている。		
		⑨ 仮設工事(土留め、足場、支保工等)の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。		
		⑩ 交通保安施設・工事現場における保安設備等の設置及び管理が適切(各種基準及び関係者間の協議により設置)であることが確認できる。		
		11 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。		
		12 地下埋設物、架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。		
		13 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。		
		14 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。		
		15 交通安全管理について徹底している。		
		16 危険・有害作業に対して有資格者を適正に配置して施工し、記録が整備されている。		
		17 移動足場(ローリングタワー)の組立完了時及び使用中の点検管理が実施されている。		
		18 搬入ルート、作業エリアを明確にし、作業場所周辺の整理整頓を行い、安全に施工している。		
		19 落下物事故防止対策を十分実施していた。		
		20 開口部や高所作業の安全対策を十分行い、施工している。		
		21 作業場所の有効照度を確保している。		
		22 作業場所の換気対策を行い、施工している。		
		23 感電防止対策を十分実施している。		
		24 現場用の機械器具、工具等の安全保護対策が適切である。		
		25 燃料、薬品等の保管管理が適切であり、安全日誌等で記録が整備されている。		
		26 施工プロセスチェックのチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
		27 その他()		
		28 請負者の安全管理措置が不適切なため、労働災害及び公衆災害が発生した場合の評価は係長が行うが、死亡事故の場合は上記1～27の項目評価にかかわらずC評価とする。		
		29 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示(*)を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		30 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示(*)に従わなかった。 ⇒e評価(不適切である)		
(*)労働災害及び公衆災害が発生したことによる、事後の文書による改善指示は対象としない				
評価値が90%以上 ……………		a 安全対策が適切である	項目合計	
評価値が80%以上 90%未満…		b 安全対策がほぼ適切である	評価値	
評価値が60%以上 80%未満		c 他の評価に該当しない	評 定	
「28」の項目に該当……………		c 災害等の文書改善指示は係長の評価である		
評価値が60%未満または「29」の項目に該当		d 安全対策がやや不適切であった	評 点	
「30」の項目に該当 ……………		e 安全対策が不備であった		
●評価対象項目数が3項目以下の場合c評価、評価対象項目数が7項目以下の場合90%以上でもb評価とする。				

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
IV 対 外 関 係	1	関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録があり、トラブルの発生が無い。		
	2	地元(施設関係者等を含む)との必要な調整を行っていることが確認でき、トラブルの発生が無い。		
	3	第三者(施設入居者等を含む)等からの苦情に対して適切な対応を行っていることが確認できる。		
	④	関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいることが確認できる。		
	5	工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。		
	6	引渡し時に施設管理者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。		
	7	現場環境改善に、取り組んでいる。		
	8	維持管理者等を含む関係機関との十分な調整を行い、円滑に施工した。		
	9	「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
	10	その他()		
	11	対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
	12	対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒ e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 a 対外関係が適切である 評価値が80%以上 90%未満... b 対外関係がほぼ適切である 評価値が60%以上 80%未満... c 他の評価に該当しない 評価値が60%未満または「11」の項目に該当 「12」の項目に該当..... d 対外関係がやや不適切であった e 対外関係が不適切であった ●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価、評価対象項目数が3項目以下の 場合は該当項目90%以上でもb評価とする。		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【 3 出来形及び出来栄え】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目		
項目	細目					
I 出来形	機械設備工事 機械設備工事が電気設備工事のどちらかで評価する	1 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。				
		2 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。				
		3 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。				
		4 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。				
		5 塗装管理において施工管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。				
		6 溶接管理において施工管理基準の出来形管理を適切にまとめている。				
		7 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。				
		8 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。				
		9 据付基礎ボルトの施工が適切である。				
		10 基礎の施工(鉄筋、かぶり、仕上げ)が仕様を満足している。				
		11 その他()				
		12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)				
		13 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価(不適切である)				
		評価値が90%以上 a 出来形管理が適切である 評価値が80%以上 90%未満... b 出来形管理がほぼ適切である 評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない 「12」の項目に該当 d 出来形管理がやや不適切である。 「13」の項目に該当 e 出来形管理が不適切である。 ●評価対象項目数が4項目以下の場合90%以上でもb評価とする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合c評価とする。		項目合計		
				評価値		
		評 定				
		評 点				
I 出来形	電気設備工事 機械設備工事が電気設備工事のどちらかで評価する	1 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。				
		2 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。				
		3 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。				
		4 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。				
		5 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。				
		6 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。				
		7 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。				
		8 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		9 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。				
		10 その他()				
		11 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)				
		12 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価(不適切である)				
		評価値が90%以上 a 出来形管理が適切である 評価値が80%以上 90%未満... b 出来形管理がほぼ適切である 評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない 「11」の項目に該当 d 出来形管理がやや不適切である。 「12」の項目に該当 e 出来形管理が不適切である。 ●評価対象項目数が4項目以下の場合90%以上でもb評価とする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合c評価とする。		項目合計		
				評価値		
				評 定		
		評 点				

【3 出来形及び出来栄え】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質 機械設備工事 機械設備工 事か電気設 備工事のど ちらかで評 価する	1 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。		
		2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。		
		3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。		
		4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。		
		5 溶接において施工管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。		
		6 塗装において施工管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。		
		7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。		
		8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。		
		9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。		
		10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。		
		11 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。		
		12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。		
		13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。		
		14 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。		
		15 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。		
		16 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。		
		17 現地状況を勘察し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。		
		18 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。		
		19 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。		
		20 その他()		
		21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		22 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 ……………	a 品質管理が適切である	項目合計		
評価値が80%以上 90%未満…	b 品質管理がほぼ適切である	評価値		
評価値が80%未満 ……………	c 他の評価に該当しない	評 定		
「21」の項目に該当 ……………	d 品質管理がやや不適切である。	評 点		
「22」の項目に該当 ……………	e 品質管理が不適切である。			
●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。				

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質 電気設備工事 機械設備工事が電気設備工事のどちらかで評価する	1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。		
		2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。		
		3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。		
		4 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。		
		5 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。		
		6 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。		
		7 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、操作性に優れている。		
		8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。		
		9 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。		
		10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。		
		11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。		
		12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。		
		13 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。		
		14 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。		
		15 その他()		
		16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)		
		17 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 ……………		a 品質管理が適切である	項目合計	
評価値が80%以上 90%未満…		b 品質管理がほぼ適切である	評価値	
評価値が80%未満 ……………		c 他の評価に該当しない	評 定	
「16」の項目に該当 ……………		d 品質管理がやや不適切である。	評 点	
「17」の項目に該当 ……………		e 品質管理が不適切である。		
●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。				

	工 種	評 定	評 点
出来形			
品 質			

(監督 職 員 の 評 価 2)

【 5 創 意 工 夫 】

評 価 項 目		技術力キーワード一覧表	評 価 項 目
項 目	細 目		
5 創 意 工 夫	キーワード評価	■準備・後片づけ関係 1 測量・位置出しにおける工夫 2 現地調査方法の工夫 3 その他【理由】	
	理由:	■施工関係 4 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 5 コンクリート二次製品、工場加工製品などの代替材の利用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み 6 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設、地業工事、鉄骨立て方等の施工に関する工夫 7 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 8 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 9 給排水工事や衛生設備工事等における配管、ダクト又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 10 照明などの視界の確保に関する工夫 11 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 12 運搬車両、施工機械等に関する工夫 13 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 14 特殊な工法や材料を用いた工事 15 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 16 施工管理及び品質向上等の工夫 17 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 18 仮設施工等の工夫 19 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 20 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 21 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 22 その他【理由】	
	理由:	■品質関係 23 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 24 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 25 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 26 配筋・溶接作業等に関する工夫 27 集計ソフト等の活用と工夫 28 躯体工事の品質管理の工夫 29 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 30 施工の検査・試験に関する工夫 31 品質記録方法の工夫 32 その他(理由):	
	理由:	■安全衛生関係 33 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 34 安全衛生教育、技術向上講習会、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 35 現場事務所、休憩所、労働者宿舎等の環境向上(空間及び設備等)に関する工夫 36 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 37 一般車両突入時の被害軽減方策又は周辺道路等の事故防止並びに一般交通の安全確保に関する工夫 38 作業時における厳しい作業環境の改善に関する工夫 39 環境保全に関する工夫 40 改修・改良工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 41 ゴミの減量化、アイドルングストップの励行等の地球環境への工夫 42 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする 43 その他(理由):	

評価項目		技術力キーワード一覧表	評価項目
項目	細目		
5 創 意 工 夫	理由:	■施工管理関係	
		44 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫	
		45 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫	
		46 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫	
		47 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫	
		48 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 ※本項目は2点の加点とする	
		49 CAD、施工管理ソフト等の活用	
	50 CALSを活用した施工管理の工夫		
	51 その他(理由:		
	理由:	■働き方改革	
		52 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取り組みが図られている。	
		53 その他(理由:)	
		■その他	
54 その他(理由:)			
55 その他(理由:)			
56 その他(理由:)			
記述評価		・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。	
【○マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。	
		・1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	
		・加点は+7点~0点の範囲とする。	
小計(項目×1点or2点)7点以内			該当項目合計
			評定

設備工事成績採点基準

(担当係長の評価)

凡例		
		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない

【2 施工状況】

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
2 施 工 状 況	Ⅱ 工程管理 理由:	1 現場又は施工条件の変更や、緊急・災害復旧工事など工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。		
		2 隣接又は同一現場の他工事等との工程調整に取り組み、トラブルを回避し遅れを発生させることなく工事を完成させた。		
		3 地元(施設入居者等を含む)及び関係機関との調整に取り組み、トラブルも少なく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。		
		4 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。		
		5 月単位の4週8休が達成された。		
		6 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。		
		7 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。		
		8 その他()		
		9 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。		
		10 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。		
	該当項目が5項目以上 …………… a 工程管理が非常に優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 …… b 工程管理がやや優れている 該当項目の〇が1項目以上2項目以下の場合 … c 他の評価に該当しない場合 「8」の項目に該当する場合 …… d 工程管理がやや劣っている 「9」の項目に該当する場合 …………… e 工程管理が劣っている		項目合計	
			評 定	
			評 点	
	Ⅲ 安全対策 理由:	1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。		
		2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。		
		3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。		
		4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。		
		5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。		
		6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。		
		7 その他()		
8 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 ※労働災害や公衆災害において、負傷者の発生又は建物等の損害に関して、請負者の安全管理の措置に不適切があったもので、口頭注意処分以上を対象とする。⇒d評価(やや不適切である)				
9 安全対策の不備により重大な災害を受けた。 ※労働災害や公衆災害において、死亡事故に関して、請負者の安全管理の措置に不適切があったものを対象とする。⇒e評価(不適切である)				
該当項目が5項目以上 …………… a 安全対策が優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 …… b 安全対策がやや優れている 該当項目の〇が1項目以上2項目以下の場合 … c 他の評価に該当しない場合 「8」の項目に該当する場合 …… d 安全対策がやや劣っている 「9」の項目に該当する場合 …………… e 安全対策が劣っている		項目合計		
		評 定		
		評 点		

【4 工事特性】

評価項目		技術力キーワード一覧表	評価項目
項目	細目		
4 工 事 特 性	キーワード評価 該当項目の概要を下 段理由欄に記載のこ と	■構造物の特殊性への対応 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 理由:	
		2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 理由:	
		3 仮設備等を設け、システムを停止することなく設備を更新等することが必要な工事 理由:	
		4 その他(理由: ※上記項目の一つ以上該当は4点の加点	
		■厳しい自然・地盤条件への対応 5 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 理由:	
		6 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 理由:	
		7 急峻な地形及び土石流危険渓流内・急傾斜地崩壊危険箇所での工事 理由:	
		8 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 理由:	
		9 その他(理由: ※上記項目の一つ以上該当は4点の加点	
		■都市部等の作業環境、社会条件等への対応 10 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 理由:	
		11 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 理由:	
		12 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 理由:	
		13 現道上での交通規制に大きく影響する工事 理由:	
		14 緊急時に対応が特に必要な工事 理由:	
		15 施工箇所が広範囲にわたる工事 理由:	
		16 工事に支障をきたす既設設備、酸欠、有毒・可燃性ガス、臭気等の対策が必要な工事 理由:	
		17 その他(理由: ※上記項目の一つ以上該当は6点の加点	
		■長期工事における安全確保への対応 18 12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く 19 施設を使用しながらの工事、工率的な制約が特に厳しい工事 理由:	
		20 その他(理由: ※上記項目の一つ以上該当は6点の加点	
		記述評価	・工事特性は、最大20点の加点評価とする
【〇マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	・監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない		
		小計20点以内	評 定

【6 社会性等】

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
6 社 会 性 等	I 地域への貢献等 理由:	1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。		
		2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。		
		3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。		
		4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。		
		5 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。		
		6 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。		
		7 その他()		
		該当項目が6項目以上 …………… a 地域への貢献が優れている	項目合計	
		該当項目が5項目に該当の場合 a' 地域への貢献がbより優れている		
		該当項目が3項目以上4項目以下の場合 b 地域への貢献がやや優れている	評 定	
	該当項目が1項目以上2項目以下の場合 b' 地域への貢献がcより優れている			
	該当項目がない …………… c 他の評価に該当しない	評 点		

【9 法令順守等】

考査項目		法令遵守等の該当項目一覧表	点数	評価項目
項目	細目			
9 法 令 順 守 等	①法令順守	措 置 内 容		
		1 本件工事に関して指名停止3ヶ月以上又は指名除外	-10点	
		2 本件工事に関して指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8点	
		3 本件工事に関して指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6点	
		4 本件工事に関して指名停止要綱上の警告	-4点	
		5 本件工事に関して指名停止要綱上の注意喚起	-2点	
		6 文書注意	-4点	
		7 口頭注意	-2点	
	8 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-1点		
		評 点		

考査項目		技術提案の履行	点数	評価項目
項目	細目			
②-1総合評価方式における技術提案の履行	技術提案(技術評価点ベース)	1 達成率90%~100%未満	-3点	
		2 達成率70%~90%未満	-5点	
		3 達成率70%未満	-10点	
②-2総合評価方式	(1)技術提案(提案項目の加算点ベース)	1 達成率75%~100%未満	-3点	
		2 達成率50%~75%未満	-5点	
		3 達成率50%未満	-10点	
	(2)施工計画	4 施工計画の内、主要工種の現場着工日において、準備工及び総合評価の作成要領に定める主要工種の現場着工日が、請負者の責により同要領に定める期間以上に遅延した場合	-3点	
	(3)市内企業への下請	5 市内企業への下請けについて、評価を受けた場合で、完成時に一次下請け契約額の総額に占める市内企業の契約額の合計が、総合評価の作成要領に定める率を下回った場合	-5点	
	(4)地域貢献度	6 機械保有の評価を受けた場合で、請負者が本工事の契約期間中に機械を他の者に売却・譲渡、若しくは処分したことが発覚した場合	-5点	
②-1又は②-2 に該当する総合評価方式により評価すること。			評 点	
工事毎に項目が異なるため別に定める運用基準等で評価すること。			法令順守等評点 合計	

設備工事成績採点基準

(検査員の評価 1)

凡例	監督職員評定とリンク項目
	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない

【 2 施工状況 】

項目選択欄により対象としない項目は * を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
2	I 施工管理	1 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書等を提出していることが確認できる。		
		2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。		
		3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。		
		4 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。		
		5 使用する材料、機材の搬入後の管理(工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管している等)が適切であることが確認できる。		
		6 使用材料、機器の品質証明書等または工事記録写真等が適切に整理されている。		
		7 立会の手続きを事前に行っており、段階確認(一工程の施工確認)の報告が適時、的確に行われていることが確認できる。		
		8 建設廃棄物の処分及び建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。		
		9 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされていることが確認できる。		
		10 社内検査が計画的に行っていることが確認できる。		
		11 社内独自のチェックリストや管理基準に基づき、日常的に管理していることが確認できる。		
		12 緊急時の連絡体制が明確に示されており、関係者に確実に連絡がとれるようになっている。		
		13 施工手順、不可視部分等の写真管理について、ポイントをとらえた写真撮影を行うよう明確に示されている。		
		14 交通規制に対する体制、活動方針が明確に示されている。		
		15 騒音、振動及び塵芥等の対応について明確に示されている。		
		16 主要機器の内、製造外注機器についての以下の事項が明確に示されている。(請負者の設計、検査の実施体制及び方法、機器の品質保証体制、製造外注先の製造能力(実績、製造体制、工場保有工作機械 等)		
		17 機器に係る検査方法・項目、提出データ等が、施工計画書で明確に示されている。		
		18 据付工事の仮設計画が明確に示されている。(重機選定、使用計画、足場、支保工等仮設計画等)		
		19 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。		
		20 工事の関係書類を不足なく適切に作成及び整理されていることが確認できる。		
		21 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査をおこなっていることが確認できる。		
		22 下請けに対する引取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。		
		23 品質証明体制が確立され関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。		
		24 機器の設計、製作、検査、据付に係る社内体制(担当部門、担当者、責任分担等)が、明確に示されている。		
		25 機器製作、据付に係る工程が示されている。		
		26 その他()		
		27 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ⇒d評価(やや不適切である)		
		28 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ⇒e評価(不適切である)		
評価値が90%以上 …………… a 施工管理が優れている		項目合計		
評価値が80%以上90%未満 …… b 施工管理がやや優れている		評価値		
評価値が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない		評 定		
評価値が60%未満または「27」の項目に該当 「28」の項目に該当…………… d 施工管理がやや不備である		評 点		
…………… e 施工管理が不備である				
●評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				

【 3.出来形及び出来栄え】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目	
項目	細目				
3	I 出来形 機械設備工事 機械設備工事が電気設備工事のどちらかで評価する	1 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。			
		2 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。			
		3 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。			
		4 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。			
		5 塗装管理において施工管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。			
		6 溶接管理において施工管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。			
		7 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。			
		8 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。			
		9 据付基礎ボルトの施工が適切である。			
		10 基礎の施工(鉄筋、かぶり、仕上げ)が仕様を満足している。			
		11 その他()			
		12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⇒d評価			
		13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が手直し指示を行った。 ⇒e評価			
	評価値が90%以上 …… a 出来形管理が優れている 評価値が80%以上90%未満 …… a' 出来形管理がbより優れている 評価値が70%以上80%未満 …… b 出来形管理がやや優れている 評価値が60%以上70%未満 …… b' 出来形管理がcより優れている 評価値が60%未満 …… c 他の評価に該当しない 『12』の項目に該当 …… d 出来形管理がやや劣っている 『13』の項目に該当 …… e 出来形管理が劣っている ●評価対象項目数が4項目以下場合90%以上でもb評価とする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合c評価とする。		項目合計		
			評価値		
			評 定		
			評 点		
	出来形及び出来栄え	I 出来形 電気設備工事 機械設備工事が電気設備工事のどちらかで評価する	1 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。		
			2 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。		
			3 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。		
4 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認ができる。					
5 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。					
6 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設していることが確認できる。					
7 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。					
8 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
9 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。					
10 その他()					
11 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⇒d評価					
12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が手直し指示を行った。 ⇒e評価					
評価値が90%以上 …… a 出来形管理が優れている 評価値が80%以上90%未満 …… a' 出来形管理がbより優れている 評価値が70%以上80%未満 …… b 出来形管理がやや優れている 評価値が60%以上70%未満 …… b' 出来形管理がcより優れている 評価値が60%未満 …… c 他の評価に該当しない 『11』の項目に該当 …… d 出来形管理がやや劣っている 『12』の項目に該当 …… e 出来形管理が劣っている ●評価対象項目数が4項目以下場合90%以上でもb評価とする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合c評価とする。		項目合計			
		評価値			
		評 定			
		評 点			

【 3.出来形及び出来栄 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3	II 品質 機械設備工事 機械設備工事が電気設備工事のどちらかで評価する	1 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。		
		2 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。		
		3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。		
		4 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。		
		5 溶接管理において施工管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。		
		6 塗装管理において施工管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。		
		7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。		
		8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。		
		9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。		
		10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。		
		11 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。		
		12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。		
		13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるように工夫していることが確認できる。		
		14 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。		
		15 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。		
		16 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。		
		17 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。		
		18 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。		
		19 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。		
		20 配電盤類の動作試験は正常に動作した。		
		21 電線類の接続部が適切に処理されている。		
		22 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。		
		23 その他()		
		24 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⇒ d評価		
		25 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が手直し指示を行った。 ⇒ e評価		
評価値が90%以上 …… a 品質管理が優れている 評価値が80%以上90%未満 … a' 品質管理がbより優れている 評価値が70%以上80%未満 … b 品質管理がやや優れている 評価値が60%以上70%未満 … b' 品質管理がcより優れている 評価値が60%未満 …… c 他の評価に該当しない 『24』の項目に該当 …… d 品質管理がやや劣っている 『25』の項目に該当 …… e 品質管理が劣っている …………… ●評価対象項目数が4項目以下場合90%以上でもb評価とする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合c評価とする。		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

【 3.出来形及び出来栄 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	対象項目	評価項目
項目	細目			
3 出来形及び出来栄	II 品質 電気設備工事 機械設備工事が電気設備工事のどちらかで評価する	1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。		
		2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
		3 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と整合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。		
		4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。		
		5 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。		
		6 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。		
		7 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
		8 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。		
		9 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
		10 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。		
		11 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。		
		12 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。		
		13 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。		
		14 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。		
		15 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。		
		16 配電盤類の動作試験は正常に動作した。		
		17 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。		
		18 その他()		
		19 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⇒d評価		
		20 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が手直し指示を行った。 ⇒e評価		
評価値が90%以上 …… a 品質管理が優れている 評価値が80%以上90%未満 …… a' 品質管理がbより優れている 評価値が70%以上80%未満 …… b 品質管理がやや優れている 評価値が60%以上70%未満 …… b' 品質管理がcより優れている 評価値が60%未満 …… c 他の評価に該当しない 「19」の項目に該当 …… d 品質管理がやや劣っている 「20」の項目に該当 …… e 品質管理が劣っている ●評価対象項目数が4項目以下場合90%以上でもb評価とする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合c評価とする。		項目合計		
		評価値		
		評 定		
		評 点		

	工 種	評 定	評 点
出来形			
品 質			

【 3.出来形及び出来栄 】

項目選択欄により対象としない項目は*を外す

評価項目		評価対象項目	評価項目	
項目	細目			
3	Ⅲ 出来栄	1 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。		
		2 きめ細かな施工がなされている。		
		3 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。		
		4 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。		
		5 土木構造物、既設備とのすりつけが良い。		
		6 ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。		
		7 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。		
		8 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		
		9 全体的な美観が良い。		
		該当7項目以上…… a 出来ばえが優れている	項目合計	
		該当5項目以上…… b 出来ばえがやや優れている		
該当3項目以上…… c 他の評価に該当しない	評 定			
該当2項目以下…… d 出来ばえが劣っている	評 点			
出来ばえを入力すること				

「施工プロセス」のチェックリスト



受注者名:

評価項目	細別	確認項目	チェック項目	チェックの目安	チェック日						判定	評価リンク	備考 (指示、是正状況等)
					指示								
I 施工体制一般		○契約工程表	契約締結後14日以内、または工事着手前までに提出されている。記載内容に誤りがない。	契約後、変更後									
		○コリンズ	事前に監督職員の確認を受け、契約締結後及び変更契約後、10日以内に登録している。登録内容確認書を受領した。記載内容に誤りがない。(請負金額500万円以上が対象)	契約後、変更後								①	
		○品質証明	工事途中及び材料確認検査時までに品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出している。	施工時適宜									
			品質証明(材料等)の資料が整理され、確認時期・方法が、よく把握されている。	施工時適宜								②	
		○建設業退職金共済制度等	「掛金収納書」の写し、保有証紙の出所を明らかにする資料、または申出書、辞退届等を契約締結後1ヶ月以内に提出している。	契約後								③	
			「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。	施工時適宜									
			共済証紙の購入等が適切に行われ、「共済証紙受払簿」等により適切に管理している。	施工時適宜								③	
		○施工体制台帳 (下請契約を締結したとき) ※ 施工体系図 (公衆等の見やすい場所に掲げること) ※「施工体制台帳等チェックリスト」により確認のこと	「労災保険関係成立票」を現場の見やすい場所に掲示している。	施工時適宜									
			施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出している。	施工時当初、変更時									
			施工体制台帳に下請負契約書等(写)及び再下請負通知書を添付している。	施工時当初、変更時									
			施工体制台帳添付の下請契約書等及び再下請通知書に、請負代金の額が記載されている。	施工時当初、変更時									
			安全工事施工推進体制表兼施工体系図を現場の工事関係者の見やすい場所に掲げている。(顔写真は不要)	施工時適宜									
			作業員名簿を作成・提出している。	施工時適宜									
	安全工事施工推進体制表兼施工体系図に記載のない業者が作業をしていない。		施工時適宜										
	安全工事施工推進体制表兼施工体系図に記載されている監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任のみ)が本人である。	施工時当初、変更時											
	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している	施工時適宜											

評価項目	細別	確認項目	チェック項目	チェックの目安	チェック日・指示						判定	評価とリンク	備考 (指示、是正状況等)
IV 対外 関係		○安全パトロールの指摘事項の処理	各種安全パトロールで指摘や是正事項がない、または指摘事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。	施工時適宜									
		○関係機関等	関係官公庁、施設管理者等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。	施工時適宜									
			地元(施設関係者等を含む)と必要な調整を行い、工事の施工に関しての苦情等に対して適切に対応した記録がある。	施工時適宜							②		
			第三者(施設入居者等を含む)からの苦情に対して適切な対応を行い、記録がある。	施工時適宜								③	
	○関連工事等	関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組み、記録がある。	施工時適宜									④	

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、標準・共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
- ② チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であればリストから○を選択する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。
- ③ 判定欄：指摘事項の改善が速やかに実施された場合は○評価とし、度重なり指摘を受けた場合や改善がなされなかった場合は×評価とする。
- ④ このチェックリストは、検査の際、検査員に提出する。

(監督職員の評価)

評価項目		細目	評価対象項目	設計区分	評価項目
プロセス評価	提案力・改善力	1 業務着手段階における業務特性等の考慮 【加点評価】	1 当該業務の仕様や発注者からの指示等を満たす提案がなされた。		
			2 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に関する提案がなされた。		
			評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 1 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 0 …… c	評 点		
		2 業務遂行段階における提案 【加点評価】	1 業務遂行段階で新たな視点からの提案がなされた。		
			2 関連する多面的な視点から検討された、あるいは高度な技術レベルに基づく提案がなされた。		
			評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 1 …… b	評 定	
		3 業務遂行上必要となる課題の提案 【加点評価】	1 当該業務で不足する課題が抽出された。		
	2 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案された。				
	評価項目チェック数 2 …… a		評価項目数		
	評価項目チェック数 1 …… b		評 定		
	4 業務内容等改善の提案 【加点評価】	1 業務の作業効率を向上させる提案が、自主的になされた。			
		2 業務の内容・精度を向上させる提案が、自主的になされた。			
		評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数		
		評価項目チェック数 1 …… b	評 定		
	業務執行技術力	5 目的と内容の理解	1 業務計画書に必要事項が記載されていた。		
			2 当該業務の目的、内容が理解されていた。		
			3 業務計画書の実施方法等に、業務内容を具体化する記述があった。		
4 特仕仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されていた。					
評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数			
評価項目チェック数 3 …… b		評 定			
評価項目チェック数 2 …… c		評 定			
評価項目チェック数 1 …… d		評 点			
評価項目チェック数 0 …… e	評 点				

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目		
プロセス評価	業務執行技術力 専門技術力	6 必要情報の把握	1 業務着手時点において、適切に資料等が整備された。		
			2 業務実施の各段階で、入手した資料が理解・活用されていた。		
			3 業務遂行段階で、新たに必要とされた情報収集の努力がなされていた。		
			4 業務遂行段階で、当該業務に有意な情報が自主的に提供された。		
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
			評価項目チェック数 2 …… c		
			評価項目チェック数 1 …… d	評 点	
			評価項目チェック数 0 …… e		
		7 検討項目・検討手法	1 検討項目は、特記仕様書等の設計図書の内容を満足していた。		
			2 採用された検討手法の技術的内容は、業務の目的に適合していた。		
			3 業務目的に照らし必要な検討項目が不足無く設定され、検討項目間の整合も図られていた。		
			4 提案された業務手法は、従来技術を応用・統合化あるいは先進技術を活用するなど、難易度の高いものであった。		
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
			評価項目チェック数 2 …… c		
			評価項目チェック数 1 …… d	評 点	
			評価項目チェック数 0 …… e		
		8 打ち合わせ資料の内容	1 打ち合わせ資料に大きなミスがなかった。		
			2 打ち合わせ資料に、業務を進めるにあたっての課題等が適切に盛り込まれていた。		
			3 打ち合わせ資料に、業務を進めるにあたっての課題解決策や提案等が適切に盛り込まれていた。		
			4 適用する諸基準類のない業務、若しくは難易度の高い業務等を進めるにあたり、的確な理論展開による説明が盛り込まれていた。		
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
	評価項目チェック数 2 …… c				
	評価項目チェック数 1 …… d	評 点			
	評価項目チェック数 0 …… e				
9 十分な技術力	1 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。				
	2 特記仕様書等に示された当該業務固有の条件に対応可能な十分な技術力を有していた。				
	3 業務遂行段階において、発生した課題や発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。				
	4 新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に十分対応できる能力を有していた。				
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
	評価項目チェック数 2 …… c				
	評価項目チェック数 1 …… d	評 点			
	評価項目チェック数 0 …… e				

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目		
プロセス評価	概略設計・予備設計 （設計時評価）	10 施工に関する一般的な知識	1 設計、図面作成において留意すべき、施工に関する一般的な知識を有していた。		
			2 施工方法の検討において一般的に留意すべき点を理解していた。		
			3 施工方法の内容及び長所・短所に関する一般的な知識を有していた。		
			4 施工方法が周辺環境におよぼす一般的な影響を理解していた。		
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
		評価項目チェック数 1 …… d			
		評価項目チェック数 0 …… e			
		11 施工条件の把握	1 当該地点における施工上の制約条件や問題点を把握していた。		
			2 当該地域の環境特性を把握していた。		
	3 担当者の施工に係わる要求事項を把握していた。				
	4 契約図書及び発注者に指示された施工に係わる関係機関等の情報を把握した。				
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
	評価項目チェック数 1 …… d				
	評価項目チェック数 0 …… e				
	専門技術力	施工時への配慮 （設計時評価）	10 施工に関する一般的な知識	1 設計、図面作成において留意すべき、施工に関する一般的な知識を有していた。	
				2 施工方法の検討において一般的に留意すべき点を理解していた。	
				3 施工方法の内容及び長所・短所に関する一般的な知識を有していた。	
				4 施工方法が周辺環境におよぼす一般的な影響を理解していた。	
評価項目チェック数 4 …… a			評価項目数		
評価項目チェック数 3 …… b			評 定		
評価項目チェック数 2 …… c			評 点		
評価項目チェック数 1 …… d					
評価項目チェック数 0 …… e					
11 施工条件の把握			1 当該地点における施工上の制約条件や問題点を把握していた。		
			2 当該地域の環境特性を把握していた。		
	3 担当者の施工に係わる要求事項を把握していた。				
	4 契約図書及び発注者に指示された施工に係わる関係機関等の情報を把握した。				
評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
評価項目チェック数 2 …… c	評 点				
評価項目チェック数 1 …… d					
評価項目チェック数 0 …… e					
	11-1 施工計画(施工方法、仮設備計画)	1 必要事項を記載した施工計画が提案された。			
		2 施工条件を的確に踏まえた施工方法、仮設備計画が提案された。			
		3 工事が周辺環境に及ぼす影響を考慮した上で、施工方法、仮設備計画が提案された。			
		4 当該工事箇所における施工上の留意事項が、重要度別かつ施工段階毎に適切に整理する提案がなされた。			
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
	評価項目チェック数 1 …… d				
評価項目チェック数 0 …… e					

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目
プロセス評価	専門技術力	コスト把握能力	1 工事費に関するコスト把握能力を有していた。	
			2 現地条件などの固有条件がコストに及ぼす影響を理解していた。	
			3 コスト縮減に係わる提案があった。	
			4 ライフサイクルコストや新技術・新工法等の総合的なコストを念頭においたコスト縮減に係わる提案があった。	
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c		
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点	
		評価項目チェック数 0 …… e		
	工程管理能力	13 実施手順・工程計画	1 契約書等に記載された期限以内(ex.契約締結後14日以内)に業務工程表が提出され、速やかに業務の着手がなされた。	
			2 業務実施方針及び工程表には、設計図書に示された事項が適切に反映されていた。	
			3 業務実施方針又は詳細な工程表には、業務実施上のポイントとなる工程目標等が具体的に示されていた。	
			4 作業(調査、検討、設計)項目間の実施手順等が適切に計画されていた。	
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定
		評価項目チェック数 2 …… c		
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点	
		評価項目チェック数 0 …… e		
14 実施体制		1 契約図書に基づき、管理技術者届け及び業務計画書が提出された。		
	2 業務計画書に示された業務組織計画に基づく実施体制により、業務が履行された。			
	3 配置された担当技術者若しくは照査技術者は、業務内容に応じた技術者が配置され、適正に履行された。			
	4 業務計画書(業務組織計画)に示された実施体制は、本業務の履行に対して十分な体制であった。			
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
	評価項目チェック数 2 …… c			
	評価項目チェック数 1 …… d	評 点		
	評価項目チェック数 0 …… e			
15 打合せ内容の理解、記録	1 打合せ記録簿が、打合せ後速やかに提出された。			
	2 打合せ記録簿の記載内容が打合せ結果を適切に反映し、打合せ後の進め方や懸案事項等が的確に整理されていた。			
	3 受注者内(再委託先等を含む)で意思疎通がなされ、指示や打合せ事項が、その後の資料等に適切に反映されていた。			
	4 打合せ時に生じた不明点等の協議・確認が適切になされ、打合せ内容が理解された(打合せ後に不明点等に対する問い合わせ等を発注者に行うことはなかった)。			
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
	評価項目チェック数 2 …… c			
	評価項目チェック数 1 …… d	評 点		
	評価項目チェック数 0 …… e			

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目		
プロセス評価	工程管理能力	16 工程管理	1 指示や注意を行う必要のあるような工程の遅れや、履行期限内に納品されない等はなかった。		
			2 設計図書に基づく作業状況の報告、履行報告等を適切な時期に提出していた。		
			3 関連する他の業務や工事等に影響を及ぼすことなく完了できた。		
			4 履行中のポイントとなる工程目標等も含め、全体を通して工程計画どおり完了できた。		
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
		評価項目チェック数 1 …… d			
		評価項目チェック数 0 …… e			
		品質管理能力	17 ミス防止の実施 概略設計・予備設計	1 「業務計画書」における「成果品の品質を確保するための計画」に記述された内容とその活動を適切に実施した等、品質の管理がされたことを確認できた。	
			2 品質管理のためのシステムが構築されている部署で業務が行われ、かつ、それらの成果への反映について確認できた。(ex.ISO9001等の認証取得状況と成果への反映の確認)		
			評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数	
	評価項目チェック数 1 …… b		評 定		
		評価項目チェック数 0 …… c	評 点		
	品質管理能力	17 ミス防止の実施 詳細設計	1 業務計画書等に、照査体制、照査計画等が記載されていた。		
		2 業務計画書等に照査担当者が配置されていた。			
		3 照査報告書等の品質管理の記録により、照査が実施されたことを確認できた。			
		4 品質管理のためのシステムが構築されている部署で業務が行われ、かつ、それらの成果への反映について確認できた。(ex.ISO9001等の認証取得状況と成果への反映の確認)			
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
		評価項目チェック数 1 …… d			
		評価項目チェック数 0 …… e			
	迅速性・弾力性・調整能力	18 当初計画の変更	1 業務遂行中に生じた、当初工程計画や業務内容の変更要請、あるいは調査職員の指示等に迅速に対応した。		
		2 その結果生じた検討(作業)内容が特に優れていた。			
		【加点评価】	評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 1 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 0 …… c	評 点		
	調整能力	19 関連事業者間の調整	1 発注者からの指示、あるいは発注者との協議結果に基づき、関連事業者間の調整に係わる提案資料が作成された。		
		2 作成された資料の内容が特に良くとりまとめられていた。			
		【加点评価】	評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 1 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 0 …… c	評 点		

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目	
プロセス評価	管理技術力	20 地元住民との合意形成 【加点評価】	1 発注者からの指示、あるいは発注者との協議結果に基づき、地元住民等との合意形成(円滑な業務履行の確保に資する地元等への配慮等を含む)に係わる提案資料が作成された。		
			2 作成された資料の内容が特に良くとりまとめられていた。		
			評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 1 …… b	評 定	
			評価項目チェック数 0 …… c	評 点	
	コミュニケーション力	説明力・協調性・プレゼンテーション力	21 理解しやすい説明プレゼンテーション(資料)	1 日時・場所・参加者・目次・頁等が明記された資料となっていた。	
				2 図表等を用いることにより、理解しやすい資料となっていた。	
				3 資料の内容が簡潔明瞭であり、理解しやすい資料となっていた。	
				4 資料の要約が作成されており、容易に内容を捉えることができた。	
				評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
				評価項目チェック数 3 …… b	評 定
				評価項目チェック数 2 …… c	評 点
			評価項目チェック数 1 …… d		
			評価項目チェック数 0 …… e		
22 理解しやすい説明プレゼンテーション(対応)		1 打合せ開始時に、打合せの趣旨・目的が説明された。			
		2 質問に対した的確な回答がなされた、又は即答できない場合には回答期限が提示された。			
		3 一般論と当該作業(業務)固有の議論が明確に区別されていた。			
	4 曖昧な表現がない、的確かつ理論的な説明により、内容が容易に理解できた。				
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
		評価項目チェック数 1 …… d			
		評価項目チェック数 0 …… e			
23 説明を補う努力	1 説明の際に、相手の理解度を把握するよう努力されていた。				
	2 説明が不十分な場合、他のメンバーにより補足説明がなされた。				
	3 相手の理解度に応じ、説明のポイント・速さ等が工夫されていた。				
	4 説明を補足するための的確な資料が、周到に用意されていた。				
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
		評価項目チェック数 1 …… d			
		評価項目チェック数 0 …… e			
24 円滑な業務遂行への努力 【加点評価】	1 密に作業(業務)の進捗状況等が発注者に報告されていた。				
	2 業務遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告がなされた。				
	評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数			
	評価項目チェック数 1 …… b	評 定			
		評価項目チェック数 0 …… c	評 点		

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目		
プロセス評価	取組姿勢	25 責任感・積極性	1 管理技術者、照査技術者、担当技術者として、責任逃れの言動は無かった。			
			2 打合せにおいて確認・解決すべき事項について見逃しがなかった。			
			3 業務遂行に誤りが無いよう、必要に応じ協議事項・決定事項等が再確認されていた。			
			4 業務遂行段階において不明な点が生じた場合、問い合わせや確認が迅速になされた。			
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
		評価項目チェック数 1 …… d				
		評価項目チェック数 0 …… e				
結果評価	成果品の品質	27 目的の達成度	1 設計図書に提示された項目が、漏れなく実施された。			
			2 業務遂行段階での指示事項が、漏れなく実施された。			
			3 業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容のものであった。			
			4 高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し必要な業務成果が得られた。			
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
				評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
				評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
				評価項目チェック数 1 …… d		
				評価項目チェック数 0 …… e		
		28 的確なとりまとめ	1 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項を、漏れなく取りまとめている。			
			2 理解しづらい文章表現等は、ほとんど認められない。			
			3 簡潔で理解しやすい表現になっており、記載方法に創意工夫がみられ読みやすい。			
			4 設計図書にある事項、業務遂行段階での指示事項を関連づけ、重要な点が理解しやすく取りまとめられている。			
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
				評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
		評価項目チェック数 1 …… d				
		評価項目チェック数 0 …… e				
29 ミスの有無	1 チェック方法に努力と工夫が見られた成果品であった。					
	2 成果品の品質に大きく影響しない(簡易に修正できる)表記・計算等のミスも認められなかった。					
	3 誤字・脱字、表記等、軽微なミスも認められなかった。					
	4 必要書類等もすべて整備されており、満足できる成果物であった。					
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
		評価項目チェック数 1 …… d				
		評価項目チェック数 0 …… e				

業務委託(土木(設備)設計委託)成績採点基準

担当係長等

(担当係長等の評価)

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目	
プロセス評価	専門技術力	5 業務執行技術力	1 当該業務の目的、内容が理解されていた。		
			2 当該業務に必要な情報の把握がなされていた。		
			3 当該業務に対する検討項目及び検討手法について、特に評価できるものであった。		
			4 当該業務の打合せ資料の内容について、特に評価できるものであった。		
			5 当該業務に必要とされる技術力を十分に発揮し、特に評価できるものであった。		
			6 その他(理由:)		
			評価項目チェック数 4 以上..... a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 b	評 定	
			評価項目チェック数 2 c	評 点	
			評価項目チェック数 1 d		
			評価項目チェック数 0 e		
	取組姿勢	26 責任感・積極性・倫理観	1 企業及び管理技術者・担当技術者として積極的に技術の研鑽に取り組んでいる。		
2 当該業務遂行にあたって、取り組みへの積極性・責任感に対して評価できるものであった。					
3 地域への貢献等に関して、特に評価できるものであった。					
4 業務遂行中、新たに発生した課題等に対して、社内全体として体制の拡充を図る等により、業務を完成させた。					
5 その他(理由:)					
				評価項目チェック数 4 以上..... a	評価項目数
		評価項目チェック数 3 b	評 定		
		評価項目チェック数 2 c	評 点		
		評価項目チェック数 1 d			
		評価項目チェック数 0 e			
事業執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失	1 業務執行上、指摘又は指導等を行ったが、改善されなかった。			
		2 関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。又は、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。			
		3 業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。			
		4 業務実施体制に問題があった。			
		5 その他(理由:)			
				評価細目チェック数1つ毎に3点減点	評価項目数
			評 定		
事業執行に係る過失に伴う減点	守秘性に伴う過失	1 業務に関する情報漏洩があり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。			
		2 その他(理由:)			
				評価項目数	
				評 定	

評価項目		法令順守等の該当項目一覧表		評価項目
法令順守等	法令順守等	措置内容	点数	
		1 本件業務に関して指名停止3ヶ月以上又は指名除外	-10 点	
		2 本件業務に関して指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8 点	
		3 本件業務に関して指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6 点	
		4 本件業務に関して指名停止要網上の警告	-4 点	
		5 本件業務に関して指名停止要網上の注意喚起	-2 点	
		6 文書注意	-4 点	
		7 口頭注意	-2 点	
		8 業務関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-1 点	
	評 定			

業務委託(土木(設備)設計委託)成績採点基準

(検査員の評価)

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目	
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	7 検討項目・検討手法	1 検討項目は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足していた。	
				2 採用された検討手法の技術的内容は、業務の目的に適合していた。	
				3 業務目的に照らし必要な検討項目が不足無く設定され、検討項目間の整合も図られていた。	
				4 提案された業務手法は、従来技術を応用・統合化あるいは先進技術を活用するなど、難易度の高いものであった。	
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
	評価項目チェック数 2 …… c				
	評価項目チェック数 1 …… d	評 点			
	評価項目チェック数 0 …… e				
	専門技術力	業務執行技術力	9 十分な技術力	1 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。	
				2 特記仕様書等に示された当該業務固有の条件に対応可能な十分な技術力を有していた。	
				3 業務遂行段階において、発生した課題や発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。	
4 新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に十分対応できる能力を有していた。					
評価項目チェック数 4 …… a			評価項目数		
評価項目チェック数 3 …… b			評 定		
評価項目チェック数 2 …… c					
評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
評価項目チェック数 0 …… e					
コミュニケーション力	説明力・協調性・プレゼンテーション力	22 説明力・協調性・プレゼンテーション力	1 質問に対する確かな回答がなされ、一般論と当該業務固有の議論が明確に区別されていた。		
			2 曖昧な表現がない、的確かつ論理的な説明により、内容が容易に理解できた。		
			3 説明の際に、相手の理解度を把握するよう努力され、相手の理解度に応じ、説明のポイント・速さ等が工夫されていた。		
			4 説明当事者の説明が十分なされた。説明が不十分な場合、他のメンバーにより補足説明がなされた。		
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
評価項目チェック数 2 …… c					
評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
評価項目チェック数 0 …… e					

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目	
結果評価	成果品の品質	27 目的の達成度	1 設計図書に提示された項目が、漏れなく実施された。	
			2 業務遂行段階での指示事項が、漏れなく実施された。	
			3 業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容のものであった。	
			4 高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し必要な業務成果が得られた。	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
		評価項目チェック数 1 …… d		
		評価項目チェック数 0 …… e		
		28 的確なとりまとめ	1 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項を、漏れなく取りまとめている。	
			2 理解しづらい文章表現等は、ほとんど認められない。	
	3 簡潔で理解しやすい表現になっており、記載方法に創意工夫がみられ読みやすい。			
	4 設計図書にある事項、業務遂行段階での指示事項を関連づけ、重要な点が理解しやすく取りまとめられている。			
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
	評価項目チェック数 1 …… d			
	評価項目チェック数 0 …… e			
	29 ミスの有無	29 ミスの有無	1 チェック方法に努力と工夫が見られた成果品であった。	
			2 成果品の品質に大きく影響しない(簡易に修正できる)表記・計算等のミスも認められなかった。	
			3 誤字・脱字、表記等、軽微なミスも認められなかった。	
			4 必要書類等もすべて整備されており、満足できる成果物であった。	
評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数		
評価項目チェック数 3 …… b		評 定		
評価項目チェック数 2 …… c		評 点		
評価項目チェック数 1 …… d				
評価項目チェック数 0 …… e				

(監督職員の評価)

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目
プロセス評価	提案力・改善力	1 業務着手段階における業務特性等の考慮	1 当該作業(業務)の仕様や発注者からの指示等を満たす提案がなされた。	
			2 当該作業(業務)の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析の手法・技術に関する提案がなされた。	
			評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数
			評価項目チェック数 1 …… b	評 定
		評価項目チェック数 0 …… c	評 点	
		2 業務遂行段階における提案	1 作業(業務)遂行段階で新たな視点からの提案がなされた。	
			2 関連する多面的な視点から検討された、あるいは高度な技術レベルに基づく提案がなされた。	
			評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数
			評価項目チェック数 1 …… b	評 定
		3 業務遂行上必要となる課題の提案	1 当該作業(業務)で不足する課題が抽出された。	
	2 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案された。			
	評価項目チェック数 2 …… a		評価項目数	
	評価項目チェック数 1 …… b		評 定	
	4 業務内容等改善の提案	1 作業(業務)の作業効率を向上させる提案が、自主的になされた。		
		2 作業(業務)の内容・精度を向上させる提案が、自主的になされた。		
		評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 1 …… b	評 定	
	5 目的と内容の理解	1 業務(調査)計画書に必要事項が記載されていた。		
		2 当該作業(業務)の目的、内容が理解されていた。		
		3 業務(調査)計画書の実施方法等に、業務内容を具体化する記述があった。		
4 特記仕様書等に示された当該作業(業務)と関連する他の作業(業務)、事業が理解されていた。				
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
		評価項目チェック数 1 …… d		
		評価項目チェック数 0 …… e		

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目	
プロセス評価	業務執行技術力	6 必要情報の把握	1 作業(業務)着手時点において、適切に資料等が整備された。	
			2 作業(業務)実施の各段階で、入手した資料が理解・活用されていた。	
			3 作業(業務)遂行段階で、新たに必要とされた情報収集の努力がなされていた。	
			4 作業(業務)遂行段階で、当該作業(業務)に有意な情報が自主的に提供された。	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c		
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点	
		評価項目チェック数 0 …… e		
		7 作業(業務)項目・作業(業務)手法	1 作業(業務)項目は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足していた。	
			2 採用された作業(業務)手法の技術的内容は、作業(業務)の目的に適合していた。	
			3 作業(業務)目的に照らし必要な作業(業務)項目が不足無く設定され、作業(業務)項目間の整合も図られていた。	
4 提案された作業(業務)手法は、従来技術を応用・統合化あるいは先進技術を活用するなど、難易度の高いものであった。				
評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
評価項目チェック数 2 …… c				
評価項目チェック数 1 …… d	評 点			
評価項目チェック数 0 …… e				
8 打ち合わせ資料の内容	1 打ち合わせ資料に大きなミスがなかった。			
	2 打ち合わせ資料に、作業(業務)を進めるにあたっての課題等が適切に盛り込まれていた。			
	3 打ち合わせ資料に、作業(業務)を進めるにあたっての課題解決策や提案等が適切に盛り込まれていた。			
	4 適用する諸基準類のない作業(業務)、若しくは難易度の高い作業(業務)等を進めるにあたり、的確な理論展開による説明が盛り込まれていた。			
評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
評価項目チェック数 2 …… c				
評価項目チェック数 1 …… d	評 点			
評価項目チェック数 0 …… e				
9 十分な技術力	1 作業(業務)に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。			
	2 特記仕様書等に示された当該作業(業務)固有の条件に対応可能な十分な技術力を有していた。(測量においては、作業に応じた機器等が配置されていたことも併せて評価する)			
	3 作業(業務)遂行段階において、発生した課題や発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。			
	4 新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法・技術に十分対応できる能力を有していた。			
評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
評価項目チェック数 2 …… c				
評価項目チェック数 1 …… d	評 点			
評価項目チェック数 0 …… e				

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目		
プロセス評価	専門技術力 工程管理能力	10 実施手順・工程計画	1 契約書等に記載された期限以内(ex.契約締結後14日以内)に業務工程表が提出され、速やかに作業(業務)着手がなされた。		
			2 業務実施方針及び工程表には、設計図書に示された事項が適切に反映されていた。		
			3 業務実施方針又は詳細な工程表には、作業(業務)実施上のポイントとなる工程目標等が具体的に示されていた。		
			4 作業(調査)項目間の実施手順等が適切に計画されていた。		
				評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
				評価項目チェック数 3 …… b	評 定
				評価項目チェック数 2 …… c	評 点
				評価項目チェック数 1 …… d	
				評価項目チェック数 0 …… e	
		11 実施体制	1 契約図書に基づき、管理技術者届け及び業務計画書が提出された。		
			2 業務計画書に示された業務組織計画に基づく実施体制により、作業(業務)が履行された。		
			3 配置された担当技術者若しくは照査技術者は、作業(業務)内容に応じた技術者が配置され、適正に履行された。		
			4 業務計画書(業務組織計画)に示された実施体制は、本作業(業務)の履行に対して十分な体制であった。		
				評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
				評価項目チェック数 3 …… b	評 定
				評価項目チェック数 2 …… c	評 点
				評価項目チェック数 1 …… d	
				評価項目チェック数 0 …… e	
		12 打合せ内容の理解、記録	1 打合せ記録簿が、打合せ後速やかに提出された。		
			2 打合せ記録簿の記載内容が打合せ結果を適切に反映し、打合せ後の進め方や懸案事項等が的確に整理されていた。		
			3 受注者内(再委託先等を含む)で意思疎通がなされ、指示や打合せ事項が、その後の資料等に適切に反映されていた。		
			4 打合せ時に生じた不明点等の協議・確認が適切になされ、打合せ内容が理解された(打合せ後に不明点等に対する問い合わせ等を発注者に行うことはなかった)。		
				評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
				評価項目チェック数 3 …… b	評 定
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
		評価項目チェック数 1 …… d			
		評価項目チェック数 0 …… e			
13 工程管理	1 指示や注意を行う必要のあるような工程の遅れや、履行期限内に納品されない等はなかった。				
	2 設計図書に基づく作業状況の報告、履行報告等を適切な時期に提出していた。				
	3 関連する他の業務や工事等に影響を及ぼすことなく完了できた。				
	4 履行中のポイントとなる工程目標等も含め、全体を通して工程計画どおり完了できた。				
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
		評価項目チェック数 1 …… d			
		評価項目チェック数 0 …… e			

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目
プロセス評価	品質管理能力	14 ミス防止の実施	<p>【測量・地質】チェックリスト等の品質管理の記録により、品質の管理がされたことを確認できた。</p> <p>1 【調査・計画】「業務計画書」における「成果品の品質を確保するための計画」に記述された内容とその活動を適切に実施した等、品質の管理がされたことを確認できた。</p>	
			<p>品質管理のためのシステムが構築されている部署で作業(業務)が行われ、かつ、それらの成果への反映について確認できた。(ex.ISO9001等の認証取得状況と成果への反映の確認)</p> <p>2</p>	
		<p>評価項目チェック数 2 …… a</p> <p>評価項目チェック数 1 …… b</p> <p>評価項目チェック数 0 …… c</p>	<p>評価項目数</p> <p>評 定</p> <p>評 点</p>	
	管理技術力	15 当初計画の変更	<p>1 作業(業務)遂行中に生じた、当初工程計画や作業(業務)内容の変更要請、あるいは調査職員の指示等に迅速に対応した。</p>	
			<p>2 その結果生じた検討(作業)内容が特に優れていた。</p>	
		<p>評価項目チェック数 2 …… a</p> <p>評価項目チェック数 1 …… b</p> <p>評価項目チェック数 0 …… c</p>	<p>評価項目数</p> <p>評 定</p> <p>評 点</p>	
	迅速性・弾力性・調整能力	16 関連事業者間の調整	<p>1 発注者からの指示、あるいは発注者との協議結果に基づき、関連事業者間の調整に係わる提案資料が作成された。</p>	
			<p>2 作成された資料の内容が特に良くとりまとめられていた。</p>	
		<p>評価項目チェック数 2 …… a</p> <p>評価項目チェック数 1 …… b</p> <p>評価項目チェック数 0 …… c</p>	<p>評価項目数</p> <p>評 定</p> <p>評 点</p>	
地元住民との合意形成	17 地元住民との合意形成	<p>1 発注者からの指示、あるいは発注者との協議結果に基づき、地元住民等との合意形成(円滑な業務履行の確保に資する地元等への配慮等を含む)に係わる提案資料が作成された。</p>		
		<p>2 作成された資料の内容が特に良くとりまとめられていた。</p>		
	<p>評価項目チェック数 2 …… a</p> <p>評価項目チェック数 1 …… b</p> <p>評価項目チェック数 0 …… c</p>	<p>評価項目数</p> <p>評 定</p> <p>評 点</p>		
コミュニケーション能力	18 理解しやすい説明プレゼンテーション(資料)	<p>1 日時・場所・参加者・目次・頁等が明記された資料となっていた。</p>		
		<p>2 図表等を用いることにより、理解しやすい資料となっていた。</p>		
	<p>3 資料の内容が簡潔明瞭であり、理解しやすい資料となっていた。</p>			
	<p>4 資料の要約が作成されており、容易に内容を捉えることができた。</p>			
<p>評価項目チェック数 4 …… a</p> <p>評価項目チェック数 3 …… b</p> <p>評価項目チェック数 2 …… c</p> <p>評価項目チェック数 1 …… d</p> <p>評価項目チェック数 0 …… e</p>	<p>評価項目数</p> <p>評 定</p> <p>評 点</p>			

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目
プロセス評価	説明力・協調性・プレゼンテーション力	19 理解しやすい説明 プレゼンテーション(対応)	1 打合せ開始時に、打合せの趣旨・目的が説明された。	
			2 質問に対する確かな回答がなされた、又は即答できない場合には回答期限が提示された。	
			3 一般論と当該作業(業務)固有の議論が明確に区別されていた。	
			4 曖昧な表現がない、的確かつ理論的な説明により、内容が容易に理解できた。	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
	評価項目チェック数 2 …… c			
	評価項目チェック数 1 …… d			
	評価項目チェック数 0 …… e	評 点		
	コミュニケーション力	20 説明を補う努力	1 説明の際に、相手の理解度を把握するよう努力されていた。	
			2 説明が不十分の場合、他のメンバーにより補足説明がなされた。	
			3 相手の理解度に応じ、説明のポイント・速さ等が工夫されていた。	
4 説明を補足するための的確な資料が、周到に用意されていた。				
評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数		
評価項目チェック数 3 …… b		評 定		
評価項目チェック数 2 …… c				
評価項目チェック数 1 …… d				
評価項目チェック数 0 …… e	評 点			
取組姿勢	21 円滑な業務遂行 への努力	1 密に作業(業務)の進捗状況等が発注者に報告されていた。		
		2 作業(業務)遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告がなされた。		
		評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 1 …… b	評 定	
	評価項目チェック数 0 …… c			
	評 点			
結果評価	成果品の品質	22 責任感・積極性	1 管理技術者、照査技術者、担当技術者として、責任逃れの言動は無かった。	
			2 打合せにおいて確認・解決すべき事項について見逃しがなかった。	
			3 作業(業務)遂行に誤りが無いよう、必要に応じ協議事項・決定事項等が再確認されていた。	
			4 作業(業務)遂行段階において不明な点が生じた場合、問い合わせや確認が迅速になされた。	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
	評価項目チェック数 2 …… c			
	評価項目チェック数 1 …… d			
	評価項目チェック数 0 …… e	評 点		
	24 目的の達成度	1 設計図書に提示された項目が、漏れなく実施された。		
		2 作業(業務)遂行段階での指示事項が、漏れなく実施された。		
		3 作業(業務)成果は、作業(業務)目的に照らし満足できる内容のものであった。		
4 高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業(業務)に対し必要な作業(業務)成果が得られた。				
評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
評価項目チェック数 2 …… c				
評価項目チェック数 1 …… d				
評価項目チェック数 0 …… e	評 点			

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目	
結果評価	成果品の品質	25 的確なとりまとめ	1 設計図書にある検討項目、作業(業務)遂行段階での指示事項を、漏れなく取りまとめている。	
			2 理解しづらい文章表現等は、ほとんど認められない。	
			3 簡潔で理解しやすい表現になっており、記載方法に創意工夫がみられ読みやすい。	
			4 設計図書にある事項、作業(業務)遂行段階での指示事項を関連づけ、重要な点が理解しやすく取りまとめられている。	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
		評価項目チェック数 1 …… d		
		評価項目チェック数 0 …… e		
		26 ミスの有無	1 チェック方法に努力と工夫が見られた成果品であった。	
	2 成果品の品質に大きく影響しない(簡易に修正できる)表記・計算等のミスも認められなかった。			
	3 誤字・脱字、表記等、軽微なミスも認められなかった。			
	4 必要書類等もすべて整備されており、満足できる成果物であった。			
	評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数	
評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
評価項目チェック数 1 …… d				
評価項目チェック数 0 …… e				

業務委託(測量・地質・調査・計画、その他委託)成績採点基準

(担当係長等の評価)

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目		
プロセス評価	専門技術力	5 業務執行技術力	1 当該作業(業務)の目的、内容が理解されていた。			
			2 当該作業(業務)に必要な情報の把握がなされていた。			
			3 当該作業(業務)に対する検討項目及び検討手法について、特に評価できるものであった。			
			4 当該作業(業務)の打合せ資料の内容について、特に評価できるものであった。			
			5 当該作業(業務)に必要なとされる技術力を十分に発揮し、特に評価できるものであった。			
			6 その他(理由:)			
			評価項目チェック数 4 以上..... a	評価項目数		
			評価項目チェック数 3 b	評 定		
			評価項目チェック数 2 c	評 点		
			評価項目チェック数 1 d			
			評価項目チェック数 0 e			
	取組姿勢	23 責任感・積極性・倫理観	1 企業として積極的に技術の研鑽に取り組んでいる。			
2 当該作業(業務)遂行にあたって、取り組みへの積極性・責任感に対して評価できるものであった。						
3 地域への貢献等に関して、特に評価できるものであった。 (理由:)						
4 作業(業務)遂行中、新たに発生した課題等に対して、社内全体として体制の拡充を図る等により、作業(業務)を完成させた。						
5 その他(理由:)						
				評価項目チェック数 4 以上..... a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 b	評 定			
		評価項目チェック数 2 c	評 点			
		評価項目チェック数 1 d				
		評価項目チェック数 0 e				
事業執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失	1 業務執行上、指摘又は指導等を行ったが、改善されなかった。				
		2 関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。又は、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。				
		3 業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。				
		4 業務実施体制に問題があった。				
		5 その他(理由:)				
				評価細目チェック数1つ毎に3点減点	評価項目数	
			評 定			
事業執行に係る過失に伴う減点	守秘性に伴う過失	1 業務に関する情報漏洩があり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。				
		2 その他(理由:)				
				評価細目チェック数1つ毎に3点減点	評価項目数	
					評 定	

評価項目		法令順守等の該当項目一覧表		評価項目
法令順守等	法令順守等	措置内容	点数	
		1 本件業務に関して指名停止3ヶ月以上又は指名除外	-10 点	
		2 本件業務に関して指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8 点	
		3 本件業務に関して指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6 点	
		4 本件業務に関して指名停止要綱上の警告	-4 点	
		5 本件業務に関して指名停止要綱上の注意喚起	-2 点	
		6 文書注意	-4 点	
		7 口頭注意	-2 点	
		8 業務関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-1 点	
	評 定			

業務委託(測量・地質・調査・計画、その他委託)成績採点基準

(検査員の評価)

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目	
プロセス評価	専門技術力	7 作業(業務)項目・作業(業務)手法	1 作業(業務)項目は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足していた。		
			2 採用された作業(業務)手法の技術的内容は、作業(業務)の目的に適合していた。		
			3 作業(業務)目的に照らし必要な作業(業務)項目が不足無く設定され、作業(業務)項目間の整合も図られていた。		
			4 提案された作業(業務)手法は、従来技術を応用・統合化あるいは先進技術を活用するなど、難易度の高いものであった。		
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
			評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
			評価項目チェック数 1 …… d		
		評価項目チェック数 0 …… e			
	業務執行技術力	9 十分な技術力	1 作業(業務)に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。		
			2 特記仕様書等に示された当該作業(業務)固有の条件に対応可能な十分な技術力を有していた。(測量においては、作業に応じた機器等が配置されていたことも併せて評価する)		
			3 作業(業務)遂行段階において、発生した課題や発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。		
4 新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法・技術に十分対応できる能力を有していた。					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
		評価項目チェック数 1 …… d			
		評価項目チェック数 0 …… e			
コミュニケーション力	19 説明力・協調性・プレゼンテーション力	1 質問に対する確かな回答がなされ、一般論と当該作業(業務)固有の議論が明確に区別されていた。			
		2 曖昧な表現がない、的確かつ論理的な説明により、内容が容易に理解できた。			
		3 説明の際に、相手の理解度を把握するよう努力され、相手の理解度に応じ、説明のポイント・速さ等が工夫されていた。			
		4 説明当事者の説明が十分なされた。説明が不十分な場合、他のメンバーにより補足説明がなされた。			
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
			評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
			評価項目チェック数 1 …… d		
		評価項目チェック数 0 …… e			

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目	
結果評価	成果品の品質	24 目的の達成度	1 設計図書に提示された項目が、漏れなく実施された。	
			2 作業(業務)遂行段階での指示事項が、漏れなく実施された。	
			3 作業(業務)成果は、作業(業務)目的に照らし満足できる内容のものであった。	
			4 高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業(業務)に対し必要な作業(業務)成果が得られた。	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
		評価項目チェック数 1 …… d		
		評価項目チェック数 0 …… e		
		25 的確なとりまとめ	1 設計図書にある検討項目、作業(業務)遂行段階での指示事項を、漏れなく取りまとめている。	
			2 理解しづらい文章表現等は、ほとんど認められない。	
			3 簡潔で理解しやすい表現になっており、記載方法に創意工夫がみられ読みやすい。	
			4 設計図書にある事項、作業(業務)遂行段階での指示事項を関連づけ、重要な点が理解しやすく取りまとめられている。	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
評価項目チェック数 1 …… d				
評価項目チェック数 0 …… e				
26 ミスの有無	1 チェック方法に努力と工夫が見られた成果品であった。			
	2 成果品の品質に大きく影響しない(簡易に修正できる)表記・計算等のミスも認められなかった。			
	3 誤字・脱字、表記等、軽微なミスも認められなかった。			
	4 必要書類等もすべて整備されており、満足できる成果物であった。			
評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
評価項目チェック数 1 …… d				
評価項目チェック数 0 …… e				

採点基準の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては、次表を参考に「知識」の高い業務かつ／又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

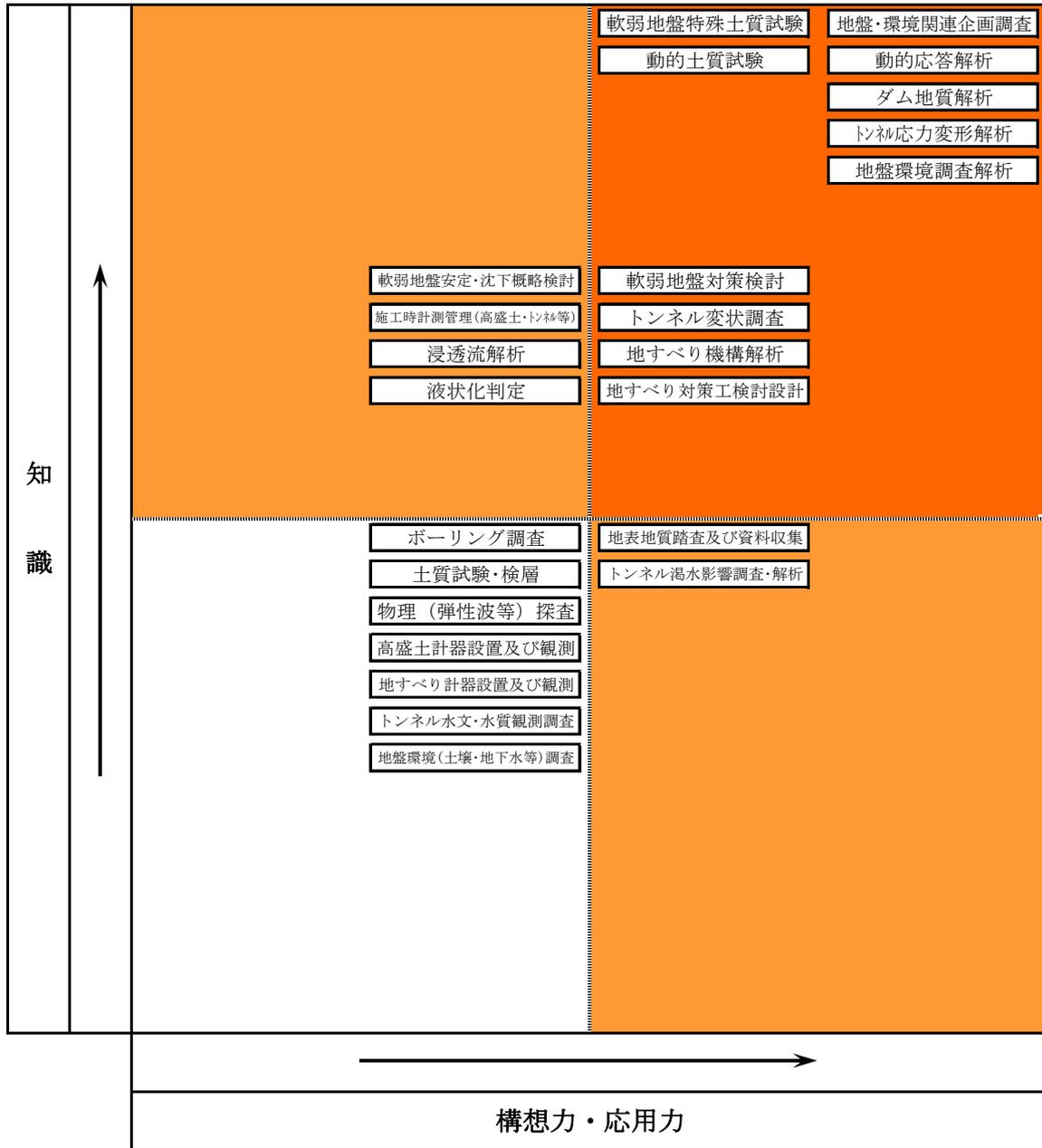


図 地質調査の例

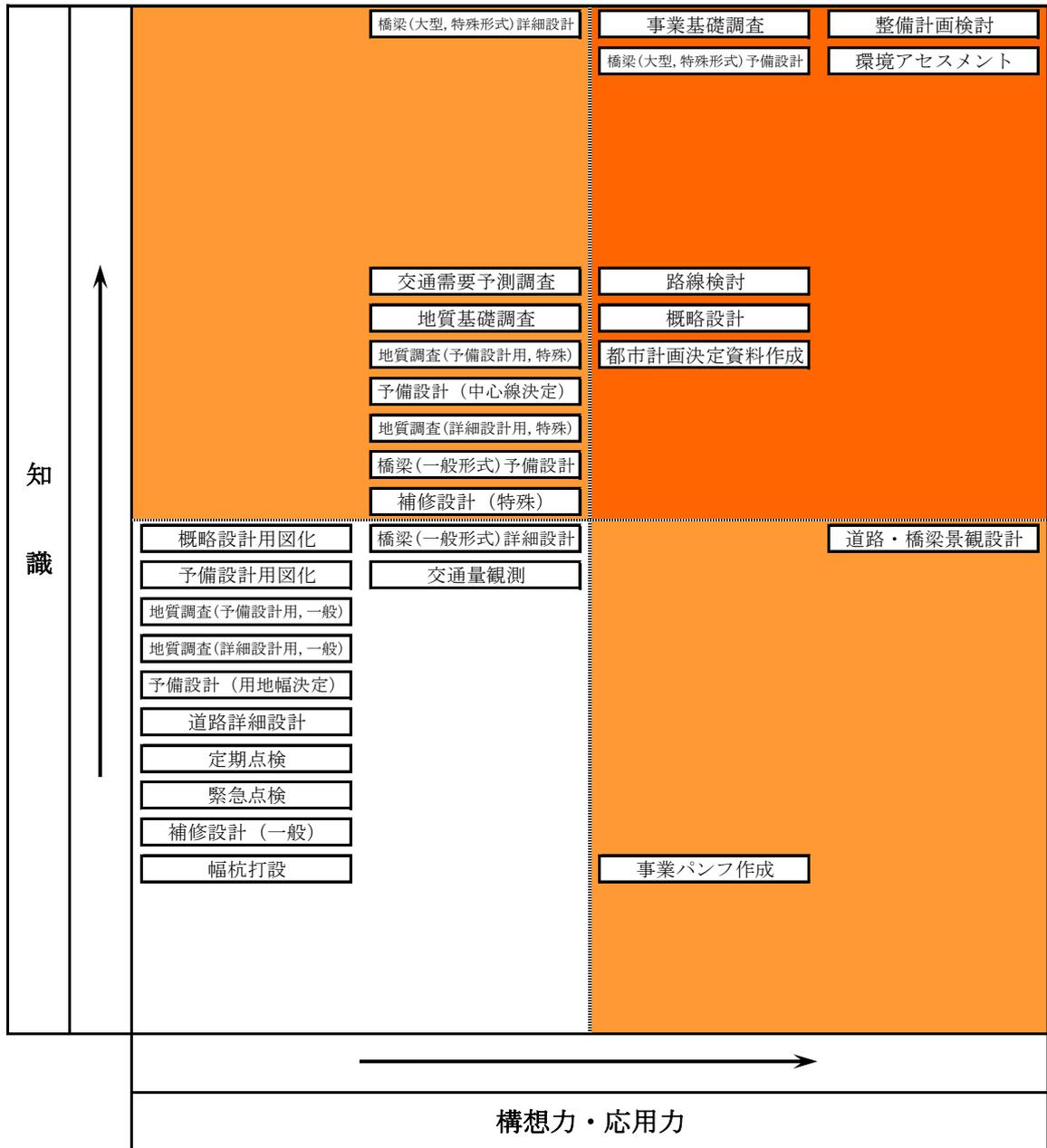


図 道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例

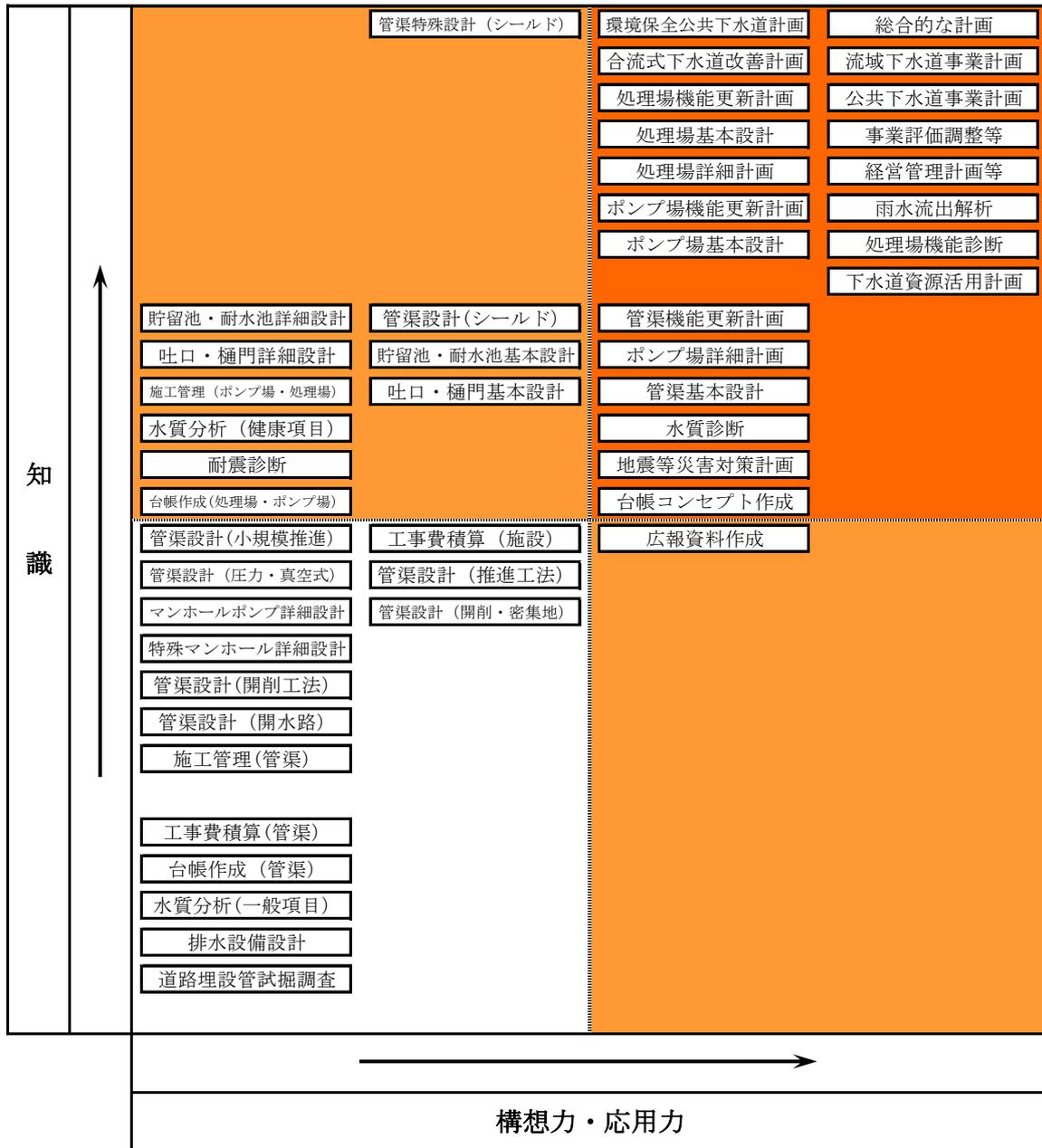


図 下水道事業に係わる調査・計画・設計業務の例

(監督職員の評価)

評価項目	細目	評価対象項目	評定者 A	評定者 B	評定者 C	評定者 C	
業務実施体制	1 実施体制 自主管理	1 業務履行当初において、各業務分担に業務を遂行するうえで必要最低限の人員配置がされていた					
		2 配置された人員は業務を効率的あるいは円滑に遂行出来る能力・人員数が確保されていた					
		3 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた					
		4 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
		評価項目チェック数 0 …… e					
	業務実施能力	2 業務の全体把握	1 業務の目的及び内容を把握していた				
			2 業務の目的及び内容に沿った適切な方針を提示した				
			3 業務の実施状況を把握していた				
			4 業務の実施状況に応じて、適時に適切な方針を提示した				
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
			評価項目チェック数 2 …… c	各評点			
			評価項目チェック数 1 …… d	評 点			
			評価項目チェック数 0 …… e				
		3 工程管理	1 当初提出された業務工程表には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた				
			2 当初提出された業務工程表の計画内容には妥当性があった				
3 必要な工程管理を行った							
4 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った							
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
			評価項目チェック数 2 …… c	各評点			
	評価項目チェック数 1 …… d		評 点				
	評価項目チェック数 0 …… e						
4 取組姿勢 責任感の強さ	1 打合せ等に参加した						
	2 打合せ時の発言や提案が積極的になされた						
	3 業務を統轄した						
	4 強い責任感を持って、主体的に業務を統轄した						
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
	評価項目チェック数 0 …… e						

評価項目	細目	評価対象項目	評定者 A	評定者 B	評定者 C	評定者 C	
主任担当技術者の能力（担当分野に関する評価） 業務実施能力	5 説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	1 業務の実施方針等に対する説明がなされた					
		2 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった					
		3 発注者の意図を理解する姿勢が見られた					
		4 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
		評価項目チェック数 0 …… e					
		6 他分野との調整	1 担当分野に関して、他の分野との調整を図った				
			2 他の分野との調整はすみやかに行われた				
			3 他の分野との調整の結果、業務上の対応が図られた				
			4 他の分野との調整の結果、的確で十分な対応が図られた				
	評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数				
	評価項目チェック数 3 …… b		評 定				
	評価項目チェック数 2 …… c		各評点				
	評価項目チェック数 1 …… d		評 点				
	評価項目チェック数 0 …… e						
	7 工程管理		1 当初提出された業務工程表(分野別)には、契約図書に示された業務内容が漏れなく記載されていた				
			2 当初提出された業務工程表(分野別)の計画内容には妥当性があった				
			3 担当分野について必要な工程管理を行った				
			4 発注者が十分な時間的余裕をもって実施状況の確認を行える工程管理を行った				
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
		評価項目チェック数 0 …… e					
		8 取組姿勢 責任感の強さ	1 打合せ等に参加した				
			2 打合せ等において、発言や提案が積極的になされた				
			3 担当分野の成果物の取りまとめを行った				
			4 成果物の取りまとめについて、業務期間を通して、責任を持った一貫した対応がなされていた				
	評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数				
	評価項目チェック数 3 …… b		評 定				
	評価項目チェック数 2 …… c		各評点				
	評価項目チェック数 1 …… d		評 点				
	評価項目チェック数 0 …… e						
9 説明力 (プレゼンテーション力) 協調性	1 分野別の業務の実施方針等に対する説明がされた						
	2 説明された実施方針等は、わかりやすく、適切な内容であった						
	3 発注者の意図を理解する姿勢が見られた						
	4 発注者の意図を理解し、関係者と協調して業務を履行した						
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数					
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定					
	評価項目チェック数 2 …… c	各評点					
	評価項目チェック数 1 …… d	評 点					
	評価項目チェック数 0 …… e						

評価項目	細目	評価対象項目	評定者 A	評定者 B	評定者 C	評定者 C	
業務実施能力	10 記載の程度	1 途中成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった					
		2 途中成果物には十分な記載(書き込み)があった					
		3 途中成果物の内容が理解しうる表現であった					
		4 途中成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
		評価項目チェック数 0 …… e					
		11 途中成果物の内容	1 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)は無かった				
	2 ミスは簡易に修正出来る軽微なもののみであった、又はほとんど無かった						
	3 途中成果物は概ね業務の目的、内容に沿ったものであった						
	4 途中成果物は発注者の意図が十分反映されていた						
	評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数				
評価項目チェック数 3 …… b	評 定						
評価項目チェック数 2 …… c	各評点						
評価項目チェック数 1 …… d	評 点						
評価項目チェック数 0 …… e							
業務実施能力	12 打合せ内容の理解、記録	1 打合せごとに打合せ記録簿が作成された					
		2 打合せ記録簿は、迅速かつ的確に作成された					
		3 打合せ後に対応(追加資料送付、進行状況連絡等)が図られた					
		4 打合せ後の対応は、的確かつ十分に行われた					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
		評価項目チェック数 0 …… e					
		13 指示、協議事項への対応	1 発注者からの指示・協議事項に対して、対応がなされた				
	2 発注者からの指示・協議事項に対して、対応は迅速に行われた						
	3 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に沿ったものであった						
	4 発注者からの指示・協議事項に関する対応の内容は、その意図に十分応えるものであった						
	評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数				
	評価項目チェック数 3 …… b		評 定				
	評価項目チェック数 2 …… c		各評点				
	評価項目チェック数 1 …… d		評 点				
	評価項目チェック数 0 …… e						
	14 設計提案等の説明(プレゼンテーション)		1 説明資料は準備されていた				
		2 説明資料は、代替案と比較した結果を示すなど、分かり易く適切な内容であった					
		3 提案の趣旨や内容が理解しうる説明であった					
		4 提案の趣旨や内容が、その妥当性を含めて容易に理解できる説明であった					
評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数					
評価項目チェック数 3 …… b		評 定					
評価項目チェック数 2 …… c		各評点					
評価項目チェック数 1 …… d		評 点					
評価項目チェック数 0 …… e							

評価項目	細目	評価対象項目	評定者 A	評定者 B	評定者 C	評定者 C	
業務実施能力 与条件の理解、業務への反映（設計提案）	15 設計と条件の理解 円滑な業務執行 技術的検討	1 当初の与条件を含め、業務の各段階で必要な情報の収集が図られていた					
		2 与条件等の情報が理解・分析され、業務の履行に活かされていた					
		3 業務の各段階で必要な検討がなされていた					
		4 検討内容は、業務の目的、内容に沿った、発注者の意図に応えるものとなっていた					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
		評価項目チェック数 0 …… e					
		16 仕様書 基準類の理解	1 工事標準仕様書や各種基準、基本法令等(以下、「標準仕様書等」という。)を概ね理解していた				
	2 発注者側の指導が必要ないほど、標準仕様書等を十分に理解していた						
	3 実施方針や検討成果は、標準仕様書等に概ね沿った内容となっていた						
	4 実施方針や検討成果は、発注者の指導が必要ないほど標準仕様書等を踏まえた内容となっていた						
	評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数				
	評価項目チェック数 3 …… b		評 定				
	評価項目チェック数 2 …… c		各評点				
	評価項目チェック数 1 …… d		評 点				
	評価項目チェック数 0 …… e						
	17 施工に関する 一般的な知識		1 施工方法、仮設計画等に関する一般的な知識を有していた				
		2 施工方法、仮設計画等の選択に、上記の知識が活かされていた					
		3 材料、機器等に関する一般的な知識を有していた					
		4 材料、機器等の選択に、上記の知識が活かされていた					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
評価項目チェック数 2 …… c		各評点					
評価項目チェック数 1 …… d		評 点					
評価項目チェック数 0 …… e							
18 創意工夫 積極的な提案		1 発注者の求めに応じて、成果品のレベルを向上させるための提案を行った					
	2 成果品のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた						
	3 業務の目的、内容に沿った提案がなされた						
	4 提案内容を採用させることによって、成果品のレベルが著しく向上した						
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数					
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定					
	評価項目チェック数 2 …… c	各評点					
	評価項目チェック数 1 …… d	評 点					
	評価項目チェック数 0 …… e						

評価項目	細目	評価対象項目	評定者 A	評定者 B	評定者 C	評定者 C	
業務実施能力	19 専門的な知識、法令等の理解 特定行政庁等との調整 (設計提案) 与条件の理解、業務への反映	1 設計提案等に必要となる専門的な知識や法令等を十分に理解していた					
		2 設計提案等に必要となる専門的な知識や法令等が、提案内容に十分活かされていた					
		3 特定行政庁等の関係者との調整を行った					
		4 特定行政庁等の関係者との調整を円滑かつ適切に行った					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
		評価項目チェック数 0 …… e					
		業務目的の達成度	20 記載の程度	1 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった			
2 成果物には十分な記載(書き込み)があった							
3 成果物の内容が理解しうる表現であった							
4 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた							
評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数						
評価項目チェック数 3 …… b	評 定						
評価項目チェック数 2 …… c	各評点						
評価項目チェック数 1 …… d	評 点						
評価項目チェック数 0 …… e							
業務目的の達成度	21 成果物の内容			1 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた			
		2 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった					
		3 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた					
		4 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
		評価項目チェック数 0 …… e					
		課題への対応	23 物理的条件 社会的条件	1 敷地条件等の物理的な与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた			
2 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった							
3 敷地周辺への配慮、ユニバーサルデザインへの対応等の社会的与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた							
4 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった							
評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数						
評価項目チェック数 3 …… b	評 定						
評価項目チェック数 2 …… c	各評点						
評価項目チェック数 1 …… d	評 点						
評価項目チェック数 0 …… e							

評価項目		細目	評価対象項目	評定者 A	評定者 B	評定者 C	評定者 C	
業務目的の達成度	課題への対応	24 要望、コスト	1 利用者の要望に対する解決方策に創意工夫が見られた					
			2 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった					
			3 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた					
			4 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた					
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
			評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
			評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
	評価項目チェック数 0 …… e							

業務委託(建築・建築設備設計委託)成績採点基準

(担当係長等の評価)

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目	
業務の実施能力	1 実施体制 自主管理	1 契約図書に基づき、実施体制を含む業務計画書等が期限までに提出された		
		2 提出された実施体制は、業務を適切に遂行できるような構成及び人員配置となっていた		
		3 業務計画書等に示された実施体制により、業務が履行されていた		
		4 第三者(管理技術者、担当者以外)によるチェックを行うなど自主的な品質管理の努力がされていた		
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c		
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点	
	評価項目チェック数 0 …… e			
	2~5 管理技術者としての責務	1 業務の目的、内容及び業務の実施状況を把握していた		
		2 業務の目的、内容及び業務の実施状況を踏まえ、適時に適切な業務実施の方針を提示した		
		3 業務全体について、必要な工程管理を行った		
		4 発注者が十分な時間的余裕を持って実施状況の確認を行えるような工程管理を行った		
		5 打合せ等に参加し、状況を把握しつつ業務を統轄した		
		6 打合せ時などで自ら発言・提案を行うなどして、積極的に配下の担当者を統率した		
		7 発注者に業務上必要な説明を行った		
		8 発注者が理解しやすいよう工夫して説明を行い、関係者と協調して成果をとりまとめた		
		評価項目チェック数 8 …… a	評価項目チェック数 7 …… a'	評価項目数
		評価項目チェック数 6 …… b	評価項目チェック数 5 …… b'	評 定
		評価項目チェック数 4 …… c		
		評価項目チェック数 3 …… d	評価項目チェック数 2 …… d'	評 点
	評価項目チェック数 1 …… e	評価項目チェック数 0 …… e'		
	6~9 主任技術者の役割	1 担当分野に関して、他の分野との調整を図った		
		2 担当分野に関して、他の分野との調整が適切に行われ、十分な成果が得られた		
3 担当分野について、必要な工程管理を行った				
4 発注者が十分な時間的余裕を持って実施状況の確認を行えるような工程管理を行った				
5 打合せ等に参加し、状況を把握しつつ担当業務を行った				
6 打合せ等で自ら発言・提案を行うなどして、積極的に業務を行った				
7 発注者に業務上必要な説明を行った				
8 発注者が理解しやすいよう工夫して説明を行い、関係者と協調して成果をとりまとめた				
評価項目チェック数 8 …… a		評価項目チェック数 7 …… a'	評価項目数	
評価項目チェック数 6 …… b		評価項目チェック数 5 …… b'	評 定	
評価項目チェック数 4 …… c				
評価項目チェック数 3 …… d		評価項目チェック数 2 …… d'	評 点	
評価項目チェック数 1 …… e		評価項目チェック数 0 …… e'		

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目
業務の実施状況	業務履行中の説明資料(途中成果物)に関する評価	1 途中成果物は、理解しうる表現で最低限の記載(書き込み)があった	
		2 途中成果物には十分な記載(書き込み)があり、理解しやすいように表現されていた	
		3 工程に影響を及ぼすような重大なミス(手戻り、差替え)は無く、業務目的に沿った内容であった	
		4 ミスはほとんど無く、発注者の意図が十分反映された内容となっていた	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
	評価項目チェック数 2 …… c		
	評価項目チェック数 1 …… d	評 点	
	評価項目チェック数 0 …… e		
	調整及び説明対応の迅速性	1 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項に関する対応がなされた	
		2 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項に関する対応が迅速に行われた	
		3 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項への対応は、発注者の意図に沿ったものであった	
		4 打合せの結果や、発注者からの指示・協議事項への対応は、発注者の意図に十分応えるものであった	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
評価項目チェック数 2 …… c			
評価項目チェック数 1 …… d	評 点		
評価項目チェック数 0 …… e			
与条件の理解、業務への反映(設計提案)	1 与条件や必要な項目についての検討がなされた		
	2 検討の内容は、業務の目的や内容に沿ったもので、発注者の意図に応えるものであった		
	3 業務を行う上で必要となる基準や法令類や施工方法等に関する知識を有していた		
	4 上記の知識が、設計内容に十分反映されていた		
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
評価項目チェック数 2 …… c			
評価項目チェック数 1 …… d	評 点		
評価項目チェック数 0 …… e			
業務目的の達成度	20 記載の程度	1 成果物には最低限の記載(書き込み)があった	
		2 成果物には十分な記載(書き込み)があった	
		3 成果物の内容が理解しうる表現であった	
		4 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
	評価項目チェック数 2 …… c		
	評価項目チェック数 1 …… d	評 点	
	評価項目チェック数 0 …… e		
	21 成果物の内容	1 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた	
		2 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった	
		3 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた	
		4 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
評価項目チェック数 2 …… c			
評価項目チェック数 1 …… d	評 点		
評価項目チェック数 0 …… e			

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目	
業務目的の達成度	課題への対応	22,23 物理的条件 社会的条件 要望 コスト	1 設計と条件、要望等に対する解決方策に創意工夫が見られた		
			2 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった		
			3 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた		
			4 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた		
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c			
		評価項目チェック数 1 …… d			
		評価項目チェック数 0 …… e		評 点	
評価項目		法令順守等の該当項目一覧			評価項目
法令遵守等	法令順守等	措置内容		点数	
		1 本件業務に関して指名停止3ヶ月以上又は指名除外		-10 点	
		2 本件業務に関して指名加停止2ヶ月以上3ヶ月未満		-8 点	
		3 本件業務に関して指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		-6 点	
		4 本件業務に関して指名停止要綱上の警告		-4 点	
		5 本件業務に関して指名停止要綱上の注意喚起		-2 点	
		6 文書注意		-4 点	
		7 口頭注意		-2 点	
		8 業務関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)		-1 点	
【詳細内容】			評 定		

業務委託(建築・建築設備設計委託)成績採点基準

(検査員の評価)

評価項目	細目	評価対象項目	評定者 A	評定者 B	評定者 C	評定者 C	
業務目的の達成度	20 記載の程度	1 成果物には審査できる最低限の記載(書き込み)があった					
		2 成果物には十分な記載(書き込み)があった					
		3 成果物の内容が理解しうる表現であった					
		4 成果物は内容が理解しやすいよう表現が工夫されていた					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
		評価項目チェック数 0 …… e					
		21 成果物の内容	1 成果物の内容は、妥当なコストで、契約図書に示された所要性能を満たしていた				
			2 成果物の内容は、発注意図に照らして、運用コストを含めたコストの最適化や利用上の使い勝手に配慮されたものであった				
			3 成果物の内容は、安全対策、環境施策への対応に配慮されていた				
	4 成果物の内容に、安全対策、環境施策への対応が十分反映されていた						
	評価項目チェック数 4 …… a		評価項目数				
	評価項目チェック数 3 …… b		評 定				
	評価項目チェック数 2 …… c		各評点				
	評価項目チェック数 1 …… d		評 点				
	評価項目チェック数 0 …… e						
	22 資料等の整理 指示、協議事項への対応		1 打合せ記録簿等の必要な書類が揃っていた				
			2 打合せ記録簿等の内容は理解しやすいよう表現が工夫されていた				
			3 発注者からの指示・協議事項に対する対応が図られていた				
		4 発注者からの指示・協議事項に対する対応は迅速で、内容は的確なものであった					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
評価項目チェック数 2 …… c		各評点					
評価項目チェック数 1 …… d		評 点					
評価項目チェック数 0 …… e							

評価項目	細目	評価対象項目	評定者 A	評定者 B	評定者 C	評定者 C	
業務目的の達成度	課題への対応 23 物理的条件 社会的条件	1 敷地条件等の物理的な与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた					
		2 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった					
		3 敷地周辺への配慮、ユニバーサルデザインへの対応等の社会的与条件・制約条件に対する解決策に創意工夫が見られた					
		4 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
		評価項目チェック数 2 …… c	各評点				
		評価項目チェック数 1 …… d	評 点				
	評価項目チェック数 0 …… e						
	課題への対応 24 要望 コスト	1 利用者の要望に対する解決策に創意工夫が見られた					
		2 採用された創意工夫は、発注意図に照らして、合理的でレベルの高いものであった					
		3 工事費について、バランスのとれたコスト配分がなされていた					
		4 事業予算に対して、費用対効果の増大が図られた					
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
評価項目チェック数 3 …… b		評 定					
評価項目チェック数 2 …… c		各評点					
評価項目チェック数 1 …… d		評 点					
評価項目チェック数 0 …… e							

建築・建築設備設計業務情報

委託主管課名	部		課								
工事番号				委託種別	建築設計・監理						
委託等件名											
委託場所											
受注者名											
主担監督員				契約年月日							
契約工期				～							
完了認定日				完了検査日							
契約金額	円		変更金額	円							
業務に含まれる分野	分野		有無	分野比率	分野		有無	分野比率			
	1	建築設計(意匠)			5	電気積算					
	2	建築設計(構造)			6	機械設計					
	3	建築積算			7	機械積算					
	4	電気設計			創意工夫						
建築・設備比率	建築	1	設備	0	設備分野比率	電気		機械			
委託概要											
評 定 者	担当係長等氏名			検査員氏名							
	監督員		氏名	評定分野							評定比率
				1	2	3	4	5	6	7	
	評定者A										
	評定者B										
評定者C											
評定者D											
*監督員比率	担当係長等					監督員					

(監督職員の評価)

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目				
プロセス評価	業務執行技術力	専門技術力	業務執行技術力				
				業務執行技術力			
					1 目的と内容の理解	1 当該業務の目的、内容が理解されていた。	
						2 当該業務と他の業務、事業の関連が理解されていた。	
						3 業務計画書に、必要な事項が記載されていた。	
						4 業務計画書の実施方法に、業務内容を具体化する記述がされていた。	
						評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
					評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
					評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
					評価項目チェック数 1 …… d		
					評価項目チェック数 0 …… e		
					2 必要情報の把握	1 業務着手時点において、必要な技術基準等が準備されていた。	
						2 業務実施の各段階で、必要な技術基準等の内容が理解されていた。	
						3 業務実施の各段階で、新たに必要とされた情報収集の努力がなされた。	
						4 業務実施の各段階で、新たに入手した資料が理解・活用されていた。	
						評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数
					評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
					評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
					評価項目チェック数 1 …… d		
					評価項目チェック数 0 …… e		
3 検討・確認項目、検討・確認内容	1 検討・確認項目は、契約図書の内容を満足していた。						
	2 実施された検討・確認項目の技術的内容は、業務の目的に適合していた。						
	3 業務目的に照らし必要な検討・確認項目が不足無く実施され、関連する業務・事業間の整合も図られていた。						
	4 実施された検討・確認項目の技術的内容は、新たな、あるいは高度な設計等の技術に対応した難易度の高いものであった。						
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数					
評価項目チェック数 3 …… b	評 定						
評価項目チェック数 2 …… c	評 点						
評価項目チェック数 1 …… d							
評価項目チェック数 0 …… e							
4 打合せ資料の内容	1 打合せ資料は、業務の各段階で必要な内容が盛り込まれたものであった。						
	2 打合せ資料の内容は、必要な技術レベルを満足するものであった。						
	3 打合せ資料は、前提条件、検討結果等の要点が明記された理解しやすいものであった。						
	4 打合せ資料は、作図や文章表現にミスがほとんど無かった。						
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数					
評価項目チェック数 3 …… b	評 定						
評価項目チェック数 2 …… c	評 点						
評価項目チェック数 1 …… d							
評価項目チェック数 0 …… e							
5 十分な技術力	1 設計内容(当該工事の仕様書や図面等の内容)や関係法令の内容が把握されていた。						
	2 当初の検討項目の遂行や指示事項等への対応に必要な技術力を有していた。						
	3 業務特性、現地条件、地域特性等の諸条件を考慮した上で、課題の解決が図られていた。						
	4 新たな、あるいは高度な設計等の技術に十分対応できる能力を有していた。						
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数					
評価項目チェック数 3 …… b	評 定						
評価項目チェック数 2 …… c	評 点						
評価項目チェック数 1 …… d							
評価項目チェック数 0 …… e							

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目		
プロセス評価	迅速性、 工程管理 能力、 調整能力	6 実施手順、工程計画	1 契約締結後速やかに業務計画書が提出されるなど、速やかに業務着手がなされた。		
			2 請負業者が作成する工程表に対し、適切な助言を行っていた。		
			3 工程管理に際して、適切な助言を行っていた。		
			4 関連工事との工程調整を行うなど、適切な助言を行っていた。		
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
			評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
			評価項目チェック数 1 …… d		
			評価項目チェック数 0 …… e		
		7 実施体制	1 契約図書に基づき、主任監督員等届が提出された。		
			2 監理体制表などの提示があり、体制表に基づき業務が履行されていた。		
			3 業務を効率的あるいは円滑に遂行できる、適切な構成となっていた。		
			4 業務を円滑に遂行するために、社内からのバックアップ体制が取られていた。		
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
			評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
			評価項目チェック数 1 …… d		
			評価項目チェック数 0 …… e		
		8 打合せ内容の理解、記録	1 打合せごとに、打合せ記録簿が作成された。		
			2 打合せ後、遅延無く打合せ記録簿が提出された。		
3 打合せ記録簿は、打合せ結果を的確に反映していた。					
4 打合せ後の対応(追加資料送付、進行状況連絡等)は、打合せ結果の内容に沿ったものであった。					
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
	評価項目チェック数 1 …… d				
	評価項目チェック数 0 …… e				
9 内部関係者(業務委託者内)への情報伝達	1 内部関係者への情報伝達が確認された。				
	2 内部関係者への情報伝達にミスがなかった。				
	3 内部関係者への情報伝達は迅速であった。				
	4 監督員は、業務遂行に係わるあらゆる状況を理解していた。				
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
	評価項目チェック数 1 …… d				
	評価項目チェック数 0 …… e				
10 工程管理	1 打合せ頻度は、十分なものであった。				
	2 契約図書に定められた業務が、業務工程計画どおりに実施された。				
	3 打合せ時期は、概ね業務着手時に立案した打合せ計画どおりであった。				
	4 打合せ、連絡等により、発注者が業務の進捗状況を概ね把握できる状態にあった。				
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
	評価項目チェック数 1 …… d				
	評価項目チェック数 0 …… e				

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目
管理技術力	品質管理能力	11 ミス防止の実施	1 当該業務において、品質管理のためのチェックリストなどが作成し、運用されていた。	
			2 主要な材料に関し、第3者(係長、監督員以外)のチェック等自主的な品質管理の努力がなされていた。	
			3 品質管理のためのシステム(ex.ISO9001)が構築されていた。	
			4 具体的な業務の実施状況の確認のための記録がなされていた。	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
	評価項目チェック数 1 …… d			
	評価項目チェック数 0 …… e			
	弾力性等	12 当初工程計画の変更	1 変更指示書に基づき、速やかに当初工程計画からの変更要請に対応した。	
			2 その結果生じた対応結果が、特に優れていた。	
		評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数	
評価項目チェック数 1 …… b		評 定		
評価項目チェック数 0 …… c	評 点			
プロセス評価	コミュニケーション力	13 理解しやすい説明・表現	1 監理(業務)報告書等は、遅滞無く提出され必要事項が明記されていた。	
			2 監理(業務)報告書等は、検討・確認結果が簡潔明瞭であり、理解しやすい内容となっていた。	
			3 質問に対する確かな回答がなされた、又は即答できない場合には回答期限が提示された。	
			4 曖昧な表現がない、的確かつ論理的な説明により、内容が容易に理解できた。	
		評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
		評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点		
	評価項目チェック数 1 …… d			
	評価項目チェック数 0 …… e			
	責任感、積極性	14 円滑な業務遂行への努力	1 密に業務の進捗状況等が発注者に報告されていた。	
			2 業務遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告がなされた。	
		評価項目チェック数 2 …… a	評価項目数	
評価項目チェック数 1 …… b		評 定		
評価項目チェック数 0 …… c	評 点			
取組姿勢、社会性	15 責任感の強さ、積極性	1 管理技術者として、業務の取組み姿勢に積極性と責任感が認められた。		
		2 打合せにおいて確認・解決すべき事項について見逃しがなかった。		
		3 業務遂行に誤りが無いよう、必要に応じ協議事項・決定事項等が再確認されていた。		
		4 業務遂行段階において不明な点が生じた場合、問い合わせや確認が迅速になされた。		
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数		
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定		
評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
評価項目チェック数 1 …… d				
評価項目チェック数 0 …… e				

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目		
結果評定	施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認	16 目的の達成度	1 契約図書に提示された項目が、漏れなく実施された。		
			2 業務遂行段階での指示事項が、漏れなく実施された。		
			3 業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容であった。		
			4 高度な技術レベル、多岐にわたる検討・確認項目など、難易度の高い業務に対し必要な業務成果が得られた。		
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
			評価項目チェック数 2 …… c	評 点	
			評価項目チェック数 1 …… d		
			評価項目チェック数 0 …… e		
		17 業務報告書等の的確な取りまとめ	1 契約図書にある業務内容、業務遂行段階での指示事項が的確に取りまとめられている。		
			2 監理(業務)報告書やその他検討提出資料の内容において、著しい不整合がみられなかった。		
			3 簡潔で理解しやすい表現になっており、記載方法に創意工夫がみられ確認しやすい。		
4 契約図書にある事項、業務遂行段階での指示事項を関連づけ、重要な点が理解しやすく取りまとめられている。					
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
	評価項目チェック数 1 …… d				
	評価項目チェック数 0 …… e				
18 ミスの有無	1 工事の品質に大きな影響を及ぼすような、重大なミスは無かった。				
	2 工事の工程に大きな影響を及ぼすような、重大なミスは無かった。				
	3 チェックリスト等の業務実施状況の記録により、ミスの防止が図られていた。				
	4 監理(業務)報告書の内容にミスは無く、打合せ記録簿等も完備されていた。				
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数			
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
	評価項目チェック数 1 …… d				
	評価項目チェック数 0 …… e				

監督職員参考評定			
評価項目	細目	評価対象項目	評価項目
プロセス評価	専門技術力 業務執行技術力	1 施工計画等の確認等や工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認等を行った。	
		2 施工計画等の確認等や工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認等がもれなく的確に行われた。	
		3 協議事項や指示事項に対する対応がなされた。	
		4 協議事項や指示事項に対する対応が十分な説明資料をもってなされた。	
	工程管理能力 迅速性、工程管理能力、調整能力	1 施工図や工事の確認、指示事項等への対応が行われた。	
		2 施工図や工事の確認、指示事項等への対応が必要な時期に迅速に行われた。	
		3 工事請負業者等との調整が円滑かつ十分に行われた。	
		4 建築、設備など各分野をまたがる調整が円滑かつ十分に行われた。	

業務委託(現場技術(工事監理)委託)成績採点基準

(担当係長等の評価)

評価項目		細目	評価対象項目	評価項目			
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力 1~5	1 当該業務の目的と内容の理解について、評価できるものであった。				
			2 当該業務に必要な情報の把握について、評価できるものであった。				
			3 当該業務に対する検討項目及び検討手法について、評価できるものであった。				
			4 当該業務の打合せ資料の内容について、評価できるものであった。				
			5 当該業務に必要なとされる技術力を十分に発揮し、評価できるものであった。				
			6 その他(理由:)				
			評価項目チェック数 4以上 …… a	評価項目数			
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定			
			評価項目チェック数 2 …… c	評 点			
			評価項目チェック数 1 …… d				
			評価項目チェック数 0 …… e				
	工程管理能力	工程管理能力 6~10	実施計画、実施体制	1 業務の実施に際し、効率的あるいは円滑に遂行するための工夫がなされていた。			
2 工程管理において積極的な姿勢が見られた。							
3 業務を効率的あるいは円滑に遂行できるよう、必要な人員及び資格者が確保されていた。							
4 その他(理由:)							
					評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
					評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点				
		評価項目チェック数 1 …… d					
		評価項目チェック数 0 …… e					
取組姿勢、社会性	責任感、積極性 15	責任感・積極性・倫理観	1 企業として積極的に技術の研鑽に取り組んでいる。				
			2 業務遂行にあたって、取り組みへの積極性・責任感に対して評価できるものであった。				
			3 業務遂行中、新たに発生した課題等に対して、社内全体として体制の拡充を図る等により、業務を完了させた。				
			4 その他(理由:)				
					評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
					評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点				
		評価項目チェック数 1 …… d					
		評価項目チェック数 0 …… e					
結果評価	施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認	16~18 達成度	1 業務成果は、業務目的に照らし、評価できるものであった。				
			2 工事の品質に大きな影響を及ぼすような、重大なミスは無かった。				
			3 工事の工程に大きな影響を及ぼすような、重大なミスは無かった。				
			4 その他(理由:)				
					評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数	
					評価項目チェック数 3 …… b	評 定	
		評価項目チェック数 2 …… c	評 点				
		評価項目チェック数 1 …… d					
		評価項目チェック数 0 …… e					

評価項目		法令遵守等の該当項目一覧表		評価項目
法令遵守等	法令遵守等	措置内容	点数	
		1 本件業務に関して指名停止3ヶ月以上又は指名除外	-10 点	
		2 本件業務に関して指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8 点	
		3 本件業務に関して指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6 点	
		4 本件業務に関して指名停止要網上の警告	-4 点	
		5 本件業務に関して指名停止要網上の注意喚起	-2 点	
		6 文書注意	-4 点	
		7 口頭注意	-2 点	
		8 業務関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-1 点	
	【詳細内容】	評 定		

業務委託(現場技術(工事監理)委託)成績採点基準

(検査員の評価)

評価項目	細目	評価対象項目	評価項目					
プロセス評価	業務執行技術力	3 検討・確認項目、検討・確認内容(施工図の確認)	1 設計内容(当該工事の仕様書や図面等の内容)や関係法令の内容が把握されていた。					
			2 当初の検討項目や指示事項等について一貫性のある技術的な知識をもって対応した。					
			3 業務特性、現地条件、地域特性等の諸条件を考慮した上で、課題の解決が図られていた。					
			4 新たな、あるいは難易度の高い内容に十分対応した。					
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
			評価項目チェック数 2 …… c	評 点				
			評価項目チェック数 1 …… d					
			評価項目チェック数 0 …… e					
		3 検討・確認項目、検討・確認内容(工事の確認、指示事項等への対応)	1 施工計画等の確認等や工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認等を行った。					
			2 施工計画等の確認等や工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認等もれなく的確に行われた。					
			3 協議事項や指示事項に対する対応がなされた。					
4 協議事項や指示事項に対する対応が十分な説明資料をもってなされた。								
	評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数						
	評価項目チェック数 3 …… b	評 定						
	評価項目チェック数 2 …… c	評 点						
	評価項目チェック数 1 …… d							
	評価項目チェック数 0 …… e							
結果評価	工程管理能力	6~10 迅速性、工程管理能力、調整能力	1 施工図や工事の確認、指示事項等への対応が行われた。					
			2 施工図や工事の確認、指示事項等への対応が必要な時期に迅速に行われた。					
			3 工事請負業者等との調整が円滑かつ十分に行われた。					
			4 建築、設備など各分野をまたがる調整が円滑かつ十分に行われた。					
			評価項目チェック数 4 …… a	評価項目数				
			評価項目チェック数 3 …… b	評 定				
			評価項目チェック数 2 …… c	評 点				
			評価項目チェック数 1 …… d					
			評価項目チェック数 0 …… e					
		書、業務報告書等(業務的計画)	16~18 監理(業務)報告書等(業務計画書、監理業務報告書)の的確な取りまとめ	1 必要な項目を網羅している。	2 記載内容に著しい不整合が見られない。			
						3 的確で簡潔な表現になっており、業務の履行状況が確認しやすい。	4 記載方法に創意工夫がみられ、補足資料等が充実している。	
	評価項目チェック数 3 …… b							評 定
	評価項目チェック数 2 …… c			評 点				
	評価項目チェック数 1 …… d							
	評価項目チェック数 0 …… e							

業務委託(家屋調査)成績採点基準

- 当該基準は、家屋調査を対象とする。
- 当該基準の検査員とは、業務委託担当課の検査員とする。
- 指示・注意・警告等の行為については、書面で行い、その写しを保管するものとする。(監督員)
- 判定基準のあてはまるところへ、□にレマークを記入する。
- 監督員評価の3下請指導について、下請業者がなければ評価せず監督員の評定点合計を按分計算する。(監督員評定点合計×60/50)

A 監督員の確認評価

【 1 工 期 】

(監督員)

項目		判定		判 定 基 準	
				請負業者の工期に対する取組み方を総合的に評価する。 調査計画書に基づく作業実績により判断する。 具体的には、期間内の家屋所有者、居住者への調整に対する積極度で評価する。	
工 期	工 期 内 完 成	a	20	優秀	<input type="checkbox"/> 監督員に督促されることなく、事前の協議により常に積極的に工程を消化し、優秀に進捗させ 工期内に完成した。
		b	18	良好	<input type="checkbox"/> 監督員に督促されることなく多少工程を修正しながら、工期内に完成した。
		c	16	普通	<input type="checkbox"/> 監督員の指導、助言によりたえず工程を修正しながら工期内に完成させた。
		d	13	やや 劣る	<input type="checkbox"/> 調査計画書より遅れがちで、再三注意し、工期内に完成させるのに苦勞した。
	10		<input type="checkbox"/> 工期に対する認識に欠け、警告などの処置をして工期内に完成させるのに大変苦勞した。		
	遅 延	e	劣る	7	<input type="checkbox"/> 10日以内の遅延があった。
				5	<input type="checkbox"/> 20日以内の遅延があった。
				3	<input type="checkbox"/> 30日以内の遅延があった。
0				<input type="checkbox"/> 31日以上遅延があった。	
評定点					

【 2-1 理解力と企画力 】

(監督員)

項目	判定			判定基準	
				受託した箇所の種々の条件、委託の目的と発注者側の意向を十分に理解しているか。また、図面、写真の作成が決められた様式に要領よく分かりやすく記載されているか等、総合的に評価する。	
内容評価	理解力と企画力	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 種々の条件や委託の目的と発注者側の意向を完全に理解し、与えられた目的を達成するための手法・手続などを熟知しており、分かりやすく、効率的にまとめている。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 目的や意向を充分理解し手法・手続などに多少知識不足の面もあったが、積極的に研究していた。また、現地状況などについても若干注意した程度であった。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 現地の把握・目的などをかなり理解しているが、積極性に欠ける所があった。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 現地の把握が雑であり、目的などの理解力も不足し、発注者側から再三注意するまで待つことが多く、積極性に欠けていた。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 目的などの理解力が劣り、積極性が無く、発注者側の指示に全面的に依存していた。
評定点					

【 2-2 地元対策 】

(監督員)

項目	判定			判定基準	
内容評価	地元対策	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 監督員が指示するまでもなく、積極的に取組み、所有者(居住者)との連絡調整を適時適切に行い、優秀である。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 所有者(居住者)との必要な連絡調整を行い、おおむね良好であった。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 所有者(居住者)と摩擦もほとんどなく、普通程度であった。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 所有者(居住者)に対する協調性がなく、たびたび所有者(居住者)とトラブルを生じ、業務委託に支障をきたし、解決にも消極的であった。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 所有者(居住者)に対する協調性がまったくなく、業務委託に支障をきたすことが非常に多かった。
評定点					

【 2-3 調査員の技能 】

(監督員)

項目		判定		判定基準	
内容評価	調査員の技能	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 委託内容を完全に理解し、管理能力も非常に優れており、現場の状況を完全把握しながら、全体を統率していた。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 委託内容を理解し、現場をよく統率していた。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 普通程度であった。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 委託内容の理解力や管理能力がやや劣っていた。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 委託内容の理解力や管理能力が非常に劣っていた。
評定点					

【 2-4 書類作成能力 】

(監督員)

項目		判定		判定基準	
内容評価	書類作成能力	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 家屋破損状況が要領よく分かりやすくまとめられていて非常に優秀である。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 家屋破損状況が要領よくまとめられていて良い。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 家屋破損状況が普通程度にまとめられている。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 不必要なものが多く、委託内容が反映されていない。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 不必要なものが多く、委託内容がまったく反映されていない。
評定点					

【 3 下請の指導 】

(監督員)

項目	判定		判定基準		
			下請の指導、統率力について評価する。		
下請の指導	程 度	a	10	優秀	<input type="checkbox"/> 常に下請と連絡調整し、管理能力も優れており、全体を統率していた。
		b	8	良好	<input type="checkbox"/> 委託内容に適した指示を行い、よく統率していた。
		c	6	普通	<input type="checkbox"/> 普通程度であった。
		d	4	やや劣る	<input type="checkbox"/> 下請まかせで、統率力がやや劣っていた。
		e	2	劣る	<input type="checkbox"/> 下請まかせで、統率力がまったくなく、監督員の指導、助言にもほとんど従わなかった。
評定点					

【 4 熱意 】

(監督員)

項目	判定		判定基準		
			発注者側の意思を十分に理解し、終始連絡調整を図り意思疎通を図ったか、業務遂行に対しての、責任感、積極性、誠実性など、技術力以外のものについて評価する。		
熱意	程 度	a	10	優秀	<input type="checkbox"/> 発注者が指示するまでもなく、積極的に取組み、問題解決に創意工夫をこらした。また、連絡調整を密にし、協調性を保ち、全面的に熱意をもって努めたので、優秀である。
		b	8	良好	<input type="checkbox"/> 積極的に取組み連絡調整、協調性もおおむね良好で、熱意をもって取り組んだので良い。
		c	6	普通	<input type="checkbox"/> 積極性にやや欠けるが、指示事項は全面的に実行した。
		d	4	やや劣る	<input type="checkbox"/> 積極性に欠けており、何度か指示しないと実行しなかった。
		e	2	劣る	<input type="checkbox"/> 再三の指示で実行するが、指示内容の理解力も弱く、細部にわたり注意する必要がある、現場代理人の変更を求める必要が生じるほど熱意が感じられない。
評定点					

B 係長の検査

【 2-1 理解力と企画力 】

(担当係長)

項目	判定			判定基準	
				受託した箇所の種々の条件、委託の目的と発注者側の意向を十分に理解しているか。また、図面、写真の作成が決められた様式に要領よく分かりやすく記載されているか等、総合的に評価する。	
内容評価	理解力と企画力	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 種々の条件や委託の目的と発注者側の意向を完全に理解し、与えられた目的を達成するための手法・手続などを熟知しており、分かりやすく、効率的にまとめている。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 目的や意向を充分理解し手法・手続などに多少知識不足の面もあったが、積極的に研究していた。また、現地状況などについても若干注意した程度であった。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 現地の把握・目的などをかなり理解しているが、積極性に欠ける所があった。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 現地の把握が雑であり、目的などの理解力も不足し、発注者側から再三注意するまで待つことが多く、積極性に欠けていた。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 目的などの理解力が劣り、積極性が無く、発注者側の指示に全面的に依存していた。
評定点					

【 2-2 地元対策 】

(担当係長)

項目	判定			判定基準	
内容評価	地元対策	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 監督員が指示するまでもなく、積極的に取組み、所有者(居住者)との連絡調整を適時適切に行い、優秀である。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 所有者(居住者)との必要な連絡調整を行い、おおむね良好であった。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 所有者(居住者)と摩擦もほとんどなく、普通程度であった。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 所有者(居住者)に対する協調性がなく、たびたび所有者(居住者)とトラブルを生じ、業務委託に支障をきたし、解決にも消極的であった。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 所有者(居住者)に対する協調性がまったくなく、業務委託に支障をきたすことが非常に多かった。
評定点					

【 2-3 調査員の技能 】

(担当係長)

項目		判定			判定基準
内容 評価	調査員の技能	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 委託内容を完全に理解し、管理能力も非常に優れており、現場の状況を完全把握しながら、全体を統率していた。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 委託内容を理解し、現場をよく統率していた。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 普通程度であった。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 委託内容の理解力や管理能力がやや劣っていた。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 委託内容の理解力や管理能力が非常に劣っていた。
評定点					

【 2-4 書類作成能力 】

(担当係長)

項目		判定			判定基準
内容 評価	書類作成能力	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 家屋破損状況が要領よく分かりやすくまとめられていて非常に優秀である。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 家屋破損状況が要領よくまとめられていて良い。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 家屋破損状況が普通程度にまとめられている。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> unnecessaryなものが多く、委託内容が反映されていない。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> unnecessaryなものが多く、委託内容がまったく反映されていない。
評定点					

C 検査員の検査

【 5-1 資料整備 】

(検査員)

項目	判定			判定基準	
				委託の目的及び調査結果が理解しやすく、明確であるか。資料整備は十分か。編集、製本が良いかを総合的に評価する。	
報告書	資料整備	a	10	優秀	<input type="checkbox"/> 委託内容をよく理解、研究し、非常によくまとめられており、優秀である。
		b	8	良好	<input type="checkbox"/> かなりよくまとめられていて良い。
		c	6	普通	<input type="checkbox"/> 普通程度にまとめられている。
		d	4	やや劣る	<input type="checkbox"/> 全体的にまとまりがなく、劣る。
		e	2	劣る	<input type="checkbox"/> 不適切、不明確な記述が多く、ほとんどまとまりがない。
評定点					

【 5-2 出来形 】

(検査員)

項目	判定			判定基準	
報告書	出来形	a	10	優秀	<input type="checkbox"/> 技術を生かし、適切な判断と機能を発揮し、内容が理解しやすく非常に優れている。
		b	8	良好	<input type="checkbox"/> 技術と判断、機能も内容も理解しやすく、まとめられており良い。
		c	6	普通	<input type="checkbox"/> 技術と判断、機能も内容も平凡で、普通である。
		d	4	やや劣る	<input type="checkbox"/> 技術的に若干の指導をしたが、不明瞭でやや理解しにくく、劣る。
		e	2	劣る	<input type="checkbox"/> 技術的に相当の指導をしたが内容も理解しにくい。
評定点					

維持管理工事成績採点基準

- 当該基準は、草刈、剪定、補修などの維持管理工事を対象とする。
- 当該基準の検査員とは、施行担当課の検査員とする。
- 指示・注意・警告等の行為については、書面で行い、その写しを保管するものとする。(監督員)
- 判定基準のあてはまるところへ、□にレマークを記入する。

A 監督員の確認評価

【 1 工 期 】

(監督員)

項目		判定		判 定 基 準	
				請負業者の工期に対する取組み方を総合的に評価する。工程計画に基づく施工実績により判断する。具体的には、期間内の気象条件による進捗阻害の克服度、関係事業、地元調整に対する積極度等で評価する。	
工 期	工 期 内 完 成	a	20	優秀	<input type="checkbox"/> 監督員に督促されることなく、気象状況、地元調整などによる進捗阻害も請負者の自発的な努力で克服し、余裕を持って完成期限までに完成した。
		b	18	良好	<input type="checkbox"/> 監督員に督促されることなく、困難な問題を克服し、工程計画どおり進捗し、完成期限までに完成した。
		c	16	普通	<input type="checkbox"/> 監督員の指導、助言によりたえず工程計画を修正しながら工期内に完成させた。
		d	13	やや 劣る	<input type="checkbox"/> 工程計画書より遅れがちで、再三注意し、工期内に完成させるのに苦労した。
			10		<input type="checkbox"/> 工期に対する認識に欠け、警告などの処置をしても工期内に完成させるのに大変苦労した。
	e	7	劣る	<input type="checkbox"/> 10日以内の遅延があった。	
		5		<input type="checkbox"/> 20日以内の遅延があった。	
		3		<input type="checkbox"/> 30日以内の遅延があった。	
		0		<input type="checkbox"/> 31日以上遅延があった。	
	遅延				
評定点					

【 2-1 施工管理 】

(監督員)

項目	判定			判定基準	
				関係法令、設計図、計画的な施工と現地対応・工程管理・労務資材・機械調達運用・品質管理・後片付け・総合的な管理能力。	
施工状況	施工管理	a	10	優秀	<input type="checkbox"/> 全て適切であり管理能力に優れている。
		b	8	良好	<input type="checkbox"/> 計画性・管理状況など管理を適切に行っている。
		c	6	普通	<input type="checkbox"/> 計画性・管理状況など多少不備があったが、概ね適切に管理を行った。
		d	4	やや劣る	<input type="checkbox"/> 計画性・管理状況に不備があり、再三にわたり注意・指示を行った。
		e	2	劣る	<input type="checkbox"/> 計画性・管理状況が全て不備である。
評定点					

【 2-2 安全管理 】

(監督員)

項目	判定			判定基準	
				労務災害・保安設備・安全衛生教育・安全パトロール・公衆災害等について関係法令を厳守し安全確保。	
施工状況	安全管理	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 安全対策が非常に優れている。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 安全対策を的確に行っている。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 安全対策が概ね適切であり、特に問題はない。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 安全対策に不備があり、注意・指導したが対策されなかった。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 安全対策の不備により事故を発生させた。
評定点					

【 2-3 取組み姿勢 】

(監督員)

項目	判定			判定基準	
				指示に対する励行度・連絡打合せ・積極性・関係機関との連絡調整。	
施工状況	取組み姿勢	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 取組み姿勢が自主的で誠意をもって行っている。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 取組み姿勢は指示どおりであり、積極的に行っている。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 取組み姿勢は指示に対し概ね適切に行っている。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 取組み姿勢は何度か指示しないと実行しないなど消極的である。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 取組み姿勢は指示を励行しないなど極めて消極的である。
評定点					

【 2-4 現地対策 】

(監督員)

項目	判定			判定基準	
				地元関係・他工事との調整。	
施工状況	現地対策	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 現地対策が積極的で、かつ良心的であり、調整等も早期解決を図った。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 現地対策が的確であり、工事の進捗に努めた。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 現地対策に多少の課題があったが、適切に解決した。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 現地対策に不備があり、また請負者の対応による苦情が多く、第三者等とのトラブルが生じた。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 現地対策、関連工事との調整が不備であり、工事全体の進捗に支障が生じた。
評定点					

【 2-5 能力評価 】

(監督員)

項目	判定		判定基準		
			現場代理人・主任技術者(監理技術者)の能力・現場状況の理解度・人員配置の適正度・労働者の能力と技能の程度。		
施工状況	能力評価	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 非常に優れている。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 的確に行っている。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 概ね、適切である。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 再三に注意・指導にもかかわらず管理が不適切である。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 全て労働者任せで、管理が全くできていない。
評定点					

【 2-6 資料整備 】

(監督員)

項目	判定		判定基準		
			検査資料の整備状況。 施工計画書・出来形管理・工事打合簿などの書類。		
施工状況	資料整備	a	10	優秀	<input type="checkbox"/> 施工計画、出来形管理など独自に創意工夫し優れている。
		b	8	良好	<input type="checkbox"/> 施工計画、出来形管理などの確で良好である。
		c	6	普通	<input type="checkbox"/> 施工計画、出来形管理など概ね適切であるが、部分的に不備があり修正した。
		d	4	やや劣る	<input type="checkbox"/> 施工計画、出来形管理など全体的に不備があり大幅な修正を行った。
		e	2	劣る	<input type="checkbox"/> 施工計画、出来形管理など全く整備されていない。
評定点					

B 係長の検査

【 2-2 安全管理 】

(担当係長)

項目	判定			判定基準	
				労務災害・保安設備・安全衛生教育・安全パトロール・公衆災害等について関係法令を厳守し安全確保。	
施工状況	安全管理	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 安全対策が非常に優れている。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 安全対策を的確に行っている。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 安全対策が概ね適切であり、特に問題はない。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 安全対策に不備があり、注意・指導したが対策されなかった。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 安全対策の不備により事故を発生させた。
評定点					

【 2-3 取組み姿勢 】

(担当係長)

項目	判定			判定基準	
				指示に対する励行度・連絡打合せ・積極性・関係機関との連絡調整。	
施工状況	取組み姿勢	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 取組み姿勢が自主的で誠意をもって行っている。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 取組み姿勢は指示どおりであり、積極的に行っている。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 取組み姿勢は指示に対し概ね適切に行っている。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 取組み姿勢は何度か指示しないと実行しないなど消極的である。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 取組み姿勢は指示を励行しないなど極めて消極的である。
評定点					

【 2-4 現地対策 】

(担当係長)

項目	判定			判定基準	
				地元関係・他工事との調整。	
施工状況	現地対策	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 現地対策が積極的で、かつ良心的であり、調整等も早期解決を図った。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 現地対策が的確であり、工事の進捗に努めた。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 現地対策に多少の課題があったが、適切に解決した。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 現地対策に不備があり、また請負者の対応による苦情が多く、第三者等とのトラブルが生じた。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 現地対策、関連工事との調整が不備であり、工事全体の進捗に支障が生じた。
評定点					

【 2-5 能力評価 】

(担当係長)

項目	判定			判定基準	
				現場代理人・主任技術者(監理技術者)の能力・現場状況の理解度・人員配置の適正度・労働者の能力と技能の程度。	
施工状況	能力評価	a	5	優秀	<input type="checkbox"/> 非常に優れている。
		b	4	良好	<input type="checkbox"/> 的確に行っている。
		c	3	普通	<input type="checkbox"/> 概ね、適切である。
		d	2	やや劣る	<input type="checkbox"/> 再三に注意・指導にもかかわらず管理が不適切である。
		e	1	劣る	<input type="checkbox"/> 全て労働者任せで、管理が全くできていない。
評定点					

【5-1 下請け指導と依存度】

(担当係長)

検討項目	減点なし		減点	
1 下請けを明確にしているか ・法令を順守し申請しているか ・申請どおりの下請け業者が施工しているか	□	当初より関係法令を厳守し適切である 当初より申請どおり	□	再三注意することにより法令を厳守させた。 申請どおりでなかったが注意することにより 改正 減点係数 0.03
2 主任技術者を適切に配置していない	□	発注者に対してその理由を書面により 説明している	□	再三、督促した 減点係数 0.04
3 下請け指導など元請・下請け関係は適切か	□	指導が適切であり元請・下請け関係も 適切である	□	下請け又は労働者任せで元請・下請け間で トラブルがあった 減点係数 0.03
			減点係数の和	

(注)下請け指導と依存度については、法の違反行為を認めるものではなく下請け業者に対する元請業者の管理状況について
 評価するものとする。

最終評点は評価者の合計点に補正係数を乗じて算出するものとする。
 補正係数は(1-減点係数の和)で算出するものとする。

C 検査員の検査

【 3-1 資料整備 】

(検査員)

項目	判定			判定基準	
				検査資料の整備状況。 施工計画書・出来形管理・工事打合簿などの書類。	
施工状況	資料整備	a	10	優秀	<input type="checkbox"/> 施工計画、出来形管理など独自に創意工夫し優れている。
		b	8	良好	<input type="checkbox"/> 施工計画、出来形管理などの確で良好である。
		c	6	普通	<input type="checkbox"/> 施工計画、出来形管理など概ね適切であるが、部分的に不備があり修正した。
		d	4	やや劣る	<input checked="" type="checkbox"/> 施工計画、出来形管理など全体的に不備があり大幅な修正を行った。
		e	2	劣る	<input type="checkbox"/> 施工計画、出来形管理など全く整備されていない。
評定点					

【 3-2 出来形・出来ばえ・施工技術 】

(検査員)

項目	判定			判定基準	
				出来形、品質、仕上がり状態。	
出来形及び出来ばえ	出来形・出来ばえ	a	10	優秀	<input type="checkbox"/> 出来形又は品質が測定基準、規格値を満足し、バラツキはなく全体的に極めてよい出来ばえである。
		b	8	良好	<input type="checkbox"/> 出来形又は品質が測定基準、規格値を満足し、バラツキは少なく、全体的によい出来ばえであり、手直しが無い。
		c	6	普通	<input type="checkbox"/> 出来形又は品質が測定基準、規格値を満足し、バラツキは若干あるが、許容範囲内であり、全体的に普通の出来ばえである。手直しもほとんどない。
		d	4	やや劣る	<input type="checkbox"/> 出来形又は品質が測定基準、規格値を超えるものがあり、バラツキが大きく、また出来ばえも悪いため、一部手直しがある。
		e	2	劣る	<input type="checkbox"/> 出来形又は品質が測定基準、規格値を満足せず、バラツキが大きく、大規模な手直しがある。
評定点					